

令和 5 年
自 己 点 検 評 価 書

令和 5 (2023) 年 7 月
大阪成蹊大学

目 次

<u>I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等</u>	1
<u>II. 沿革と現況</u>	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
<u>基準 1. 使命・目的等</u>	7
<u>基準 2. 学生</u>	15
<u>基準 3. 教育課程</u>	32
<u>基準 4. 教員・職員</u>	57
<u>基準 5. 経営・管理と財務</u>	67
<u>基準 6. 内部質保証</u>	76
<u>IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価</u>	79
「新型コロナウイルス感染症への対応」	
<u>基準 A. 学園の対策組織</u>	79
<u>基準 B. 遠隔授業等</u>	79
<u>基準 C. 学生支援</u>	81
<u>V. 法令等の遵守状況一覧</u>	84

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

＜建学の精神・大学の基本理念＞

大阪成蹊学園は、「桃李不言下自成蹊」（桃李もの言わざれども下のおのずから蹊をなす）を建学の精神としている。これは、中国の漢の時代に司馬遷によって書かれた「史記」に由来しており、その意味は、「桃や李（すもも）は何も言わないが、その美しい花や甘い実を求めて多くの人が集まってくる。それ故、その木の下には自ずと蹊（こみち）ができる」というもので、「徳が高く、尊敬される人物のもとには徳を慕って人々が集まってくる」というたとえである。本学では、建学の精神「桃李不言下自成蹊」を体現する「人間力」のある人材の育成を基本理念とし、その行動指針に「忠恕」を掲げている。

＜使命・目的＞

学園の建学の精神に基づき、本学の目的を以下の通り定め、学則に明記している。
大学学則第1条「本学は人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く深い教養と総合的な判断力を備えた豊かな人間性を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、実践的な専門教育に重きを置く大学教育を施し、実社会において知的、道徳的及び応用的能力を展開し得る人材の育成を目的とする。」

大学院学則第1条「本学は、大阪成蹊学園の建学の精神「桃李不言下自成蹊」に基づき、学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。」

＜本学の個性・特色＞

本学は経営学部、芸術学部、教育学部、国際観光学部、データサイエンス学部、看護学部の6学部を擁し、21の多彩な学びで教育目的に沿った人材育成を行うとともに、高度専門職業人を育成するために大学院を設置している。経営学部は、経営学科、スポーツマネジメント学科、国際観光ビジネス学科の3学科構成としており、それぞれの学科において実務経験を有する教員の配置や産官学連携に力を入れ、実践経験に基づく学びを特色の一つとしているほか、コース制を取り入れ、より専門的な学びに特化したカリキュラムを編成している。なお、令和4（2022）年度に国際観光学部を開設するのに伴い、国際観光ビジネス学科を募集停止とした。

芸術学部は、造形芸術学科に8つのコースで専門的な技能を高める学びを展開しており、企業との連携にも積極的に取り組み、PBL(Project/Problem Based Learning)授業やインターンシップなど特色ある教育を実施している。また、独自のデッサン等のグレード制度を導入するなど、基礎的なスキルの向上を図っていることも特色としてあげることができる。

教育学部は、教育学部に小学校、幼稚園、保育士をめざす初等教育専攻及び中学校、高等学校の英語、保健体育の教員をめざす中等教育専攻の2専攻で構成している。初等教育専攻には、小学校教員をめざす初等教育コースと幼稚園教諭、保育士をめざす幼児教育コースの2コースがあり、早期の実習の取り組みや近隣16の教育委員会との連携によるインターンシップ、教育実習等の実践的な学びを重視した特色ある教育を展開している。また、音楽、図画、体育といった実習授業にも力を入れており、特色としている。中等教育

専攻は、中高の英語教員をめざす英語教育コース及び保健体育教員をめざす保健体育教育コースを設置している。英語教育コースでは、中学校、高等学校英語教育に求められる専門的な教育理論と実践的な指導法や、教育現場での学校体験活動と実習、海外の教育現場に触れる海外英語教育演習などにより英語で授業ができる英語力と実践力を身につけるカリキュラムとしている。保健体育教育コースは、保健体育科教育に関する専門的な教育理論と実践的な指導法及び、スポーツや健康に関する幅広い学び、教育現場での学校体験活動と実習を通じて実践力を身につけ、豊かな人間性と多様性を持ち合わせた教員を育成する。さらに、特別支援学校教諭一種免許状も取得できる教育カリキュラムを用意して、免許種の幅を広げている。

令和4（2022）年度に開設した国際観光学部は、国際的な視点に立ちながら、新しい観光政策・観光事業経営、地域振興のあり方や持続可能な社会を実現する観光人材、国内外の事業展開に参画し、活躍できるグローバル人材を育成する。そのため、1年次には1～3週間の短期海外研修への挑戦を促し、3年次では4～8か月間の北米やヨーロッパなどへの留学を可能としており、英語力の強化に力を入れる。さらに、奨学金も充実しており、1年次の研修については一定の補助を行い、3年次については半期分の授業料を実質負担なしで留学が可能となる。

また、令和5（2023）年度から、データサイエンス学部及び看護学部の2学部を開設した。

データサイエンス学部は、一般社団法人情報処理学会による「データサイエンス・カリキュラム標準（専門教育レベル）」を骨格として統計学やモデリング等を強化することでデータサイエンス人材の育成に必要な体系的なカリキュラムを編成して、データサイエンスの専門的な知識・技能等を身につけるとともに、1年次から卒業まで連続して開講する専門演習科目「未来クリエーションプロジェクト」及び「卒業研究」を中心に、データサイエンスによる課題解決や課題探索に関する実践力を高める。

看護学部は、看護師に必要な知識・技術に加え、患者や家族からの信頼を得られる高い人間力と、多様な医療ニーズに応える課題解決力を備えた看護師・保健師を育成する。特に、地域で生活する多様な人々の健康課題を考え、長寿社会に貢献できる人材育成に傾注する。カリキュラムは1年次からフィールドワークを通じて、生活と健康課題の関係を探究。成人、小児、母性、精神、老年など多様な看護学習を積み重ねた後に、4年次に健康課題の要因や必要とされる支援システムを学ぶ。

こうした専門教育を含め、「大阪成蹊大学LCD教育」と銘打つ全学教育の改革を近年進めており、リテラシー・コンピテンシー・ディグニティの3つの要素を育むことを目的に「初年次教育」や「キャリア教育」「教養教育」「データサイエンス教育」「グローバル教育」の充実にも取り組んでいる。「初年次教育」では、社会課題やSDGsを題材に思考力を深めるアクティブラーニングを通じて、4年間の学修の基礎となるアカデミックスキルを身につける。その上で、「キャリア教育」にも位置づける2年次の「企業等連携PBL」などで、企業等から提示された課題の解決に挑戦する。また令和4(2022)年度からは「教養教育」に新たに「AI・データリテラシー」の区分を設け、新設のデータサイエンス学部が監修する「データサイエンス基礎」「統計学基礎」や、AIによって急速に変容してゆく社会における、都市計画、新ビジネス開拓、法制度や倫理的問題への配慮など、多彩な分野での実務経験がある特別講師

を招聘して探求する「AI入門」などを開講している。「グローバル教育」として、学部の特長を海外で学ぶ「グローバル・アクティブラーニング・プログラム」を各学部で毎年実施している。教学改革FSD会議・教学改革プロジェクトを中心に全学的な教学改革・質保証の取り組みを推進する教学マネジメントを実現している点も大きな特色となっている。

また、大学院教育学研究科教育学専攻では、学部卒生のみならず現役の教員も多く受講する高度な教育、研究活動を展開している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学園は、昭和8（1933）年4月大阪府下吹田観音寺において、「女子にも教育を」との時代の要請に応え、「桃李不言下自成蹊」を建学の精神として、「高等成蹊女学校」を創設したことに始まる。昭和23（1948）年には新学制に対応して「大阪成蹊女子高等学校」として現在の礎を築いた。その後、昭和26（1951）年には、より一層高度な女子教育の実践という地域の要請に応えるべく「大阪成蹊女子短期大学」を設立し、女子教育に多大な貢献をしてきた。

平成15（2003）年4月、高校生及び保証人を含む地域における4年制大学開設の要望の高まりに応えるべく、大阪市東淀川区相川に現代経営情報学部と京都府長岡京市に芸術学部の2学部を擁する大阪成蹊大学を設置した。平成23（2011）年度には、現代経営情報学部を、教育内容がより分かりやすく理解されるようにマネジメント学部へと学部名称を変更している。

平成26（2014）年度には、併設校の大阪成蹊短期大学の児童教育学科で培ってきた初等・幼児教育の伝統と実績をベースとして、より高度で専門的な知識、技能を身につけた教育人材の育成をめざし教育学部を設置した。

その後、マネジメント学部においては、平成28（2016）年度に、スポーツビジネスコースをスポーツマネジメント学科へ、平成30（2018）年度に観光ビジネスコースを国際観光ビジネス学科へと改編した。さらに、令和2（2020）年度にはマネジメント学部マネジメント学科を経営学部経営学科へと名称を変更するとともに新たに公務員等をめざす公共政策コースを開設した。

平成30年度には教育学部を母体として大学院教育学研究科教育学専攻を開設するとともに、教育学部に教育学科中等教育専攻（英語教育コース、保健体育教育コース）を設置し、令和2（2020）年度からは特別支援学校教諭第一種免許状の取得を可能とした。

芸術学部では、平成27（2015）年度に、学科の改編に取り組み3学科を1学科とするとともに、学科名称を造形芸術学科へ変更し、8コースの教育内容の改革を実施した。

令和4（2022）年度には経営学部国際観光ビジネス学科を改編し、次世代観光経営や国際社会におけるグローバルな事業展開を実現できる観光人材の育成を目指し、国際観光学部を開設した。

さらに、令和5（2023）年度に、社会の要請に応えるため、特に今後ニーズの高まりが予想される地域医療領域を担う看護のプロフェッショナルを育成する看護学部看護学科及び、社会にあふれるさまざまなデータをもとに未来の社会づくりに貢献するデータサイエンス人材を育成するデータサイエンス学部データサイエンス学科を開設した。

大阪成蹊大学

学園には現在、大阪成蹊大学のほか、びわこ成蹊スポーツ大学、大阪成蹊短期大学、大阪成蹊女子高等学校及び大阪成蹊短期大学附属こみち幼稚園を併設しており、大阪成蹊学園全体で在籍する学生・生徒・園児数は、7,640 人となる（令和 5 年 5 月 1 日現在）。

昭和 8(1933)年	4 月	実業学校令による四年制女学校として、高等成蹊女学校を設立
12(1937)年	4 月	校名を大阪高等成蹊女学校と改称
13(1938)年	4 月	財団法人大阪成蹊学園設立
22(1947)年	4 月	学制改革により新制大阪成蹊女子中学校を併設
23(1948)年	4 月	大阪成蹊女子高等学校を開設
26(1951)年	3 月	私立学校法の制定に伴い、法人名を「学校法人大阪成蹊学園」と改める
	4 月	大阪成蹊女子短期大学設立
27(1952)年	4 月	大阪成蹊学園こみち幼稚園開設
49(1974)年	4 月	中学校生徒募集停止
50(1975)年	8 月	幼稚園を大阪成蹊女子短期大学附属こみち幼稚園と改組
平成 14(2002)年	4 月	成安造形短期大学を学校法人京都成安学園より学校法人大阪成蹊学園に設置者変更
15(2003)年	4 月	大阪成蹊大学開学 現代経営情報学部現代経営情報学科を、芸術学部美術・工芸学科、デザイン学科を設置
	4 月	びわこ成蹊スポーツ大学開学
	4 月	大阪成蹊女子短期大学を大阪成蹊短期大学に名称変更、男女共学となる
	4 月	幼稚園を大阪成蹊短期大学附属こみち幼稚園に名称変更
16(2004)年	3 月	学園三大学 単位互換協定締結
18(2006)年	4 月	学部改組により、芸術学部情報デザイン学科、環境デザイン学科、美術学科を設置 これに伴い、美術・工芸学科、デザイン学科の学生募集停止
	6 月	成安造形短期大学廃止
20(2008)年	9 月	大阪成蹊学園びわこセミナーハウス開設
23(2011)年	4 月	現代経営情報学部現代経営情報学科をマネジメント学部マネジメント学科に名称変更
24(2012)年	3 月	芸術学部美術・工芸学科、デザイン学科廃止
24(2012)年	4 月	芸術学部を長岡京キャンパスから相川キャンパスへ移転・統合
26(2014)年	4 月	教育学部教育学科設置
27(2015)年	4 月	芸術学部美術学科を芸術学部造形芸術学科に名称変更 情報デザイン学科、環境デザイン学科の学生募集停止
28(2016)年	4 月	マネジメント学部スポーツマネジメント学科設置
30(2018)年	4 月	大学院教育学研究科教育学専攻設置 マネジメント学部国際観光ビジネス学科設置

大阪成蹊大学

教育学部教育学科に中等教育専攻（英語教育コース、保健体育教育コース）設置

令和 2（2020）年 4 月 マネジメント学部マネジメント学科を経営学部経営学科に改称

令和 4（2022）年 4 月 国際観光学部国際観光学科設置

経営学部国際観光ビジネス学科の学生募集停止

令和 5（2023）年 4 月 データサイエンス学部データサイエンス学科設置

看護学部看護学科設置

相川駅前に駅前キャンパスを開設

2. 本学の現況

・ 大学名 大阪成蹊大学

・ 所在地 [相川キャンパス] 大阪府大阪市東淀川区相川 3 丁目 10 番 62 号
[駅前キャンパス] 大阪府大阪市東淀川区相川 1 丁目 3 番 7 号

・ 大学院構成 教育学研究科 教育学専攻（修士課程）

・ 学部構成

経営学部	経営学科 スポーツマネジメント学科 国際観光ビジネス学科
芸術学部	造形芸術学科
教育学部	教育学科 中等教育専攻 初等教育専攻
国際観光学部	国際観光学科
データサイエンス学部	データサイエンス学科
看護学部	看護学科

・ 学生数、教員数、職員数

◆学生数

（令和 5 年 5 月 1 日現在）

【学部】

学 部	学 科	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	在 籍 学 生 数				在籍 学生 総数
					1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
					学生数	学生数	学生数	学生数	
経営学部	経営学科	140	10	511	180	165	130	136	611
	スポーツマネジメント学科	120	1	462	146	137	124	96	503
	国際観光ビジネス学科	-	2	164	-	-	80	77	157
経営学部計		260	13	1137	326	302	334	309	1271
芸術学部		220	7	828	248	240	217	228	933

大阪成蹊大学

教育学部	220	5	850	261	244	203	219	927
国際観光学部	80	0	160	80	50	-	-	130
データサイエンス学部	80	0	80	68	-	-	-	68
看護学部	80	0	80	88	-	-	-	88
合 計	940	25	3135	1071	836	754	756	3417

【大学院】

研究科	専攻	課程	入学 定員	収容 定員	在籍学生数		在籍学生 総数
					1 年次	2 年次	
教育学研究科	教育学	修士	5	10	3	8	11

◆教員数

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

学部・学科		専 任 教 員 数					助手	兼任 (非常勤) 教員数
		教授	准教授	講 師	助教	計		
経営学部	経営学科	8	11	2	0	21	1	50
	スポーツマネジメント学科	8	4	3	0	15	0	
	国際観光ビジネス学科※	(5)	(3)	(0)	(0)	(8)	(0)	
芸術学部	造形芸術学科	12	13	5	0	30	0	99
教育学部	教育学科	17	19	6	0	42	2	73
国際観光学部	国際観光学科	7	5	1	3	16	0	3
データサイエンス学部	データサイエンス学科	8	5	2	1	16	0	1
看護学部	看護学科	6	2	9	9	26	0	12
合 計		66	59	28	13	166	3	238

※国際観光学部兼務

◆職員数

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
72 人	34 人	0 人	11 人	117 人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・ 本学の使命・目的は、設置母体である大阪成蹊学園の建学の精神である「桃李不言下自成蹊」を具現化することにある。すなわち、「徳が高く、尊敬される人物のもとには徳を慕って人々が集まってくる」というこの故事に表わされる「人間力」のある人材を社会に輩出することである。
- ・ 本学の使命・目的については、学則第 1 条に「本学は人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く深い教養と総合的な判断力を備えた豊かな人間性を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、実践的な専門教育に重きを置く大学教育を施し、実社会において知的、道徳的及び応用的能力を展開し得る人材の育成を目的とする」ことと定め明文化している。
- ・ こうした使命・目的を達成するために、学則第 3 条に学部・学科ごとの教育目的を定めている（表 1-1-1）。
- ・ 教育目的は履修ガイド、学生募集要項などにも記載している。

表 1-1-1 教育目的

経営学部	現代の社会・経済・経営・情報環境におけるビジネスとマネジメントを学び、グローバル化・情報化の進展する現代産業社会において、複雑化・多様化する経営上の諸問題を解決しうる能力を持った人材を育成する。
経営学科	現代の社会・経済・経営・情報環境の下で求められる「ビジネスとマネジメント、及び情報処理に関する基礎的能力とスキル」及び「コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。
スポーツマネジメント学科	現代の社会・経済・経営・情報環境の下で求められる「スポーツ産業に係るビジネスとマネジメントに関する基礎的能力とスキル」及び「コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、スポーツ産業における現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。
芸術学部	芸術的教養や芸術的表現能力を育成するとともに、専門領域を超え

造形芸術学科	た幅広い視野と知識を持ち、社会の要請を敏感に感じ取り社会との関わりにおいてその芸術的感性や表現能力を生かし、伝統的な造形表現と未来を開く革新的な造形思考との往還の中に現代人の置かれたさまざまな局面を捉え、未来的な展望のもとに個性豊かな表現の可能性を追求できるとともに、心豊かな社会の実現に寄与することのできる人材の育成をする。
教育学部	時代が求める新しい教育への対応と普遍的な教育の営みとを総合的・専門的に学修し、未来を切り拓く子どもの「生きる力」を育むことのできる幅広い教養をもった専門職業人を育成する。
教育学科	
国際観光学部	現代の社会・経済・経営・情報環境の下で求められる「グローバル化が進む産業及び観光関連産業に係るビジネスとマネジメントに関する基礎的能力とスキル」及び「国際コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、持続可能な観光経営モデルの創出や地域における観光政策・観光振興、グローバル市場を視野に入れた国際ビジネスの展開など、グローバル化が進む産業及び観光関連産業における現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。
データサイエンス学部	データの時代にこそ必要とされる「人間力」を高め、データを正しく扱うための知識や技能、科学的方法についての理解を持ち、データから新しい知見や価値を見出す分析力と思考力、データをもとに社会や組織の課題を解決していくための創造力や実践力、コミュニケーション力、協働力、データ活用にあたっての倫理観を備え、データサイエンスによる課題解決や課題探索により未来の社会づくりに貢献するデータサイエンス人材を育成する。
データサイエンス学科	
看護学部	看護の実践に必要な基礎的・専門的知識と技術や態度を理解し、自律して看護実践を行うことができるとともに、生活する人々の多様な健康課題を理解し、高度な医療に必要な技術と支援を探究できる人材、さらに今後、変化する社会が要請する人々への支援と包括ケアシステムや多職種連携の必要性を考え、地域社会に貢献できる看護職者を養成する。
看護学科	
大学院教育学研究科	現代の教育に関する実践的課題を理解し、子どもの教育と成長に係る諸組織において、協働で教育実践を省察することを促し、創造的に問題解決のできる人材を養成する。

- こうした使命・目的及び教育目的の核となる「建学の精神」及び「育成する人材像」を明文化するものとして「建学の精神・教育の方針」というパンフレットを作成しているほか、「大学案内」の巻頭や「ホームページ」の大学紹介ページにおいても明文化している。

1-1-② 簡潔な文章化

- ・ 「建学の精神・教育の方針」「大学案内」「ホームページ」などで明文化するいずれの文章においても、大学から読み手へのメッセージであることを認識し、高校生や保証人、その他社会の人々、学内教職員などが、読み易く理解し易いように簡潔な文章で示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

- ・ 本学は、経営学部、芸術学部、教育学部、国際観光学部、データサイエンス学部、看護学部の6学部で構成しており、経営、芸術、教育、国際観光、データサイエンス、看護の各分野における「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」を養うことができるようカリキュラムを編成して、全ての授業でアクティブラーニング型の授業やPBL(Project/Problem Based Learning)型の授業を展開するなどして、「人間力」を養う教育を展開することを大学の個性・特色としている。
- ・ 学則に明示する目的においては、「豊かな人間性を培うこと」を目標に、「深く専門の学芸を教授研究し、実践的な専門教育に重きを置く」大学教育によって、「実社会において知的、道徳的及び応用的能力を展開し得る人材」を育成することとしており、本学の個性・特色とする「人間力」教育を反映し、明示している。

1-1-④ 変化への対応

- ・ 本学は、平成15(2003)年4月に開校以来、社会情勢の変化等を踏まえて、現在までにさまざまな対応を行ってきた。
- ・ 経営学部では、産業を取り巻く環境や社会構造の急速な変化に伴い、経営学の領域が複雑化・多様化してきたことに対応するため、平成24(2012)年度には、「経営コース」「メディアビジネスコース(平成27(2015)年度より経営コースに統合)」「スポーツビジネスコース」「食ビジネスコース」を設置し、平成27(2015)年度には「観光ビジネスコース」を設置した。情報、スポーツ、食、観光の各領域の産業に係る経営の専門性をより分化して学修し修得することができるようにするなどして、社会の動向に即して、経営学の教育体系を整えてきた。
- ・ さらに平成28(2016)年度からは、スポーツビジネスコースをスポーツマネジメント学科へと改組することでスポーツ産業に係る経営学という教育研究の目的をより明確にし、社会の人材要請に沿った学生を育成することとした。
- ・ また、平成30(2018)年度には観光ビジネスコースの学びをより深く、幅広く特色あるものとするため国際観光ビジネス学科へと改組した。本学科では特にグローバル化の拡大に対応するため、英語力の強化を柱として正課内外の教育内容の充実を図るとともに英語スピーカー教員を配置した英語教育センターの設置など学生のグローバル教育を強力に推進する体制を整えた。
- ・ 令和2(2020)年度には、経営学科に国や地域の課題を経営的な視点でとらえ、より良い公共サービスを実現できる人材育成をめざし、公共政策コースを設置した。
- ・ 学部、学科名称についても受験生等によりわかりやすい名称とするため、令和2(2020)年度から経営学部、経営学科へと変更している。

- ・ 芸術学部では、平成 27（2015）年 4 月に、芸術学部の情報デザイン学科、環境デザイン学科、美術学科の 3 学科を美術学科の 1 学科とし、さらに美術学科の名称を造形芸術学科に変更した。これは、20 世紀末からの情報化社会の急速な進展と、社会経済の構造的な変革によって、美術やデザインを取り巻く環境も大きく変化し、学科の目指す教育目標も、従来の美術の枠組みにとらわれない、幅広い造形表現を追求する創造性を備えた人材の育成とすることを明確にする必要性に対応したものであった。なお、現在造形芸術学科は 8 コース制による学びを展開しているが、令和 1（2019）年度には社会の要請に応えるため新たにゲーム・アプリケーションコースを開設し、令和 2（2020）年度には、3 つのコースを改編し、バーチャルメディア・ボイスクリエイターコース、イラストレーション・美術コース、ファッション・コスチュームデザインコースの新たな学びのコースを開設した。
- ・ 平成 26（2014）年 4 月には、近隣の教育委員会や高等学校等地域社会の要請に応え、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士等の教育人材を育成することを目的として教育学部教育学科を開設した。
- ・ 平成 30（2018）年度には教育学研究科教育学専攻を設置、また、中高の免許取得を可能とする中等教育専攻（英語教育コース、保健体育教育コース）を教育学科に同時に設置、さらに、令和 2（2020）年度からは特別支援学校一種免許状取得を可能とするなど幅広い社会の要請に応えることができる体制とした。
- ・ 令和 4（2022）年度には、経営学部の国際観光ビジネス学科を改組し、国際観光学部国際観光学科を設置した。この学科では、国際観光、国際ビジネス、観光まちづくりの 3 つのコースを配置し、「グローバル化が進む産業及び観光関連産業に係るビジネスとマネジメントに関する基礎的能力とスキル」及び「国際コミュニケーションに関する基礎的能力とスキル」を備え、持続可能な観光経営モデルの創出や地域における観光政策・観光振興、グローバル市場を視野に入れた国際ビジネスの展開など、現代の多様な経営課題の解決に貢献できる人材を育成する。
- ・ また、令和 5（2023）年度には、社会のニーズが高まるデータサイエンス人材や看護師・保健師等の要請を目的にデータサイエンス学部及び看護学部の 2 学部を開設した。
- ・ このように本学では、社会情勢の変化等を常に見据えて教育体系の見直し・充実を図ってきた。上記の改組に伴い、その都度学部・学科の目的の見直しを行ったが、大学全体の使命・目的及び教育目的には支障がないため変更はないが、今後も適宜社会情勢の変化に対応しつつ、使命・目的及び教育目的の適切性について検証していく。

（3）1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後も本学の使命・目的及び教育目的の具体性と明確性、簡潔な文章化を維持していくとともに、広く社会に対して、より分かりやすく伝わりやすい表現のあり方についても検討を進める。また今後も社会の変化を踏まえた学部等の教育内容の充実等に適切に取り組んでいく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・ 本学では、学長、副学長 2 人が理事として理事会（8 月を除き毎月定例で開催）に出席している。理事会においては、経営事項のみならず、3 つのポリシーの制定等教学の重要事項についても審議・決定しており、役員が関与・参画する体制となっている。
- ・ 総長・理事長、専務理事、学長、副学長、本部長等で構成する経営幹部会議（8 月を除き毎月 1 回開催）では、理事会で審議等する内容について事前に協議するとともに理事会審議内容以外の重要事項についても審議決定している。
- ・ 幹部教職員が出席する経営会議（8 月を除き毎月 1 回定例で開催）では、学園経営に関する事項や大学の管理運営、教学運営に関する事項など「学園等の教育・研究及び業務運営等の重要事項」について協議・報告等を行っており、教職員の理解と周知徹底を図っている。
- ・ 全学的な教学の改革に関する事項については、大学、短期大学の学長をはじめ幹部教職員及び理事長・総長、専務理事等で構成する教学改革 FSD 会議を毎月開催し、全学的な教学改革方針や同会議のもとに編成されている 19 の教学改革プロジェクトの企画案等を検討、共有するなどして、多くの教職員が教育目的の策定とその達成のための企画に関与・参画できる体制を整えている。

1-2-② 学内外への周知

- ・ 建学の精神及び大学の使命・目的、教育目的をホームページにて明示している。
- ・ それらをより具現化したものとして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、ホームページやパンフレット「建学の精神・教育の方針」にて公表し、学内外への周知を図っている。
- ・ 新入生やその保証人に対しては、入学式で「建学の精神」及び「行動指針」について解説したパンフレットを配布の上、理事長・総長及び学長から建学の精神と本学の使命・目的及び教育目的について説明している。また、必修としている初年次教育科目の中で、「建学の精神」や本学の教育目的について、学生が理解を深めることのできる時間を設けている。
- ・ 新規採用の教職員を含め学内の全教職員に対しては、理事長・総長より学園の教育目的や教学改革方針等につき研修を行っている。このほか、学生、教職員に対して配布する「CAMPUS GUIDE BOOK」にも、建学の精神や学則を記載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・ 中長期的な教学運営を見据えて、現状の教学のあり方を見直し、改革していくことを目的とし、平成 26（2014）年より教学改革 FSD 会議を設置し、本学の教育改革の体制を整えた。建学の精神を踏まえたディプロマ・ポリシーの再定義から始め、その他ポリシーの見直し、教育目的の達成のための授業方法の改善、教育課程の見直し、シラバスの改善等の質保証に係る諸改革、人材育成像の再検証および様々な改革を取り入れるためカリキュラム改正、100 分授業実施の基礎の構築など、現在も 19 のテーマ別にプロジェクトチームを形成するなど、改革案の策定、実行、検証、改善等 PDCA 活動を進めている。
- ・ いずれの改革も中長期的な教学運営を見据えて、現在の大学の教育のあり方が、建学の精神を核とした使命・目的及び教育目的の達成にあって適切かどうかという観点から検証・推進している。
- ・ 令和 3（2021）年度には、教学改革 FSD 会議において「全学的な AI・データサイエンス教育の構築プロジェクト」を立ち上げ、令和 5 年度の「数理・データサイエンス・AI 認定制度」（リテラシーレベル）への申請をめざすこととした。その端緒として、令和 4（2022）年度に大学共通科目に新たに「AI・データリテラシー」科目区分を設けた。さらに、令和 5（2023）年度には全学部で「AI・データリテラシー」科目区分の必修及び必修修化を図るなど AI・データサイエンス教育を推進する。
- ・ 令和 4（2022）年度も教学改革 FSD 会議を毎月 1 回（9 月、1 月を除く 10 回）開催し、19 のプロジェクトによる PDCA 活動を進めた。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・ 本学では、建学の精神を体现する「人間力」を備えた人材を、ディプロマ・ポリシーにおいて「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」を備えた人材であると定義して具現化を図った。こうした人材の育成を踏まえて、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーも同様に見直した。
- ・ いずれのポリシーにあっても建学の精神を体现する人材育成を念頭において、使命・目的及び教育目的を反映するとともに、カリキュラムの改正や入試方法の改革等に取り組んでいる。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・ 本学の教育研究組織は、経営学部、芸術学部、教育学部、国際観光学部、データサイエンス学部、看護学部の 6 学部及び、高等教育研究所、教師教育研究所、スポーツイノベーション研究所、教育研究支援センター、産官学連携センター、英語教育センター、国際交流センター、音楽教育センター、ラーニングコモンズセンター、教育保育実習支援センター、教職キャリアセンター等により構成している。
- ・ 学長のリーダーシップ及び副学長の補佐による大学運営のもと、各学部には学部長、学科長、コース主任等を配して教育研究を遂行している。
- ・ 高等教育研究所では、本学園の教育目的である「人間力」を備えた人材を育成する、優れた教育実践を実現するために必要な研究を行い、本学の教育改革を牽引することを目的としている。研究員には経営学部、芸術学部、教育学部、国際観光学部の専任教員を

配し、全学的な教学課題や各学部教育課題を把握しながら、適宜高等教育改革に関する研究や企画の立案に従事している。

- ・ 教師教育研究所では、長年に亘って多くの教育者・保育者を輩出し、「教育の成蹊」として社会から高い評価を得ている本学園が、社会や地域の教育現場における課題の解決に資するよう、研究や教育支援を行うこと、また地域の教育現場との連携によって、本学園がより優れた教育者・保育者を育成するための教育の充実を図ることを目的としている。研究員には教育学部の専任教員等を配し、包括的な連携協定を結ぶ 15 市町の教育委員会と連携した「実践研究パートナーシップ事業」の推進や多くの同窓生及び教育関係者が一同に介する様々な教育フォーラムを企画・開催している。
- ・ スポーツイノベーション研究所では、これまで本学で培ってきた教育研究の蓄積を生かし、本学教員と学外のスポーツ関連組織、客員研究員の連携のもと、「スポーツによる新たな価値共創」をめざして、スポーツ振興に関する調査分析や政策提言、受託研究、シンポジウム・研究会の開催などから、学術研究とスポーツ領域における課題解決の接点を強化し、我が国のスポーツイノベーションの深化を図ることを目的としている。
- ・ このほか、教育研究を支えるセンターとして、エクステンション事業、資格取得や対策講座、生涯学習に関すること、その他教育支援等を行う教育研究支援センター、企業・自治体等の団体との連携及び高大連携の促進を行う産官学連携センター、本学の英語教育を支援する活動を行う英語教育センター、海外研修及び海外提携大学との交流を促進する国際交流センター、大学の音楽教育の企画・運営・指導等を行う音楽教育センター、正課外での学修支援に係る企画・運営を行うラーニングコモンズセンター、教育実習や介護等体験の支援を行う教育保育実習支援センター、教員採用試験対策に関する支援を行う教職キャリアセンターを設けている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的等について、役員、教職員の理解を一層深められるよう学内への周知に努めるとともに、ホームページやその他の様々な媒体を活用して、学外への周知に努める。
- ・ また、3 つのポリシーや教育研究組織が、本学の使命・目的及び教育目的等に対して、適切なものとなっているかについては、学長のリーダーシップの下、不断に検証していく。

【基準 1 の自己評価】

- ・ 本学では、「建学の精神」に基づいた使命、目的及び教育目的について、具体的、かつ簡潔に明文化しており、使命・目的及び教育目的の具体性と明確性は確保されている。
- ・ また、本学の使命・目的及び教育目的は、大学の個性、特色を明示するものであり、法令にも適合している。必要に応じて見直す体制が整備されているため、使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映するとともに、社会情勢の変化にも対応している。
- ・ さらに、使命、目的及び教育目的は、役員、教職員の理解、支持を得て、適切に学内外に周知されており、教育研究組織の構成との整合性も確認されている。加えて、使命、目的及び教育目的を適切に織り込んだディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、

アドミッション・ポリシーを策定しているほか、中長期的な計画にも的確に反映している。

- ・ 以上のことから、本学は「基準 1. 使命・目的」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 文部科学省中央教育審議会より公表された『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」を踏まえ、本学の教育目的を達成するために必要となる「入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー）」を明確化し、ホームページや募集要項等で周知している。
- ・ 大学全体及び各学部・学科のアドミSSION・ポリシーは、「関心・意欲」「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の 4 つの観点から構成している。以下が大学全体のアドミSSION・ポリシーであり、各学部・学科は、4 つの観点別に独自のポリシーを追記することとしている。

(1) 関心・意欲

大阪成蹊大学の建学の精神とそれに基づく教育目的を理解し、「人間力」を備えた人に成長しようという意欲を持っている。

(2) 知識・技能

高等学校で履修する教科について、内容を理解し、基本的な知識を身につけている。

(3) 思考・判断・表現

他者の意図を適切に理解し、自分の考えをわかりやすく表現することができる。

(4) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

多様な人々とも協働しながら、主体的に学びを深めていこうという態度を身につけている。

- ・ 前述の入学者受入れの方針に沿って、入試毎に具体的な評価の観点を定めて入学者選抜を実施している。
- ・ 特に面接試験による評価方法は、教学改革 FSD 会議「アドミSSION・ポリシーと入試方法の整合性」プロジェクトを中心として令和 5（2023）年度入学者選抜試験に向けた抜本的な見直しに着手し、面接時の評価の観点や尺度、質問項目の明確化及び担当者への事前研修を実施し、学生受入れ方法の工夫を図っている。
- ・ 入試問題の作成は、学長より委嘱された本学教員が出題委員となり、国語、英語、数学の入試問題を作成している。なお、人権への配慮の観点から、人権委員会と入試委員会が関与する体制をとっている。
- ・ 広報統括本部において「入学試験実施に関わる留意事項とミス予防についてのガイドラ

イン」を定め、適切な入学試験の実施に努めている。

- ・ 入試問題で使用した作品等の出典は、入試種別、入試日程ごとに入試統括本部に報告する体制をとり、入試問題の２次利用等について適切に対応している。
- ・ 各学部の入試区分別に、表 2-1-1・表 2-1-2 のとおり、定員の範囲内で募集人員を定めている。
- ・ ３年次編入生の受け入れについては、教育学部で５人、経営学部で１３人、芸術学部７人の定員で受け入れている。
- ・ 各学部の定員充足の状況は表 2-1-3 のとおりである。

表 2-1-1 令和５年度募集人員

学部	学科	募集人員	総合型選抜入試	学校推薦型選抜入試	一般選抜入試	大学入学共通テスト利用入試	特別入試
経営	経営	140	27	45	54	12	2
	スポーツマネジメント	120	20	42	46	10	2
芸術	造形芸術	220	73	90	47	8	2
教育	教育	220	40	75	85	18	2
国際観光	国際観光	80	15	25	30	8	2
データサイエンス	データサイエンス	80	5	32	32	8	3
看護	看護	80	9	35	30	3	3
大学院	教育学研究科	5					

表 2-1-2 令和５年度３年次編入募集学部・募集人員

学部	学科	募集人員
経営	経営	10
	スポーツマネジメント	1
	国際観光ビジネス	2
芸術	造形芸術	7
教育	教育	5
データサイエンス	データサイエンス	0
看護	看護	0

表 2-1-3 各学部のだ員充足の状況

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
経営学部	入学定員	240	300	300	260	260
	入学者数	265	323	335	312	326
芸術学部	入学定員	190	190	190	220	220
	入学者数	214	218	227	249	248
教育学部	入学定員	180	200	200	220	220
	入学者数	194	215	210	247	261
国際観光学部	入学定員				80	80
	入学者数				50	80
データサイエンス学部	入学定員					80
	入学者数					68
看護学部	入学定員					80
	入学者数					88
合計	入学定員	610	690	690	780	940
	入学者数	673	756	772	858	1071

※令和 2（2020）年度 マネジメント学部を経営学部へ改組

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 入試区分ごとの入学者の入学後の学業成績、出席状況、アドバイザー所見、進路情報等を参考に、よりアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れの実現に向けて入試方法等を不断に検証していく。
- ・ また、わが国の高大接続システム改革に伴う抜本的な入試制度改革を見据えて、新たな入学者選抜のあり方についても検証していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

（2）2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 本学では、学修及び授業に関する事項は教員及び教務本部（教務関連）、学生本部（福利厚生関連、学生修学支援関連、留学生支援関連）の職員、教学改革 FSD 会議の各部門の教職員が、教職協働体制の下で業務を行っている。
- ・ 本学では、教務本部長、学生本部長が定期的開催される経営会議で学修支援施策について報告し、情報共有を図っている。
- ・ 教授会におく専門委員会として、教員と職員で構成する教務委員会、学生委員会、学生支援委員会、留学生委員会を開催し、学生への学修及び授業支援体制を整備・運用して

いる。

- ・ また、1年次から基幹科目を受け持つなど当該学部と関わる機会の多い教員を「アドバイザー教員」と位置づけ、学修・学生支援に関連する委員会（教務委員会、就職委員会、学生委員会、学生支援委員会、初年次教育委員会、留学生委員会等）と連携した支援体制を構築している（学修計画支援、履修登録支援、出席指導、成績確認・進路指導等）。
- ・ 学生の履修に関する事項については、各学期のはじめに学部・学科・コース別のガイダンスを行っている。また、各ガイダンスの後、アドバイザー教員が履修に関する個別指導を行っている。
- ・ 全学生の履修登録・出席状況、単位取得状況については、定例の学部教授会、経営会議をはじめとする各種会議において教員・職員間で情報共有を行っている。
- ・ また、その結果をふまえて、担当アドバイザー教員や学生支援センター職員は学生と面談を行い、迅速な対応を心掛けている。
- ・ なお、迅速な情報共通を図る目的で、イントラネット内に学生カルテシステムを構築し、活用している。
- ・ 学修上及び生活上の悩みに対応するため、学生本部の下に学生支援センターを設置し、センター職員とアドバイザー教員とが連携して対応している。
- ・ また、留学生の学生生活支援を総合的に実施するために、学生本部の下に留学生支援センターを設置している。
- ・ 学生本部の下には、心身上の悩みなどについて専門的に相談を受付ける学生相談室も設置している。
- ・ 障がいのある学生が、障がいのない学生と等しい条件のもとで、学生生活を送ることができるように、障がい学生支援室を設置している。
- ・ 学生への学修支援、授業支援を充実させるため、以下の各種センターを設置している。

① 教育研究支援センター

全学部の学生を対象にエクステンション事業、資格取得や対策講座、生涯学習に関すること、その他教育支援等を行っている。また、芸術学部の学生を対象に情報ファクトリー、造形ファクトリーを設け、それぞれに必要な専門性を有する職員を配置して、機器の貸出、使用技術指導、大型印刷出力などを実施している。

② 国際交流センター

グローバル人材を育成することを目的に、国際交流や留学支援等学生の海外での学びをサポートしている。

③ 英語教育センター

英語ネイティブスピーカーや英語が堪能な専門スタッフが常駐し、英会話レッスンの開講や、英語に関する様々なイベントの企画・運営を行っている。また、英語に関する様々な相談も受け付けており、学生の英語学修支援を行っている。

④ 産官学連携センター

自治体や企業との連携を行い、専門に応じた実社会の問題をテーマとした課題解決型学修やアクティブラーニングの環境を整えている。

⑤ 教育保育実習支援センター

教育実習・保育実習・介護等体験の実習支援に関する業務全般を担っている。教職

員間での情報の共有や、指導上の連携を図りながら、こうした学生への学修及び授業の支援を実施している。

⑥ 教職キャリアセンター

教育現場や教育行政での経験を教員採用試験対策に生かしてアドバイスできるセンタースタッフが常駐して、教員・保育士をめざす学生の支援を行っている。

⑦ 音楽教育センター

学校教育や保育の場において豊かな音楽表現活動を実践するにあたり、初心者でも無理なくピアノ演奏技術を習得できるカリキュラムを開発し、「ピアノグレード」を制定し、各自が習得状況を把握できるシステムを構築し、学生の支援を行っている。

⑧ ラーニングコモンズセンター

授業での課題や学修に係る相談から、就職に向けた基礎学力や SPI(Synthetic Personality Inventory)テスト対策に係る学修支援、遠隔授業の学生個別のサポートまで、幅広い相談を受付けている。また、基礎学力強化講座や SPI テスト対策講座などの各種講座を実施している。

- ・ 令和 5（2023）年度には新たに看護実践地域連携センターを設置した。
- ・ 学生が学修や生活面について抱えている疑問や悩みについて教員に相談できる場を確保するために、学生が個人研究室を訪れることができる「オフィスアワー」を全専任教員が設定している。
- ・ 週に 1 コマ程度以上のオフィスアワー制度を確保し、シラバスや掲示板での通知等によって時間帯等の情報を学生に周知し、活用を促している。
- ・ 非常勤教員についても、学生の質問等への対応のため、シラバスに「オフィスアワー・授業外での質問の方法」を明記することを必須としている。
- ・ 退学率は減少傾向にあり、退学者縮減の取り組みにより改善が図れた。
- ・ 学生支援委員会では、休退学者縮減に関する目標を定め取り組んでいる。特に退学者予想の指標として学生の 1 週間単位での出席状況を把握し、アドバイザー教員と連携し、必要と判断した場合には保証人へ連絡する体制を整えている。
- ・ 休学者については、アドバイザー教員及び学生支援委員会の担当教員が定期的に本人に連絡をとり、進路（休学、復学、退学等）に関する相談に対応している。
- ・ 学生に対し授業評価アンケートを実施し、学修及び授業支援についての学生の意見を汲み上げることのできる仕組みを整備している。アンケートの結果は IR 推進室で全学的及び学部・学科等属性別の分析を行って全学共有を図っている。
- ・ 全授業担当教員に対し、授業評価アンケートの結果を参考に「授業実施報告書」の提出を義務付けている。
- ・ また、設定された基準を満たさない授業の担当者については、専任・非常勤を問わず別途「授業改善計画書」を提出させ、教育力の向上に努めている。
- ・ 授業評価アンケートの結果を受けて、授業満足度の高い授業及び主体的学修を促した授業の担当者の表彰を行うとともに、授業ノウハウの蓄積に努めている。
- ・ このほか学生の生活状況を把握することを目的に、「学生生活調査アンケート」を年 1 回実施し、アンケートの結果に基づき、教職協働での改善を図っている。項目は毎年学生部が見直しを行っている。

- ・ SA(Student Assistant)・TA(Teaching Assistant)について、教育効果を高めるため、各学部の教育目的に応じて以下のように配置している。

① 大学共通科目

「情報リテラシー1」等の情報機器を使用する演習・実習を伴う科目、また、全学のデータサイエンスリテラシーレベル教育を担う科目である「データサイエンス基礎」と「統計学基礎」について SA ないし TA を配置している。さらに授業時間外の補習対応として、前年度の学生ニーズを踏まえ、適宜、芸術学部（「情報リテラシー3」）と経営学部（「スタディスキルズ1」「スタディスキルズ2」）で SA を配置し、授業内容につまずきがないようフォローアップ等の対応を行っている。

② 経営学部

「ビジネスデータ分析」等の情報機器を使用する演習・実習を伴う科目、公共政策コース「地域連携 PBL」等の演習科目、スポーツマネジメント学科での演習科目について、履修人数に応じて TA ないし SA を配置している。

③ 芸術学部

情報機器や特殊ソフトを使用する専門基礎教育科目のうち、学生数が 30 人以上のクラスについては TA や SA を配置することを原則としている。また、専門科目の実習系科目についても、受講者数等によって SA や TA を配置している。

④ 教育学部

体育系の実技や演習科目（「体育実技Ⅰ・Ⅱ」、「水泳」、「球技Ⅰ」「スポーツトレーニング理論演習」「スポーツ生理学演習」、「実践体育教育研究Ⅰ」「スポーツ測定と評価」にそれぞれ 1 人の SA を配置している。

⑤ 国際観光学部

「情報リテラシー1・2」等の情報機器を使用する演習・実習を伴う科目について、履修人数に応じて SA ないし TA を配置している。

⑥ データサイエンス学部

応用基礎レベルのデータサイエンス専門教育を担う実習科目の「未来クリエーションプロジェクト1」「未来クリエーションプロジェクト2」について TA を配置する予定である。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生支援体制の適切性や各施策の成果を検証するため、学生生活調査アンケートや授業評価アンケートの結果を、IR 推進室が中心となって総合的に分析する。また、検証結果に基づいて教学改革 FSD 会議や各種委員会にて改善計画を立案し、より組織的な改善に結びつける体制を整備していく。
- ・ 原則毎月開催する教学改革 FSD 会議には、総長・理事長、学長、副学長、学部長、学科長に加え、コース主任も参加することとし、会議での決定事項を各学部・学科・コースで実行に移しやすい体制を整えている。
- ・ 令和 4（2022）年度より、これまで 1 か月に 2 回程度開催していた学部長等連絡会議を毎月定例で開催する大学運営協議会に移行した。学長を筆頭に学部長・学科長・各事務

部門長も参加し、各学部での様々な取り組みの進捗状況などを報告し共有している。また大学全体として協議すべき事項を提示し検討をしたうえで、各学部で実行に移しやすい体制を整えている。

- ・ 質の高い TA を確保するため、TA の評価体制を構築し、TA 教育プログラムを開発している。
- ・ 退学の前兆をいち早くつかみ、適切な指導をするため、引き続き授業への出席状況を把握するとともに、学生カルテシステムを活用して出席状況以外の情報共有にも努める。また、IR 推進室が中心となって、学生部が調査する出席状況等のデータや、入試事務部や就職部の所持しているデータ等を総合し、部署横断的で多角的な分析を実施する。
- ・ 退学者防止策の効果を検証し、より確実に効率性の高いものへと改善する。
- ・ 引き続き各アンケート項目の検証を行い、より学生の意見を汲み上げられるアンケートを実施する。
- ・ 授業改善にあたっては、教員の個人的な努力に任せるだけでなく、それを組織的に支援する取り組みが求められるため、教学改革 FSD 会議の「アクティブラーニングの推進」プロジェクトを中心に、組織的な授業改善の推進を図っていく。
- ・ 大学院においても、大学院生の修学状況や生活状況を把握することを目的に「大学院生意識調査アンケート」を年 1 回実施している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 各学部において、社会的・職業的自立に関する指導のための体制を、教育課程上、「大学での学びとキャリアを考える」「キャリアデザイン」「キャリア演習」「インターンシップ」等々の科目として整備している。
- ・ 各学部の学生対象に、本学の一貫したキャリア教育を実践するため、教学改革FSD会議「キャリア教育の確立」プロジェクトのもと、キャリア教育プログラム構築に取り組み実施している。
- ・ また、全学生を対象に、入学直後にPROG（Progress Report on Generic Skills）テストおよびキャリア基礎テストを実施している。
- ・ PROG テストは、社会人に求められるジェネリックスキルを測定するテストである。PROG テスト実施の目的は、第 1 に、各学部が定めているディプロマ・ポリシーの達成状況を検証するためであり、第 2 に、大学が学生の特性を把握して学修指導やキャリア指導に活用するためであり、第 3 に、学生自身が自己の理解を深めて学修やキャリアについて考えるためである。
- ・ ラーニングコモンズでは、SPI テストなどの就職試験への対策講座を開講している。
- ・ 教育職を志す学生をサポートする機関として教職キャリアセンターがあり、教員採用試

験情報の収集や案内、受験に向けた学修講座や模擬試験の実施、各教育委員会主催の教師塾の案内や応募の支援等、社会的・職業的自立に向けた具体的なサポートにあたっている。

- ・ 本学では、就職本部が年度ごとに、就職希望率や進路決定率の月別の数値目標を設定し、教職協働で学生の就職支援を実施している。その結果、令和4（2022）年度卒業生は就職希望率93.3%、就職率は99.3%となっている。
- ・ 就職部では学部担当職員を配置して、学生一人ひとりの進路希望に応じた個別のキャリアサポートを実施している。令和4年（2022）年度には合計6,516件、学生一人当たり10.9回の相談を実施した。個別面談を通して、自己分析や業界・企業研究、企業マッチング、心理面でのサポートまで行っている。また、応募書類作成指導、面接練習（模擬面接）、グループディスカッション対策、グループ面接対策等の各プログラムを設けている。
- ・ 就職部職員と就職委員会において情報を共有し、アドバイザー教員と連携して、企業説明会、募集状況等の就職活動に関する情報を学生に連絡するなど、組織的な相談・助言体制が整っている。
- ・ 就職部にキャリアカウンセラーを配置し、学生への相談・指導を行っている。
- ・ 「業界・企業・職種研究」の一環として企業の人事担当者を招聘し、年間341社の「学内合同企業説明会」や企業の「学内選考会」（個別説明会や面接会）を実施している。参加企業は、各学部での学びの専門性に合った企業が多いのはもとより、採用実績のある企業も多く、卒業生の活躍も知ることができ、内定獲得への大きな契機となっているとともに、自己のキャリアについての意識を高めることのできる機会にもなっている。
- ・ 「大阪成蹊就職ガイドブック」を3年生に配付し、就職活動の概要や自己理解・企業研究の方法、ビジネスマナーや採用試験等について体系的に学ぶことができるようにしている。
- ・ 新型コロナウイルス禍における学生へのキャリアサポートとして、LINEおよびZoomを用いたオンライン面談を行った。
- ・ 採用活動をオンラインで行う企業が増加したため、就職部内に「Online Interview Booth」を設置し、オンライン上での企業採用面接および面接指導に活用した。
- ・ 「卒業生アンケート」を実施し、本学での学びや就職支援についてなどの調査を行っており90%以上の満足度を得ている。また、就職部でも今後のキャリア教育に反映させるため、卒業生の就職先企業への「卒業生の評価調査」や「卒業生アンケート調査（卒業後6か月アンケート）」を実施している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 企業等におけるインターンシップが多様化する中で、単位付与型のインターンシップだけでなく、単位を付与しないインターンシップも含め、総合的に支援する仕組みづくりについて、教学改革 FSD 会議の「インターンシップの充実」プロジェクトで引き続き検討を進めている。

- ・ 就職先の企業や卒業生に対するアンケート等を継続して実施し、各学部のキャリア教育の効果検証や更なる質の充実に活用していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

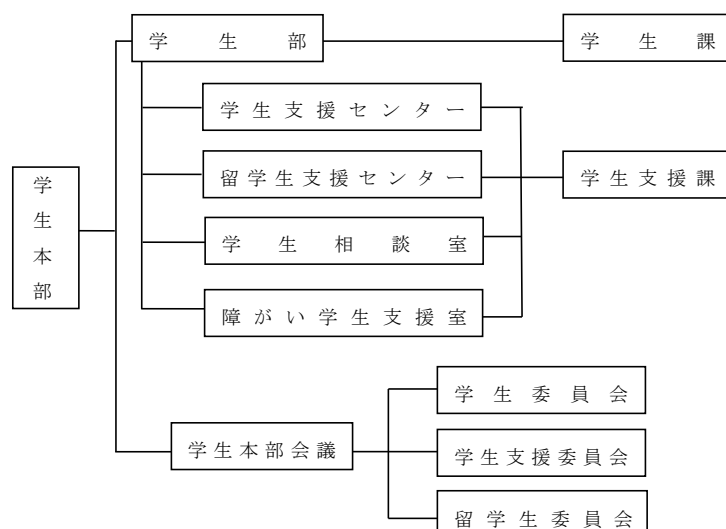
(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 学生サービス、厚生補導のための組織として学生本部を置いている。学生本部は、図 2-4-1 のように構成している。
- ・ 学生委員会、学生支援委員会、留学生委員会は各学部教員と職員により構成され、教員と職員が協働できる体制を整えている。

図 2-4-1



- ・ 学生サービス、厚生補導に関しては、大学全体の学生指導方針を取りまとめる学生本部が中心となり、企画運営に関する会議を適宜開催している。
- ・ 学生本部会議が定めた方針に基づいて各委員会において具体策を決定しその進捗を把握し、推進に努めている。
- ・ 学園組織である経営会議（8 月を除き毎月定例で開催）において、福利厚生、修学支援に関する方針、具体策、進捗状況に関する報告を定期的に行っている。
- ・ 学生の課外活動、厚生補導などを協議する学生委員会、修学支援を協議する学生支援委員会、留学生の生活支援及び修学支援を協議する留学生委員会を組織している。なお、学生の懲戒に関する事案が発生した場合は、学長、学部長と協議の上、特別委員会を設置する。
- ・ 「品格と人間力」を育成するために「パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクト」を展開している。
- ・ 学生委員会では、学生会と協力し「あいさつの励行」「教室内マナー向上」「禁煙運動」

「クリーンキャンペーン」を展開している。

- ・ 「あいさつの励行」では、朝と昼休み時に職員、学生が玄関及び廊下において、率先して挨拶を行っている。
- ・ 「教室内マナー向上」では、定期的に授業巡回を行い、現状を把握し、改善が必要な場合には改善の依頼を授業担当教員に行っている。
- ・ 「禁煙運動」では近隣区域での巡回を定期的に行っている。
- ・ 「クリーンキャンペーン」では学生会やクラブが中心となり、定期的に大学キャンパス周辺の美化活動を実施している。
- ・ 学生本部は保健センターと連携して、学生の健康・衛生面での支援を行っている。
- ・ 学内には、相川キャンパスの図書館棟・西館にラ・サンティエ（食堂）、ラウンジ（軽食コーナー）、画材店、コンビニエンスストアがあり、南館にも食堂を設置している。また、令和 5（2023）年度より駅前キャンパスに、ラ リヴィエール（食堂）を設置している。
- ・ 学生の通学支援として、大阪メトロ井高野駅から大学までの間と JR 吹田駅から阪急相川駅までの間に、無料スクールバスを運行し通学の便宜を図っている。
- ・ 本学では、自転車通学に関しては、学生からの願い出により、許可する。また、自動二輪及び原動機付き自転車による通学は原則として禁止としているが、やむを得ない事情により特別に許可する場合がある。
- ・ 学生に対する経済面での支援として、日本学生支援機構、地方自治体・民間団体の各種奨学金の取扱いと、学園提携の金融機関教育ローンの紹介を行っている。
- ・ 災害時には即時、災害救助法適用地域世帯の学生を調査・確認している。該当学生には学園給付金による援助を行い、日本学生支援機構の緊急・応急採用も紹介している。
- ・ 留学生に対しては、「大阪成蹊大学私費外国人留学生を対象とした授業料減免規程」に基づき 30%の授業料減免を実施し、経済的支援を行っている。
- ・ 学費の延納についての相談を受けた場合、授業料等の「延納・分納」許可基準に照らして延納・分納制度で対応している。
- ・ 課外活動として、強化クラブ 10 団体を含む 26 部と 26 サークルが活動している。
- ・ 学生の課外活動に対しての助言・指導・支援については、顧問（専任教員）と学生委員会、学生部、スポーツ&カルチャーセンターが適宜行っている。
- ・ 課外活動の活性化のために、学生部主導でクラブ代表者会議を定期的に開催し、日常の学生活動から感じている多様な意見を聴取している。また、課外活動をとおしてリーダーシップの育成に繋げるために、学生部主導により毎年度末に課外活動団体の代表者を対象としたリーダーズ研修を開催している。
- ・ クラブ部室等の貸与、本学施設設備の利用調整、スポーツ用具の貸出しやトレーニングジムの利用サポート等も行っている。
- ・ 学生の自治組織である学生会には、学生総会及び総合的な企画運営をつかさどる機関として「学生会執行部」を置いている。
- ・ 大学祭、学生会主催イベント（新入生歓迎クラブ紹介、七夕パーティー、クリスマスパーティー）については、企画・運営・実施の支援及び経済的支援を行っている。ただし令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染状況を鑑み、ほとんどのイベントを中止

としたが、令和 3（2021）年度からクリスマスパーティーを実施し、令和 4（2022）年度は、感染対策を十分に行ったうえで大学祭を実施した。

- ・ 各活動団体に対して、その活動状況を考慮し活動費を援助するとともに、課外活動や社会活動において顕著な活動をした学生、団体に対して「大阪成蹊大学学生表彰規程」に則り表彰している。
- ・ 学生生活を安全にすごすために、学生が注意すべきこととして、「薬物乱用」「悪質な勧誘」「詐欺・悪徳商法」「インターネットの架空請求」「飲酒」「自転車事故」「防犯・女性被害」「ハラスメント」及び「SNS(Social Networking Service)トラブル事例」などに関する冊子「学生生活サポートブック」を配布し、各学期オリエンテーション時等を利用して適時指導している。
- ・ 学修支援及び学生生活面での支援は、学生支援課とともに専任教員がアドバイザーとして行っている。
- ・ アドバイザーが行うべき職務は、修学支援、生活支援、進路就職支援、その他必要な支援・指導であり、保証人と連携をとりながら、全ての学生がアドバイザーの支援・指導を受けることができる体制を整備している。
- ・ 障がい学生支援室を設置し、障がい学生を含めた特別な配慮を要する学生が障がいのない学生と等しい条件のもとで、学生生活が送れるよう、修学支援を行っている。
- ・ 学生支援センターには 6 人の専任職員を配置し、修学上の問題から日常生活上の問題に至るまで、学生のみならず、その保証人や教職員を含めて、多様な悩み事等に対する対応と支援を行っている。また、必要に応じ関係の学科長やコース主任、アドバイザーと面談し、学生指導に活かしている。
- ・ 学生相談（カウンセリング）室には、非常勤の 2 人の専門スタッフ（臨床心理士）を配置しており、学生の多様な悩み事等に対するカウンセリングを行っている。
- ・ 留学生に対しては、留学生支援センターが中心となり生活支援を行っている。特に、在留資格更新指導や資格外活動（アルバイト）指導及び奨学金制度の紹介等を積極的に行っている。
- ・ 新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、学生部を中心にポータルサイトを通じて感染症防止対策を全学生に周知し、国の対処方針変更にも速やかに対応した。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生生活調査アンケートの質問事項を綿密に検討し、学生のニーズを的確に把握することで取り組むべき課題を浮き彫りにする。また、取り組むべき課題を経営計画に活かし、中長期の改善方策の策定を図っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 教育目的達成のために、校地、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設等の施設設備を適切に整備するとともに、有効に活用している。
- ・ 本学では、設置する 6 つの学部の特性に応じた施設設備を整備している。経営学部、国際観光学部では、大小の講義、演習、情報教育教室等、芸術学部では、美術・デザイン専用のアトリエや実習室、デザイン室、情報デザインや映像制作用のコンピュータールーム及び講義、演習教室等、教育学部においては、講義、演習、実習・実験教室等を配置するなど、大学の教育目的を達成するための施設設備を整えている。データサイエンス学部では、機械学習・深層学習を用いた高度な教育・研究のため、学部専用の 2 フロアを中心に 3 フロアにわたって 10Gbps の容量をもつ SINET 系 LAN を 2 回線、有線と無線環境を整備している。看護学部では病室、在宅、ICU などそれぞれの模擬実習スペースや最新の医療機器、シミュレーター等を揃え、実際の医療現場に近い環境を整えている。

また、大学院においては、教育学研究科に所属する院生専用の研究室を本館地下 1 階に 1 室 (96.05 m²) 設置している。この研究室は多様な院生の学修や研究時間に対応するため、9 時から 22 時まで開放している。研究室には 10 席の個人用の机・いす、及びミーティングテーブル・いす、パソコン 8 台（学内 LAN に接続）及びプリンター、作業用机、収納棚、ホワイトボード、ロッカーなど院生の研究活動をサポートできる設備を整備している。

- ・ 相川キャンパスの講義室、演習室等は大学及び併設する短期大学との共有の施設となっている。
- ・ その他、図書館や学生の自学自習を支援するためのラーニングコモンズ、授業外で英語が学べるスペースの English Studio、体育館及びグラウンド、宿泊が可能な郊外研修施設（滋賀県大津市）などを有し、授業外の施設設備も充実しており、いずれの施設、設備も教育目的を達成するために有効活用している。
- ・ 情報教育については、コンピュータ教室のパソコンを計画的に更新する等、継続して学修・学生生活環境の改善に努めており、快適な教育環境を整備し、有効に活用している。
- ・ グローバル館には学生の語学力向上を促進するため英語教育センターを配置、また、少人数の語学演習が可能な小規模教室を多数設けるとともに最上階にはパーテーションで区切ることが可能な大規模教室まで、多様な講義室を充実させている。
- ・ 令和 5 (2023) 年 4 月には、データサイエンス学部及び看護学部の開設に伴い阪急相川駅前に新たに駅前キャンパスを竣工した。オープンゼミや勉強会ができるコモンズスペースや各種実習室、演習室等最新の教育施設・設備を備え、理系学生の学びに対応できる環境を整備した。また、図書館分室を設置しデータサイエンス学部及び看護学部の学びに必要な専門図書を揃え滞りなく開設を迎えている。
- ・ 図書館（相川キャンパス本館）は、図書館棟の 4 階に閲覧室、5 階に開架書庫、及び地下に閉架書庫を配し、1,730.14 m²の広さを有している。

- ・ 閲覧席数 180 席、収容可能冊数 32 万冊となっている。
- ・ 令和 5（2023）年 5 月 1 日現在の図書館の蔵書冊数は、大学と併設の短期大学合計で、32 万 4,030 冊（うち 42,068 冊が外国書）を有している。また、うち電子ブックは 4,501 点、視聴覚資料は 6,748 点所蔵している。
- ・ 学術雑誌は全体で 21,553 種（うち、18,945 種が外国雑誌、また、外国雑誌のうち、18,811 種が電子ジャーナル）を有している。
- ・ なお、図書館システムを導入しており、利用者が OPAC(Online Public Access Catalog)により、図書館内外から迅速な蔵書検索が行える環境を整備している。併せて、NACSIS-CAT/ILL（目録所在情報サービス／相互貸借サービス）にも加入しており、総合目録データベースの構築と他大学との相互協力に積極的に参加している。
- ・ 図書の購入にあたっては、シラバスに掲載の参考図書は完備し、コーナーを設けて、学生の利用に供している。また、各学部の学生の基本的図書、専門分野に関する図書は、図書館委員会委員を通して、各学部からの推薦図書により選書し、各学部の学生の学修に資する蔵書構築を図っている。
- ・ 教員が授業の課題等で指定した資料に関しては、教員との連携により、リザーブブック（課題図書）として、あらかじめ複本購入し、一冊は館内閲覧用に常備するなど、学生が支障なく利用できるよう、配慮している。
- ・ 資格・就職コーナー、旅行書コーナーの図書に関しては、5 年で除架し、常に最新の情報を提供できるよう配慮している。
- ・ また、4 階閲覧室においては、学習や研究に適切な資料を拡充できるよう、書架のスペースを考慮し、利用価値が認められなくなった資料に関しては、4 階閲覧室から除架し、地下書庫に移し保管している。除籍は、規定に従い、理事長決裁にて実行している。
- ・ 「学生選書（学生選書ツアー、Web 選書）」の実施等により、学生自らが、学修に必要な図書の選書を可能としている。
- ・ 図書館内にあるデスクトップパソコン 26 台、およびノートパソコン 8 台は、学内 LAN に接続している。また、無線 LAN 環境を整えて、パソコンの持ち込み利用を可能とし、タブレット 8 台も貸出している。
- ・ 図書館は、平日午前 8 時 50 分から午後 6 時 30 分まで、土曜日午前 8 時 50 分から午後 5 時まで、長期休暇期間は、午前 8 時 50 分から午後 5 時までの開館時間としており、学生、教員が十分に図書館を利用できる環境を整えている。
- ・ 運用体制は、館長（大学副学長兼任）、副館長（大学教員兼任）、嘱託職員 2 人、派遣職員 5 人、学生アルバイト 3 人の 12 人体制である。課員 7 人が司書資格を有している。
- ・ また、図書館においては、学生の利用を促進するため、新年度開始時のオリエンテーションや「成蹊基礎演習Ⅰ」の科目内において新入生を対象とした図書館利用ガイダンスを実施し、また、上学年の学生には、効率よく適切な情報にアクセスするための「情報探索ガイダンス」を実施している。
- ・ 「読書ラリー」、「English ラリー」を実施し、和図書・洋図書を問わず、読書の推進、英語力の向上を図っている。図書館報の「ビブリオテーク」の発刊、「人間力を育む 読書コンクール（読書感想文部門、POP 部門）」、「書評合戦 大学ビブリオバトル」開催などを通して、図書館の利用促進に取り組んでいる。

- ・ 教育目的達成のため、コンピュータなどの IT 施設を適切に整備している。
- ・ 情報教育施設として、コンピュータ教室 8 教室と情報教育自習室(パソコン 24 台設置)を設置している。
- ・ 教室のアクティブラーニング化を図り、790 台のタブレット端末の導入と一部の主要教室に無線 LAN の敷設を行い、IT 環境の向上を図っている。また、全教室に授業用 Wi-Fi を敷設しており、Web 教材やインターネットを大学構内で自在に利用でき、授業方法の改善や時間割の柔軟な編成教室配当等が可能となるなど、教育目的達成に寄与している。
- ・ 芸術学部では、芸術学部生専用のアトリエや実習室、デザイン室、情報デザインや映像制作用のコンピュータルーム、教育学部においては、実習・実験教室等を設置している。
- ・ 施設・設備の安全管理は、管財課及び委託専門業者により、年間を通じて定期的に各種施設・設備の調査及び検査を実施している。
- ・ 調査、検査等については、法令等に基づく施設管理業務（消防設備、エレベーター、自動ドア、自動シャッター等の各種機械設備の安全保守点検）、及び清掃や植栽管理等の環境整備・保全のための各種の維持管理業務については、それぞれの専門業者が計画的にメンテナンスを実施し、適宜報告を受け実情を把握しつつ、不備事項等への迅速な対応を行っている。
- ・ また、施設・設備の安全性の確保については、常駐専門技術スタッフ、警備員の配備及び機械警備・防犯カメラ等の設置により、キャンパス全般の施設設備、環境保全及び防災、防犯等の監視を常時行い、日常的な安全等への対応や不測の事態に備える体制を整備している。
- ・ さらに、耐震対策については、管財課において全建物を対象とした耐震 1 次診断及び簡易 2 次診断の結果をもとに、対応が必要な施設については耐震補強工事を順次実施した。
- ・ そのほか、安全管理対策として、災害発生時の対応について記載した刊行物『Campus Magazine』を全学生に配布し、在学生及び新入生オリエンテーション時に学生課員より説明し、周知している。また、学生及び教職員を対象に、地震を想定した緊急地震速報訓練を全学的に実施。学内施設のバリアフリー化については、グローバル館や駅前キャンパスをはじめ近年の校舎新築に際しては法令に適合する施設を整備している。また、既存施設についても、要所にスロープや自動ドア、身体障がい者用トイレ、優先駐車場等を設置しており、適宜、増設、改修等を行っている。
- ・ 施設・設備に対する学生の意見をくみ上げ、施設・設備の改善に反映するしくみとして、「学生生活調査アンケート」を定期的（年に 1 回）に行い、学生の生の意見をくみ上げている。
- ・ 授業は、教育効果を考慮して、原則として、講義科目は 130 人、語学科目は 40 人、スポーツ科目は 40 人を 1 クラスの最大人数としている。

なお、学生の授業受講希望者数が定員を超えた場合は、複数授業の開設を検討するなど、適切な授業が行える学生数に調整している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 令和 4（2022）年度の国際観光学部、令和 5（2023）年度のデータサイエンス学部及び看護学部の開設により、学びの分野が更に拡大し、図書館の果たすべき役割は増大しており、専門書の整備等対応は適宜行っている。
- ・ 学内 LAN を活用し、図書館や情報教室等からの本学契約の電子リソース（e-Book、e-Journal、各種データベース）へのアクセスを可能としているが、今後は、学内のみでなく、自宅やスマートフォンといった学外からもストレスなく利用できるよう、リモートアクセス環境の構築等を図っていきたい。
- ・ また、令和 4（2022）年度から「機関リポジトリ」を開設し、本学の研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録することで、世界に情報発信している。
- ・ 現在のところ図書館利用における不満等は聞かれていないが、近年、学生数が増大しており、年次進行中の学部・学科、新たに開設される予定の学部・学科の、それぞれの完成年度を睨んでの一層の充実（図書館閲覧スペース等の拡大等）を図る必要がある。
- ・ なお、図書館の開館時間については、現状を維持し、学生の利用状況を考慮しながら必要に応じ柔軟に対応する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 毎年、「学生生活調査アンケート」を実施し、学生の生活状況を知り、より良い学生指導・支援に役立てている。
- ・ アンケートの内容は、学修関連、大学生活の満足度、国際交流、暮らし、こころと体の健康、安全としている。
- ・ 調査結果については、学園組織である経営会議に報告し、経営企画本部・学生本部・教授会において、分析・情報共有を行っている。
- ・ 学生会の役員が改選される都度、学生の代表である学生会執行部役員と学長をはじめとする関係教職員との懇談の場を設け、意見を聴取する機会を設けている。
- ・ 心に関する相談については、カウンセリング室の専門スタッフ（臨床心理士）と学生支援センター職員が定期的に会合を行い、また身体に関する相談については、保健センターの医師と随時連絡を取り、学生の状況を把握し、様々な対応を行っている。
- ・ 学費の支払い困難者については、学生部員が面談を行い、経済状況を把握した上で、延

納、分納、奨学金の案内等の対応を行っている。

- ・ 「学生生活調査アンケート」に学修環境・設備の充実度について質問を設け、意見を聴取し、必要に応じた対応を行っている。
- ・ 毎年9月、学部ごとに数名から10名程度の学生を選抜し、直接授業内容、学修環境等についてのヒアリングを行っている。ここで出された意見は自己点検・評価委員会で取りまとめており、問題点については大学幹部教員で共有し解決を図っている。

大学院

- ・ 毎年、大学院学修環境および設備の充実度について意見を聴取し、必要に応じた対応を行っている。調査結果については、研究科会議において、情報共有を行っている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生生活調査アンケートの質問事項を綿密に検討し、学生のニーズを的確に把握することに取り組むべき課題を浮き彫りにする。また、取り組むべき課題を経営計画に活かし、中長期の改善方策の策定を図っている。

〔基準2の自己評価〕

- ・ 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを「関心・意欲」「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の4つの観点から定め、大学ホームページや学生募集要項などで公表している。
- ・ 入学者の受入れに関する方針に沿って、入試毎に具体的な評価の観点を定めて入学者選抜を実施している。
- ・ 入試問題の作成については、学長より出題委員として委嘱された本学教員が作成しており、人権への配慮も行っている。
- ・ 教育を行う環境を確保するため、入学定員に沿った募集人員を入試区分毎に定めている。
- ・ 学修及び授業支援に関する事項は、教務委員会や学生委員会をはじめとする各種委員会で分担し、各事案について計画・実行しており、その内容等については、経営会議で情報共有している。
- ・ 全専任教員が週1コマ程度以上のオフィスアワーを設けており、学生に周知している。また、非常勤教員についても必ずシラバスに「オフィスアワー・授業外での質問方法」を明記し対応することとしている。
- ・ 教育効果を高めるため、各学部の教育目的に応じてTA等を配置している。
- ・ 退学者縮減のため、退学等の懸念学生の情報を収集し、早期に対応する体制を整えている。
- ・ 教育課程の編成において、「企業等連携PBL」「地域連携PBL」「キャリアプランニング」「仕事とキャリア」などの科目を設定し、学部ごとに社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整備している。
- ・ 就職本部主導のもと、教職協働で学生の就職支援を実施している。就職部では、学部担当の専従職員を配置し、学生一人ひとりの進路希望に応じた個別のキャリアサポートを実施している。
- ・ 学生本部会議で定められた方針に基づき、学生委員会や学生支援委員会などの組織にお

いて学生サービスや学生支援のための具体策を決定しその進捗についても把握している。

- ・ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談については、アドバイザー教員や学生支援センターの専任職員が対応するとともに、学生相談室を設置し、専門スタッフ（臨床心理士）による相談受付けも行っている。
- ・ 設置する 6 つの学部の特性に応じた施設・設備を整備している。
- ・ 施設・設備は定期的に点検や管理がされており、快適な教育環境の整備と安全性の確保に努めている。
- ・ 施設内には適宜スロープや自動ドアを設置するなど、バリアフリー化にも努めている。
- ・ 安全管理対策として、学生を対象とした避難訓練等についても計画的に実施している。
- ・ 新型コロナウイルス禍においても、安心して学生生活を送れるように教職 協働で学修支援やキャリア支援を行っている。

大学院

- ・ 大学院入学は、受入れに関する方針に沿って実施している。
- ・ 入試問題の作成については、学長より出題委員として委嘱された本学教員が作成しており、人権への配慮も行っている。
- ・ 大学院入学定員に沿った院生数を入試区分毎に定めている。
- ・ 施設・設備は定期的に点検や管理がされており、快適な教育環境の整備と安全性の確保に努めている。
- ・ 夜間開講が主であることから、緊急時対応および避難経路等、入学時ガイダンスで提示している。

基準 3. 教育課程**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定****3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知****3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知****3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用****(1) 3-1 の自己判定**

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知****学 部**

・大学のディプロマ・ポリシーは、表 3-1-①に示すように定められ、大学のホームページで公表されている。建学の精神、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの関連の中で、4つの観点から明確に定められている。

表 3-1-① 大学のディプロマ・ポリシー

確かな専門性	確かな専門性を磨くための幅広い教養やスキルを身につけている。
	専門に関わる確かな知識・技能、職業理解を身につけている。
	知識・技能を実践の中で応用することができる。
社会で実践する力	論理的に考え、課題を明らかにすることができる。(課題発見)
	豊かな発想力によって、未知の課題にも創造的に取り組むことができる。(企画・立案)
	主体性を持ち、積極的に行動することができる。(行動・実践)
	困難な課題にも挑み、最後までやりとげることができる。(完遂)
協働できる素養	他者の意見をよく聴き、自己の意図を正確に伝えることができる。
	集団やチームの中で固有の役割を果たすことができる。
忠恕の心	常に誠をつくし、ひとの立場に立って、考え行動することができる

・各学部のディプロマ・ポリシーは、大学のディプロマ・ポリシーの方針に従い、個別に作成し大学ホームページ、『履修ガイド』により、周知している。

・各学部が定めたディプロマ・ポリシーに示す「確かな専門性」、「社会で実践する力」、「協働できる素養」、「忠恕の心」を身につけた学生に対し、社会で活躍できる「人間力」を備えたものとみなし、卒業要件を満たした学生に学士の学位を授与する。

大学院

・本学大学院では、大阪成蹊学園の「建学の精神」及び本学の「使命・目的」を踏まえ、現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる

教育に関する高度専門職業人の養成を目的として、次のディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ、大学院要覧により、周知している。

＜大阪成蹊大学大学院教育学研究科 ディプロマ・ポリシー＞

学校及び地域における教育施設等でのフィールドワークやケースメソッドをベースに実践の課題を持ちながら、教育学研究の方法を以って教育学研究を遂行し、実践の創造的問題解決につなぐ省察的研究の実践者に必要な能力として、以下の能力を目指すこととして、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）としている。

1. 教育学に関する、広い視野をもった高度な専門知識や教育技術
2. 現代の教育に関する実践的課題を踏まえ、地域の諸組織との協働で多角的な視点から教育実践を省察し、有用な知にたどり着く、創造的問題解決ができる力
3. 専門的理論・知見と自ら立てた問題意識や仮説を絶えず批判的に検討・消化しつつ、自分の考えをその場にふさわしい方法で表出し、また相手の考えや立場を尊重しながら討議あるいは応答できる力
4. 現代の教育に関する実践的課題を踏まえ、地域の諸組織との協働で多角的な視点から教育実践を省察し、教育実践に関して、客観的かつ論理的に考察を展開し、独創的で有用な研究を遂行できる力

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学 部

〈単位認定基準の策定と厳正な適用〉

・単位の認定について、学則第 37 条から第 41 条「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、担当教員が所定の単位を与える（第 37 条）」ことを単位認定の基本として、「教育上有益と認められるときは、学生は、他の学部の授業科目を履修し、その単位を修得することができるただし（第 38 条第 1 項）」「教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位は 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（第 39 条第 1 項）」、「教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の審議を経て、当該学部長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（第 40 条第 1 項）」、「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる（第 41 条第 1 項）」など、他の学部の授業科目の履修による単位の認定、他の大学又は短期大学における授業科目の履修による単位の認定、大学以外の教育施設等における学修による単位の認定、入学前の既修得単位等の認定等多様な単位認定の方法についても、学則で適切に定めている。

・学則第 37 条に定める単位の認定は、各授業担当教員による成績評価をもとに行われる。学則第 42 条及び履修規程第 20 条、第 21 条に示す成績評価の基準に基づき、定期試験、

追試験、再試験等により適正に評価し、「可」以上を単位として認定している(表 3-1-②a)。
 なお本学では GPA(Grade Point Average)制度を導入しているが、各学期の履修登録の際には、登録修正(削除)の機会も保証することで、同制度の趣旨を実質化している。

表 3-1-②a 成績評価の基準および GPA の換算方式

点数	評語	評価点 (GP)	可否
100 点～90 点	秀	4	合格
89 点～80 点	優	3	
79 点～70 点	良	2	
69 点～60 点	可	1	
59 点以下	不可	0	不合格

・成績評価の実施にあたっては、シラバスにおいて当該授業の「養うべき力と到達目標」や、「成績評価の観点と方法・尺度」を全ての科目で明示することで、適性且つ客観的な評価の実施を図っている。さらに、成績評価については、教学改革 FSD 会議の「適切な成績評価の実施」プロジェクトにより作成された「成績評価ガイドライン」に基づき実施されている(表 3-1-②b)。

表 3-1-②b 成績評価ガイドライン

成績については、バラツキ、極端に高い不可、秀の割合を是正し、公平性、客観性、厳格性を担保する必要があることから、以下の点を考慮した授業設計と成績評価を行って下さい。

- (1) 「不可」を含む平均点が 65 点～80 点の範囲を超える場合
- (2) 「秀」の割合が 15%を超える場合
- (3) 「秀」と「優」の合計が 50%を超える場合
- (4) 「不可」の割合が 25%を超える場合
- (5) 上記「不可」の割合に、成績の点数が「0 点」(授業放棄、多欠席等)の受講生は含まない。
- (6) 上記の割合を超える場合には、成績評価結果の記入に際して、当該生成評価結果の理由・根拠を説明する資料を別紙の様式により作成し、教務委員会に報告する。
- (7) 上記の対象とならない科目については、必要に応じて学部・学科ごとに定める。

・学生は、認定された自身の成績に疑問点がある場合、「成績評価に関する質問票」によって担当教員に異議申し立てをすることが出来る。担当教員は疑義照会に応じて再度、成績評価について慎重に調査し回答するなどして、適正に対応している。

・学則第 39 条から第 41 条に定める単位の認定にあたっては、学部教授会の審議を経て、学長が決定することとしている。

〈進級及び卒業要件の策定と厳正な適用〉

・進級要件については、特に定めていない。しかしながら、各教員からの情報や学生支援課からの資料に基づいた定例の学部会議での報告や協議を通して、学生個々の履修状況や成績状況の特性を把握しながら、個別かつ日常的に履修指導を行っている。

また、学部ごとに次のとおり履修要件等を定めている。

経営学部においては、「専門演習 5・6」（4 年次必修）を履修するには、履修要件を満たしていることを必要とし、「①2 年次終了時に通算 GPA が 1.20 以上、若しくは 3 年次の年間 GPA が 1.20 以上、又は標準修業年限を超えて在学する者。②3 年後期終了時に、卒業に必要な単位のうち合計 90 単位以上を修得できていること。（教職課程の教職に関する科目の修得単位数は 90 単位に含まれない。）③「専門演習 1・2」及び「専門演習 3」または「専門演習 4」のいずれかを修得していること」と定め、履修ガイド、シラバスで公表している。また、学期の始めに、教育目的を踏まえた履修指導ガイダンスを実施しているほか、「卒業研究ガイドライン」をもとにルーブリックやガイドラインを作成し、それに沿った卒業論文作成・研究要件を加えた履修指導を行い、周知徹底を図っている。

芸術学部においては、「卒業研究・制作 1」「卒業研究・制作 2」（4 年次必修）を履修するには、履修要件を満たしていることが必要とし、「①2 年次終了時の通算 GPA が 1.20 以上、もしくは 3 年次の年間 GPA が 1.20 以上または標準修業年限を超えて在学する者。②修得した単位のうち、卒業に必要な単位数の合計が原則として 90 単位以上であること。

（教職課程の教職に関する科目及び博物館学芸員課程必修科目及び二級・木造建築士課程の専門資格講義系科目の修得単位数は含まれない。）」と定め、履修ガイド、シラバスで公表している。また、学部では、学期の始めに、教育目的を踏まえた履修指導ガイダンスを実施している。芸術学部卒業制作・研究ガイドラインをもとにルーブリックや、より詳細なガイドラインを作成し、それに沿った卒業制作・研究要件を加えた履修指導を行い、周知徹底を図っている。

教育学部においては、「専門演習 I・II」（4 年次必修）を履修するには、履修要件を満たしていることが必要とし、「①2 年次終了時に通算 GPA が 1.20 以上、若しくは 3 年次の年間 GPA が 1.20 以上、又は標準修業年限を超えて在学する者。②3 年後期終了時に、卒業に必要な単位のうち合計 90 単位以上を修得できていること。」と定め、履修ガイド、シラバスで公表している。平成 30（2018）年度以降は卒業研究ガイドラインを作成し、それに沿って履修指導を行い、学部全体で共有を図っている。また、教育実習、保育実習への参加要件も定めている。各学年の実習及び実習指導科目の履修登録時点において、各実習において指定した科目について単位修得済みである場合、または実習と同学期に履修が可能である場合においてのみ、該当実習及び実習指導科目の登録を認めている。その結果も踏まえた上で、学期の始めに、教育目的を踏まえた履修指導ガイダンスを実施している。

国際観光学部においては、「専門演習 5・6」（4 年次必修）を履修するには、履修要件を満たしていることが必要とし、「①2 年次終了時に通算 GPA が 1.20 以上、若しくは 3 年次の年間 GPA が 1.20 以上、又は標準修業年限を超えて在学する者。②3 年後期終了時に、卒業に必要な単位のうち合計 90 単位以上を修得できていること。（教職課程の教職に関する科目の修得単位数は 90 単位に含まれない。）③「専門演習 1・2」及び「専門演習 3」または「専門演習 4」のいずれかを修得していること」と定め、履修ガイド、シラバスで公表している。また、学部では、学期の始めに、教育目的を踏まえた履修指導ガイダンスを実施している。令和 4 年度はまだ 1 学年のみの在籍であるため、今後「卒業研究ガイドライン」にもとにルーブリックや、より詳細なガイドラインを作成し、それに沿った卒業論文作成・研究要件を加えた履修指導を行い、周知徹底を図っていく。

データサイエンス学部においては、「卒業研究 2・3」（4 年次必修）を履修するには、履修要件「①2 年次終了時に通算 GPA が 1.20 以上、若しくは 3 年次の年間 GPA が 1.20 以上、又は標準修業年限を超えて在学する者。②3 年後期終了時に、卒業に必要な単位のうち合計 90 単位以上を修得できていること。（教職課程の教職に関する科目の修得単位数は 90 単位に含まれない。）③「未来クリエーションプロジェクト 1・2・3・4」及び「卒業研究 1」を修得していること」を満たしていることが必要とし、履修ガイド、シラバスで公表している。また、学期の始めにディプロマ・ポリシーを踏まえた履修ガイダンスを実施し、指導の周知徹底を図っている。

看護学部においては、看護師国家試験受験資格（選択者は保健師国家試験受験資格）を獲得するために、保健師助産師看護師法指定規則に示されている科目と対応する本学教育課程の講義と実習科目の 132 単位（保健師は 147 単位）取得を必要とする。学生には、授業における学習目標や目標を達成するための授業方法・計画についてシラバスを通じて明示する。また、他学部と同様に「履修ガイド」を配布し説明するとともに、成績評価についてもその基準を提示し、GPA 制度を活用する旨を各学期の始めの履修ガイダンスにて説明を実施している。

・卒業要件については、各学部において、科目区分ごとに必修科目および卒業必要単位数を定めており、それらを充たした上で合計 124 単位以上の単位を修得することを卒業の要件としている。卒業認定にあたっては、教授会においてこれを審議し、学長が認定している。

大学院

〈単位認定基準の策定と厳正な適用〉

・単位の認定について、大学院学則第31条から第35条に定めている。「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える（第31条）」ことを単位認定の基本として、「教育上有益と認められるときは、大学院生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、委員会の審議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。（第32条第1項）」、「教育上有益と認められるときは、大学院生が大学院に入学する前に他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を委員会の審議を経て、研究科長が大学院入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。（第34条第1項）」など、他の大学院の授業科目の履修による単位の認定、他入学前の既修得単位等の認定等多様な単位認定の方法についても、大学院学則で適切に定めている。

・大学院学則第 31 条に定める単位の認定は、各授業担当教員による成績評価をもとに行われる。大学院学則第 35 条及び表 3-1-②c に示す成績評価の基準に基づき、定期試験、追試験、再試験等により適正に評価し、「D」以上を単位として認定している。

表 3-1-②c 大学院の成績評価の基準

100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下
A	B	C	D	E
合 格				不合格

・成績評価の実施にあたっては、シラバスにおいて当該授業の「養うべき力と到達目標」や、「成績評価の観点と方法・尺度」を全ての授業で明示することで、適性且つ客観的な評価の実施を図っている。

・さらに大学院生は、認定された自身の成績に疑問点がある場合、「成績評価に関する質問票」によって担当教員に異議申し立てをすることが出来る。担当教員は疑義照会に応じて再度、成績評価について慎重に調査し回答するなどして、適正に対応している。

・なお、大学院学則第 32 条から第 34 条に定める単位の認定にあたっては、研究科委員会の審議を経て、研究科長が決定することとしている。

〈進級及び卒業要件の策定と厳正な適用〉

・進級要件については、特に定めていない。しかしながら、研究指導教員、授業担当教員からの情報や学生支援課からの資料に基づき、大学院生個々の履修状況や成績状況の特性を把握しながら、個別的かつ日常的に履修指導を行っている。

・修了要件については、大学院学則第 37 条において次のように定めている。

・大学院に第 12 条の規定による修業年限以上在学し、表 3-1 - ② d に掲げる単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文審査に合格した者については、委員会の審議を経て、学長が修了を認定する（表 3-1-②e）。

表 3-1-② d 大学院の修了要件単位数

科目区分	単位数	計
必修科目	基礎科目（地域・学校実践演習Ⅰ：2単位、地域・学校実践演習Ⅱ：2単位） 計4単位 基本科目（研究方法論Ⅰ：2単位、研究方法論Ⅱ：2単位）4単位 研究指導（研究指導Ⅰ：1単位、研究指導Ⅱ：1単位、研究指導Ⅲ：1単位、研究指導Ⅳ：1単位）4単位 合計12単位	30単位以上
選択科目	基本科目のうち、必修を除く5科目から、3科目6単位選択 専門科目のうち、「地域教育実践演習Ⅰ（2単位）」または「学校教育実践演習Ⅰ（2単位）」のうちいずれか2単位、「地域教育実践演習Ⅱ（2単位）」または「学校教育実践演習Ⅱ（2単位）」のうちいずれか2単位、計2科目4単位選択 上記以外の選択科目のうち、4科目8単位以上	

表 3-1-②e 大学院学位論文に関する評価基準

修士論文審査基準	
1	研究テーマの適切性：研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
2	情報収集の度合い：当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや資史料の収集が適切に行われていること。
3	研究方法の妥当性：研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資史料などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること。
4	論理の一貫性：全体の構成も含めて論理展開に整合性、一貫性があること。
5	独創性：当初設定した課題に対応した明確かつ独創的な結論が提示されていること。
6	論文作成能力：文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して学術論文としての体裁が整っていること。
7	研究計画の立案および遂行、研究成果の発表ならびにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の倫理規定や研究テーマに関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること。

エビデンス

大阪成蹊大学学則第 37 条から第 41 条

大阪成蹊大学履修規程

『大阪成蹊大学履修ガイド 2023』

成績評価ガイドライン

大阪成蹊大学大学院学則

『大阪成蹊大学大学院要覧 2023』

大阪成蹊大学大学院教育学研究科履修規程

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学 部

・成績評価の方法ごとに評価尺度であるルーブリックの開発・運用を演習授業中心に進めており、成績の基準が明確になるよう改革している。今後は各教員にその基準を踏まえながら授業内容に沿った独自の基準や体制を構築していく。

・GPA の目的及び活用を、学生の学修成果の把握以外に、卒業判定、退学勧告等へと広げるための適切な基準についても検討していく。

大学院

・成績評価において、担当教員による著しい差が生じることが無いよう、成績評価の方法ごとに評価尺度であるルーブリックの開発・運用を進めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

学 部

・ 本学では、各学部において教育目的を明確に定めるとともに、教育目的を踏まえた教育課程編成の基本方針としてカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を定めている。中央教育審議会大学分科会大学教育部会の示すガイドラインを踏まえ、カリキュラム・ポリシーを策定している。策定にあたっては、「教育課程の編成」「教育方法の特色」「学修成果と評価」の項目を設定し、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程の編成方針や、全学的に推進しているアクティブラーニング等教育方法の特色、具体的な成績評価の考え方等について、分かりやすく記載している。大阪成蹊大学全体のほか、経営学部経営学科、スポーツマネジメント学科、国際観光ビジネス学科、芸術学部造形芸術学科、教育学部教育学科、国際観光学部国際観光学科、データサイエンス学部データサイエンス学科、看護学部看護学科のそれぞれの課程別にカリキュラム・ポリシーを策定しており、ホームページや大学ポートレートにて公表している。

・ 大阪成蹊大学ホームページに、大学の教育研究上の目的と 3 つのポリシー、各学部の 3 つのポリシーと教育目的を公表している。

大学院

・ 大学院は、「学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与すること」（「学則」第 1 条）を目的としている。また、本研究科は、「現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する知的素養のある高度専門職業人を養成すること」（学則第 3 条第 2 項）を目的としている。そこで、上記の目的を達成するために、教育課程を編成することとし、「教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）」を定め、ホームページや大学院要覧より周知している（図 3-2-①）。

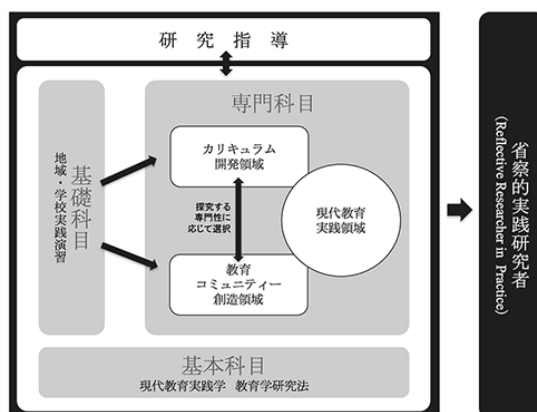


図 3-2-① 大学院教育課程の編成方針

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

学 部

・本学では、各学科・コースに共通する4年間で培われた「確かな専門性」、「社会で実践する力」、「協働できる素養」、「忠恕の心」を礎に、創造性において、新たな時代に対応し、幅広い分野・領域で高い専門性を発揮するための確かな知識や技能、実践力優れたオリジナリティを発揮できる「人間力」ある人材の育成を目的としている。教育課程は「大学共通科目」、「専門科目」の2つの科目群で構成されている。

経営学部の「専門科目」においては、学部共通科目で経営学の基本的な役割を認識し、専門教養を涵養するための知識、技能、態度と、大学生に求められる基本的な知識、技能、態度を身につけ、学科専門科目では1年次の専門基礎科目でそれぞれの専門に直接関連のある基礎知識や理論、技術を学び、2年次より各専門分野において、基礎的視野を広げ、専門家となるために必要な礎を築き、3年次以降は自身でテーマを選択して、必要な文献・データを分析する能力を高め、最終学年において、学修の振り返りとその集大成として「卒業研究」を行い、卒業論文として完成させることで、経営学士としての社会的な役割を自覚することが目的である。専門研究における勉学の総仕上げとして、専門演習6での「卒業研究」を位置付けている。

芸術学部の「専門科目」においては、学部共通科目で芸術の社会的な役割を認識し、専門教養を涵養するための知識、技能、態度と、大学生に求められる基本的な知識、技能、態度を身につけ、学科専門科目では1年次の専門基礎科目でそれぞれの専門に直接関連のある基礎知識や理論、技術を学び、2年次より各専門分野において、基礎的視野を広げ、専門家となるために必要な礎を築き、ものづくりや情報発信の理念と技能を修得するため、基礎的な造形教育から、多様な美術・デザインの各領域の観賞、発想、表現、発表の諸能力を養う。3年次では本格的な作品制作発表の第一段階として展覧会やファッションショーに取り組み、自身の実践力を確認し、最終学年において、学修の振り返りとその集大成として「卒業研究・制作」を行い、その成果を作品化し、展覧会やファッションショーのかたちで広く社会に発信することで、個人的な学びを統括するもの、行為や表現といった個人のための制作にとどまらず、芸術表現と社会との関わりにも眼を向け、作品化する

ることで、芸術家やデザイナーとしての社会的な役割を自覚することが目的である。

これまでも学年ごとに芸術表現と社会との関わりに眼を向けた展覧会企画・ワークショップ・プロジェクトなど、発表活動を含めた研究・社会参加も視野に入れた各コースの体系的な学びについて問題の解答やレポートの作成・作品制作を行い、学んできたが、卒業研究・制作では、より論理的、実証的に検討し、考察を深め研究論文を執筆する。また、専門研究を土台とした分野で先行研究を総括し、自分のテーマを設定し、研究目的を明確化した制作を行い、自分の熱意を他人に伝える手段となり得る作品を発表する。専門研究における勉学の総仕上げとして、教育課程に「卒業研究・制作」を位置付けている。

教育学部の「専門科目」においては、「専門基礎科目」、「専門選択科目」、「実践研究科目」3つの科目群に分けて、教員をめざす専門的職業人として知識・技能を学ぶ領域と、学んだ知識・技能を実践の場で思考力・判断力を働かせて、使える知識・技能までに高めるように配置している。専門研究における勉学の総仕上げとして、教育課程に「専門演習」を位置付けている。

国際観光学部の「専門科目」においては、学部共通科目で経営学の基本的な役割を認識し、専門教養を涵養するための知識、技能、態度と、大学生に求められる基本的な知識、技能、態度を身につける。学科専門科目では、1年次の専門基礎科目でそれぞれの専門に直接関連のある基礎知識や理論、技術を学ぶと共に、海外研修においては将来のニーズを見据えて国際コミュニケーションの能力を養う。2年次より観光ビジネス、観光まちづくり、国際ビジネスとそれぞれの基礎的視野を広げ、専門家となるために必要な礎を築き、英語によるビジネス・コミュニケーションや論文等の作成能力も高める。3年次以降は、自身でテーマを選択して、より具体的な企業や地域の経営戦略やデータ分析等の能力を高め、最終学年において、学修の振り返りとその集大成として「卒業研究」を行い、卒業論文として完成させることで、経営学士としての社会的な役割を自覚することが目的である。

データサイエンス学部では、教育目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程の編成方針を実現するカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿った教育課程を体系的に編成している。すなわち、「専門科目」においては、「大学共通科目」で学んだデータとその適切な扱いをもとに、「専門基礎科目」ではデータと数理、統計学、プログラミング基礎などデータサイエンスの共通基礎を学び、2年次からの「専門基幹科目」においては、データサイエンスの各専門分野の導入科目を学修する。さらに、「専門展開科目」では、3年次から4年次にかけてより応用的・発展的な科目に取り組む。一方、「専門演習科目」である1年次から3年次前期までの「未来クリエーションプロジェクト1～5」では課題解決を通じて講義科目で得た知識や方法に習熟して実践力を高め、3年次後期からの「卒業研究1～3」は、担当教員の指導のもと新規性のあるテーマを設定して研究を行い、卒業論文作成を通じて学士（データサイエンス）としての社会的な役割を自覚することが目的である。

看護学部は、本学の建学の精神や教育理念に基づき「養成する人材像」を定め、この実現のため(1)ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、(2)カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）及び(3)アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を定め3つのポリシーの一貫性を確保した対応関係と、3つのポリシーと教育課程の相関関係を保ちつつ体系的・組織的な教育課程を編成している。教育課程は、学生の発

達段階と学習段階に対応して、看護学の基盤となる科学的思考、人間と社会を理解するため医学の基礎及び教養科目を配置する。そのうえで、看護学を学ぶための基本的な知識となる「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」の区分の専門基礎科目を学修し、専門科目では、「基礎看護学」から看護の各専門領域および「統合と実践」まで、看護職者としての基本的な専門知識を学修し、併せて「演習」と専門領域ごとに展開する「実習」を経て看護技術を修得できるよう配置している。

大学院

・大学院では、「学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与すること」（「学則」第1条）を目的としている。また、本研究科は、「現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する知的素養のある高度専門職業人を養成すること」を目的としている。

そのために、フィールドワークとケースメソッドの基礎を培う「基礎科目」、幅広い専門知識の基礎を学修する「基本科目」、それぞれの専門性を深めていく「専門科目（「カリキュラム開発領域」「教育コミュニティ創造領域」「現代教育実践領域」の3領域から構成）」及び「研究指導」の4つの科目区分で編成し、それらの科目区分を相互に関連づける教育課程を編成する。まず、1年次は、地域と学校でのフィールドワークを全員が行い、ケースメソッドをとおして、地域教育と学校教育についての実際的な理解に基づき、それぞれの教育を相対化して捉える。同時に、教員や教育職員、子ども、保証人が抱えている課題を見出し、探究する。その探究は、「基本科目」の現代教育実践学で学ぶ知識や「研究方法論Ⅰ・Ⅱ」で学ぶ教育学研究方法をベースにして、研究指導科目での教育学の研究方法論にもとづく研究を行いながら深めていくこととなる。

2年次には、1年次の探究をとおして生まれた研究課題、大学院修了後に活躍するフィールド等をふまえて、「研究指導」と往還させ、構想－実践－省察のサイクルで探究を続け、創造的な問題解決につなげていく。また、多様な分野の専門知識を学修するために、教育実践に関する基礎的な専門知識を「基本科目」で学ぶとともに、「カリキュラム開発領域」「教育コミュニティ創造領域」の両領域から自由に選択履修する教育課程を編成し、課題の創造的解決に必要な専門知識を学修する。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学 部

・学部、学科のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神、大学の使命・目的、および学則に明記された教育目的を踏まえ、4つの観点「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」から定められたディプロマ・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーとの関連に中で一貫した方針に沿って、教育課程は編成されている。策定にあたっては、「教育課程の編成」「教育方法の特色」「学修成果と評価」の3項目を設定し、表 3-2-③a に示すように、定められ、この方針に沿って教育課程が編成されている。

表 3-2-③a 教育課程編成方針

教育課程の編成	本学の教育課程は、「大学共通科目」と「専門科目」の2つの科目群で構成される。「大学共通科目」には、「共通基礎科目」「教養科目」「キャリア支援科目」がある。「専門科目」では、各学部の専門性に応じて、講義や演習、実習をバランスよく配置し、基本的な知識から、知識・技能を活かす実践力の修得まで、確かな専門性を身につけられるよう系統的な教育課程の編成を行う。また、学びの集大成として、4年間の学びを振り返りながら、卒業制作、卒業研究をすすめ、4年間の学修成果を発表し、学修成果を学内外に広く披露する機会を設ける。そのほか、様々な資格取得や検定合格をめざす教育プログラムを設定することで、興味や関心、進路に応じて学生の成長をサポートできるようにする。
教育方法の特色	本学の授業は「講義」、「演習」、「実習」から構成されており、すべての授業において「アクティブラーニング」を進める。「講義」では、教員の一方的な授業ではなく、教員と学生、学生同士の双方向のやり取りを重視した授業を展開する。「演習」「実習」では、グループやペアで協力しながら課題に取り組む授業や、学外に出て、社会の人々との関わりの中で学びを深めていく授業、実際の社会で起きている様々な課題の解決に取り組む授業などを展開する。また、学部・学科の教育目的に沿って、ポートフォリオ（作品や実習記録、学修記録など）を残していくことで、学修の成果を振り返りながら、成長を実感したり、課題を明らかにしたりできる授業も展開する。
学習成果と評価	学修成果の評価は、本学の「人間力」教育の目的に沿って、「人間力」を構成する個別の能力や知識・技能を身につけることができたかを測る。具体的には、授業科目ごとにシラバスにおいて養うべき力、到達目標、成績評価の観点と方法、尺度を明記し、客観的に学修成果を測り、評価する。

・本学は、ディプロマ・ポリシーに定めている4つの観点（「確かな専門性」、「社会で実践する力」、「協働できる素養」、「忠恕の心」）に基づき、幅広い分野・領域で高い専門性を発揮するための確かな知識や技能、実践力だけでなく、社会人として活躍するための、自ら課題を発見して解決していこうとする姿勢や、様々な人と協力して物事に取り組むことのできる素養を身につけた人材の育成を目的として、カリキュラム・ポリシーを設定し、以下の項目を主たる教育課程編成の方針に位置づけている。

①基礎から専門まで、少人数ゼミナール教育の実現

学部により科目名称は異なるが、ゼミナール形式で少人数教育を実施している。

②全学部共通の初年次教育および入学前プログラムの実施

授業や大学生活を充実したものにするため、入学前プログラムを実施する。大学での学びの動機付け、大学での学び方、アカデミックスキル（授業の受け方、レポートの書き方等）、キャリアの考え方、スチューデントスキル等の指導のため初年次教育を充実させている。

③シラバスへのアクティブラーニング実施計画の記載

学生の主体的、協働的、双方向的な学びを実践するため、授業担当者はアクティブラーニングの実施計画をシラバスに記載し、学生の主体的・能動的な学修を実現している。

④カリキュラムマップによる履修モデルの提示

各学部・学科・コース毎に、カリキュラムマップ（教育概念図）を学生に明示し、学生の将来を見据えた履修計画を主体的に取り組むことを可能にしている。なお、全学部で、学生の自己の適正や志望により2年次からのコース変更を可能にしている。

・本学では全学的に統一した様式のシラバスを作成し、ホームページに掲載している。各科目のシラバス作成においては、各教員に「シラバス作成の手引き」（冊子）を作成・配布し、FD研修でシラバス作成に関しての教育を実施することで分かりやすく適切なシラバスの作成を行っている。また、すべての科目について、担当者以外の教員によるクロスチェックを実施している。

大学院

・大学院では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、教育目的を達成するための教育課程の編成方針について、カリキュラム・ポリシーを策定しており、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

1年次は、地域と学校でのフィールドワークを全員が行い、ケースメソッドをとおして、地域教育と学校教育についての実際的な理解に基づき、それぞれの教育を相対化して捉える。

2年次には、1年次の探究をとおして生まれた研究課題、大学院修了後に活躍するフィールド等をふまえて、「研究指導」と往還させ、構想－実践－省察のサイクルで探究を続け、創造的な問題解決につなげていく。具体的には、1年次の「地域・学校実践演習Ⅰ・Ⅱ」で培った相対化する思考力をもって、ケースメソッドをとおして、固有のフィールドにおける問題に対する新しい理解を導き（構想）、フィールドで活動している人々に新しい理解を示し、意見を聞くことやパイロット的に試みることなどを行い（実践）、「研究指導」で専門的な観点から新しい理解を検証すること（検証）をとおして、新しい理解を洗練させていく（新しい構想）。このサイクルをとおして、実践と研究の両面から地域の教育課題への創造的問題解決に取り組む。

また、多様な分野の専門知識を学修するために、教育実践に関する基礎的な専門知識を「基本科目」で学ぶとともに、「カリキュラム開発領域」「教育コミュニティ創造領域」の両領域から自由に選択履修する教育課程を編成し、課題の創造的解決に必要な専門知識を学修することとしている。

3-2-④ 教養教育の実施

学 部

・「大学共通科目」に「初年次科目」「外国語科目」「教養科目」「キャリア科目」を設置している。「初年次科目」は「学びの基礎」「文章と表現」にさらに区分される。「外国語科目」は「外国語」「留学生科目」から構成され、大学での学びの基礎や社会人としての基本的な能力を修得する。「教養科目」は、「人間と智」「国際社会と日本」、「科学と環境」、「地域と文化」「健康とスポーツ」「AI・データリテラシー」の6テーマごとに科目設定をし、令和4（2022）年度は37科目（133講座）を開講している。なお令和5（2023）年度より「地域と文化」の区分を「国際社会と日本」と統合し、5テーマとしている。

・教養教育については、人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く深い教養と総合的な判断力を備えた豊かな人間性を培うという本学の教育目的に照らして、大学全体で適切な開講科目を設定している。

・令和 4(2022)年度からは「教養教育」に新たに「AI・データリテラシー」の区分を設け、データサイエンス学部就任予定教員等が監修する「データサイエンス基礎」「統計学基礎」や、AI によって急速に変容してゆく社会における、都市計画、新ビジネス開拓、法制度や倫理的問題への配慮など多彩な分野での実務経験がある特別講師を招聘して探求する「AI 入門」などの特色ある科目を開講している。

・開講時期についても、一部の教養科目は、学生の学習ニーズに合わせて、前期、後期ともに開講するなど、柔軟な履修を可能にしている。

なお、看護学部は、看護師教育課程を主体としつつ、4 年間という教育期間を有効に活用し、看護職者としての高度な知識や技術、態度のみではなく、看護を取り巻く状況が日々変化するなかで社会のニーズに応えるため、専門教育以外に学びの基礎である「成蹊基礎演習」で「読む、考える、書く、聴く、発言する」能力を修得するとともに「外国語」、「人間と智」、「国際社会と日本」、「科学と環境」等の人文・社会・自然の各分野に渡る幅広い教養科目を配置し、現代社会における多様な価値観を理解するとともに、広い視野と思考力を養い人間性の向上に寄与することを目指し、充実した教養教育を行うこととしている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

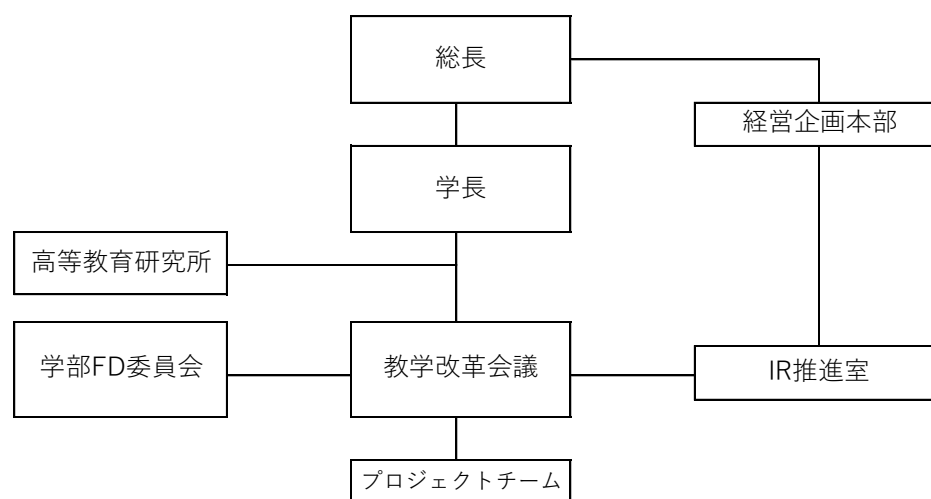
学 部

・本学は、図 3-2-⑤に示すような組織を構築し、学部ごとに FD 委員会を置き、年間の FD 活動計画に基づき、教授方法の改善を組織的に進めている。また、全学的なアクティブラーニングの推進など、教育改善に必要な調査・研究・指導又は具体案の策定を行う機関として、高等教育研究所を平成 27(2015)年度より設置している。また、学内外の教学情報の収集と分析及び情報提供や企画案の提言を行う機関として平成 27(2015)年度より「IR 推進室」を設置している。

学部横断的な改革組織としては、総長、学長、副学長、学部長、学科長、コース主任及び事務部門の代表者によって構成される「教学改革 F S D 会議」を定期的で開催し、全学的な教学改革を推進している。「教学改革 F S D 会議」では現在、「語学・グローバル教育の充実」「初年次教育・キャリア教育を核とする全学教育の実現」「全学的な AI・数理・データサイエンス教育の構築」「学修成果の可視化」「産・学・地の連携による教育研究の充実」「全学的なアクティブラーニングの推進」「インターンシップ制度の充実」「専門演習・卒業研究指導の充実」「高大接続改革の推進」「シラバスの一層の充実」「適切な成績評価の実施」「授業評価アンケートの活用」「ラーニングコモンズの活性化」「教員表彰制度の充実」

「パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクトの推進」「教学 IR の充実」「体系的な FD プログラムの展開」「体系的な SD プログラムの展開」「学修成果を発揮する各種大会・コンペティションの充実」の 19 の教学改革テーマを設定し、教職協働によるプロジェクトチームを組成して取り組んでいる。

図 3-2-⑤ 教学改革 FSD 会議、高等教育研究所、IR 推進室、学部 FD 委員会



・「語学・グローバル教育の充実」プロジェクトでは、国際観光学部や教育学部中等教育専攻英語教育コースにおける英語教育の強化を図るとともに、留学や国際交流、各グローバル教育プログラムの充実を図っている。

・「初年次教育・キャリア教育を核とする全学教育の実現」プロジェクトでは、ソーシャルタッチポイントの拡充を掲げて、初年次教育・キャリア教育の一体的な改革を進めている。SDGs ターゲットや社会課題を題材にアクティブラーニングの基礎を身につける初年次科目や、企業や自治体等の抱える課題に対して協働して課題を解決する PBL 授業、様々なゲストスピーカーの招聘などにより、社会との接点を豊富に持つなかで人間力を高める全学教育を展開している。

・「全学的な AI・数理・データサイエンス教育の構築」プロジェクトでは、データサイエンスや AI、統計に関する科目を教養科目群に新たに配置し、独自のオンデマンド教材を開発する等して、全学的にデータサイエンスの素養を育むことをめざしている。

・「学修成果の可視化」プロジェクトでは、各学部でのコア科目における到達度評価のあり方を明確にして、学生の成長・変化を可視化するとともに、教育改善の PDCA の実質化を図ることのできる運用をめざしている。

・「産・学・地の連携による教育研究の充実」では、産業界や自治体等、実社会との関わりのなかで専門性を深める学外連携授業の量的・質的拡大を図ることをめざし、学外連携学修ポリシーやガイドライン、事例集を作成している。

・「全学的なアクティブラーニングの推進」プロジェクトでは、本学独自のアクティブラーニングハンドブックの作成や好事例集の作成、各授業におけるアクティブラーニング実施計画書の作成、FD 研修会や授業相談会の開催等により、組織的なアクティブラーニングの推進による学びの充実をめざしている。

・「インターンシップ制度の充実」プロジェクトでは、インターンシップを組織的に推進し、適切な企業等とのマッチング、事前・事後を含む実習指導や実施後の報告会の開催などにより、成長実感の持てるインターンシップ制度を構築している。

・「専門演習（ゼミ）、卒業研究・卒業制作の充実」プロジェクトでは、卒業研究・卒業制

作に向けた学生の学びの質を一層高めるため、ガイドラインの配布や評価ルーブリック、ポートフォリオの導入、卒業研究発表会の開催などにより、組織的・体系的な指導体制を構築している。

・「高大接続改革の実現」プロジェクトでは、入学後の学修を見据え、受験者の資質・能力を多面的に評価することのできる新たな面接試験方法（面接票、質問表、評価ルーブリック等）を開発し、よりアドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜をめざしている。

・「シラバスの一層の充実」プロジェクトでは、中央教育審議会の答申や政策的な提言を含めて、本学のディプロマ・ポリシーとの関連性も踏まえつつ、学生にとって分かりやすいシラバスの作成に努め、授業の質や教育成果について、常に検証を行っている。平成29(2017)年度には、シラバス入力の新フォーマットの構築、シラバス作成の手引きの策定、シラバスチェック体制の構築、シラバス作成及びチェックにあたっての研修会の開催等を行った。平成30(2018)年度には、シラバスの記載項目に実務経験の有無の記載欄の新設や、授業の事前・事後の学修課題の記載の具体化等を図った。シラバスにおける記載事項は、全学的な教学改革の取組を反映したものであり、例えば、各授業の養うべき力と到達目標におけるディプロマ・ポリシーに掲げる各要素との対応の明記、アクティブラーニングを促す方法の明記、成績評価の方法・割合・基準等の明記、学外連携学修の有無と連携先の明記、授業外の学修課題や目安となる学修時間等の明記などである。令和元(2019)年度には、シラバス作成にあたっての留意点や作成例を充実させ、定期試験の扱いに関する注意を新たに徹底した。学生と担当教員の間で、当該科目における学修イメージを事前に共有することの出来る分かりやすいシラバスを作成できている。記載項目の充実や各教員の記載方法の工夫を図るとともに、科目区分ごとのシラバスチェック体制を充実して、複数の教員の視点を踏まえたシラバス作成によって、シラバスの質の向上を図っている。

＜シラバス記載項目＞

授業概要 ②実務経験のある教員による授業科目 ③養うべき力と到達目標（特にディプロマ・ポリシーについては選択できる形としている） ④学外連携学修 ⑤授業方法（アクティブラーニングを促す方法について） ⑥課題や取組に対する評価・振り返り ⑦成績評価（評価方法・割合・基準等） ⑧使用教科書 ⑨参考文献等 ⑩履修上の注意・備考・メッセージ ⑪オフィスアワー・授業外での質問の方法 ⑫授業計画（タイトル・授業内容・授業外学修課題・目安の時間）

・「適正な成績評価の実施」プロジェクトでは、成績評価ガイドラインの作成やパフォーマンス別ルーブリックの作成、成績分布の分析等を通じて、適切な成績評価の字柘植をめざしている。各教員は担当授業の学修到達度を査定する際には、シラバスに記載の「成績評価方法」「評価割合」「評価の基準等」に基づいて評価を行う。また、特に、レポート、作品・ポートフォリオ、プレゼンテーション、卒業論文などによる質的評価を行う科目では、適宜ルーブリックを開発・活用している。また、成績評価ガイドラインを定め、成績評価にあたっての考え方や、各評価に関する共通理解を図り、公正で客観的な成績評価に努めている。成績の分布状況の把握にあたっては、半期ごとに、全授業の成績評価分布のデータを分析して、成績評価の現状と課題を検証している。検証結果をもとに、成績評価に著しい偏りの見られる教員への改善指導や、ルーブリックの活用の推進を図り、公正で客観的な成績評価の実施に努めている。また、本学では、学生の学修成果の獲得状況を客観的

に数値化して比較するために GPA 制度を導入し、学生の学修状況の把握・分析、学修・履修指導への活用、成績優秀者への表彰等に活用している。学生に対しては、履修オリエンテーションにおいて、GPA 制度の目的や GPA の算出方法、活用方法等を周知している。また、期末毎に配布される成績表に単位修得数とともに GPA を表記して、フィードバックしている。

・「授業評価アンケートの活用」プロジェクトでは、授業改善の PDCA サイクルの確立をめざし、授業評価アンケートの実施、授業評価アンケート結果の公表・フィードバック、授業改善計画書の作成、授業評価案アンケートの分析を行い、授業改善の達成状況の把握を行っている。

・「ラーニングコモンズの活性」プロジェクトでは、授業時間外での学習スペースや学習相談機能の充実、様々な学習講座の開講を行い、正課外での学習環境の充実をめざしている。

・「教員表彰制度の充実」プロジェクトでは、優れた授業実践を行っている教員を表彰し、教育力の高い教員を顕彰するとともに、表彰授業における授業実践の工夫の共有を図っている。また、研究や学部運営など教育以外にも様々な表彰分野を設けている。

・「パーソナル・ブランド・マネジメントプロジェクトの推進」プロジェクトでは、テキスト「品格と人間力」やマナーDVD を作成し、教育課程内外での指導を通して個々の学生の品格と人間力を高めるパーソナル・ブランド・マネジメント・プロジェクトを展開している。

・「教学 IR の充実」プロジェクトでは、教学データの恒常的な収集・分析・報告を行い、全学的な教学改革の成果・内部質保証の達成状況の検証を行っている。

・「体系的な FD プログラムの展開」プロジェクトでは、FD 委員会を中心として、全学的な教学改革の方向性を踏まえつつ、各プロジェクトとの連携のもと周知徹底や技能開発のための様々な FD プログラムを計画し、実施している。

・「体系的な SD プログラムの展開」プロジェクトでは、全学 FSD 研修会や各種会議・トップミーティングを通じた On the Job Development、各部門別の SD 等により、教職員の職能を高めている。

・「学修成果を発揮する各種大会・コンペティションの充実」として、プレゼンテーション大会「成蹊カップ」、卒業論文発表会、卒業制作展、ファッションショー、作品展、英語プレゼンテーション/暗誦大会、読書コンクール、ビブリオバトル、ピアノコンペティションなど、様々な大会・コンペティションを開催し、学修成果を発揮する機会を充実している。

・令和 2（2020）から令和 4（2022）年度には新型コロナウイルス感染症の対策を十分に施しながら、遠隔授業でも教育効果をしっかりと保つことができる科目については遠隔授業で、また、対面で実施する方が学生の満足度を高め、修熟度を深める科目については対面授業で、と 2 つの実施方式を併用（ハイブリッドでの対応も含む）させることで、質の保証を担保し、教育効果を損なわない授業の運営に努めた。

・芸術学部では、「講義」、「演習」、「実習」すべての授業において「アクティブラーニング」を推進している。「講義」では、教員の一方的な授業ではなく、教員と学生、学生同士の双方向のやり取りを重視した授業を展開しており、芸術学部では、独創的な発想力や鑑賞力を獲得すべく、芸術・デザインの専門的な知識をより深く理解できる工夫を

している。「演習」や「実習」は、本学科の学びの核であり、学生が主体的に考え行動し、場合によっては協働する授業形態をとっている。

・看護学部では、看護学の基盤となる科学的思考、人間と社会を理解するため医学の基礎及び教養科目を配置し、その上で「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会福祉制度」の区分に配置した専門基礎科目を学修し、さらに、専門科目では「基礎看護学」～「統合と実践」まで、看護職者としての基本的な専門知識を学修し、併せて看護技術を修得する。その学習は「講義」「演習」「実習」で構成され、学内の教室や実習室以外に学外の地域や臨床施設をなどの多様な場を活用して実施し、アクティブラーニング手法を基にグループワーク等を用いて知識の理解と活用を促し、学生が主体的に課題を探究しコミュニケーション応力やプレゼンテーション能力を養えるように教授方法を工夫し実施していく予定である。

大学院

・教授方法の工夫・開発については、大学自己点検評価委員会に大学院研究科長を委員とし、年間のFD活動計画に基づき、教授方法の改善を組織的に進めている。

エビデンス

大阪成蹊大学ホームページ

大学の教育研究上の目的と3つのポリシー

<http://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/>

各学部・大学院の3つのポリシー

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/>

大阪成蹊大学/大学院シラバス

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/syllabus/>

『建学の精神・教育の方針』

『大阪成蹊大学履修ガイド2023』

『シラバス作成の手引き』

『経営学部 卒業研究ガイドライン 2022年度版』

『芸術学部卒業研究・制作ガイドライン 2022年度』

『専門演習ポートフォリオ』様式

『経営学部カリキュラムマップ』

『成績評価ガイドライン』

『アクティブラーニング ハンドブック』

大阪成蹊大学FD委員会規程

『大阪成蹊大学大学院要覧2023』

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生へ3つのポリシーの啓蒙、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を入学時ガイダンス、各学年ガイダンス時に理解、浸透させる。
- ・「卒業研究」を踏まえた系統的な専門教育となっていることを確認し、科目とその内容の

改善を図る。また、専門教育の中核をなす「専門演習」の学びの蓄積を振り返るための「専門演習ポートフォリオ」の運用とその改善を図る。さらに1、2年次にコア科目を設定し、学習成果の可視化と学びの系統性の確認を行う。

- ・各学部のカリキュラム・ポリシーおよびカリキュラムマップを点検し、改訂版の作成を行う。

- ・各学科・コースに対応したミドルディプロマを設定し、各専門分野の学びの体系をより明確化する。

- ・シラバスの見直しと改訂版の作成を行う。

- ・CAP制の単位数を見直し、平成31(2019)年度入学生より原則として22単位としている。また、GPAの目的及び活用を、学生の学修成果の把握以外に、例えば進級判定や卒業判定、退学勧告等へと広げるための適切な基準についてもひきつづき検討している。なお、成績優秀者に対し半期26単位(教育学部は半期32単位)を上限に認めている追加履修についても見直しの必要があると考えている。一方、遠隔授業で取得できる単位数の基準についての規程を設ける必要がある。

- ・大学に設置されている「共通教育委員会」を中心に、大学共通科目全体を見直して内容や卒業要件を変更し、平成31(2019)年度入学生より新課程に移行している。

- ・今年度は遠隔授業においても学生の主体的な学びを引き出す授業方法の工夫について教員間で共有できる仕組みを構築し、その改善を図っている。そのための機会として全教員を対象に「アクティブラーニング勉強会」を実施している。

- ・教育内容の体系化とその充実を図るため、教学改革FSD会議、高等教育研究所、IR推進室を中心に、プロジェクトごとに教学改革に取り組んでいく。

大学院

- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿い、大学院生にとって専門の学問をより深めることが可能な教育課程の編成に向けて、検証・改善を行う。

- ・シラバスの点検、整備に努める。

- ・大学院FD委員会を設置し、教授方法の工夫・開発等、年間複数回のFD研修を実施する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学 部

・「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づき、教育目標・教育目的等をふまえてディプロマ・ポリシーを定めている。大学のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は「大学案内」、「CAMPUS GUIDE BOOK」、本学ホームページで公表している。各学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は「履修ガイド」、本学ホームページで公表している。大学院の研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーは「大学院案内」、本学ホームページで公表している。大学全体及び各学部の 3 つのポリシーは大学ホームページで広く公表しており、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 の遵守に努めている。教育課程における「学生の学習成果」の把握は、既に策定されている 3 つのポリシーの実質化を踏まえた上で、学習成果の把握方法を明文化することにより、その詳細について学内外に情報発信し、大学教育の「質保証」を担保する指標としての活用が、強く求められている。

・芸術学部においても学修成果の把握のためのツールとして、学修評価の観点・基準を定めたルーブリック、アセスメントテスト、学修ポートフォリオおよびアンケート調査(学生行動調査等)による評価が行われている。「カリキュラムマップ」について PDCA を回すべく専任教員がカリキュラムの整合性や順次性を最終チェックしたほか、すべての授業科目について履修を通じてディプロマ・ポリシーに示されたどの能力の修得につながるかをシラバスに明記した。さらに、レポート、口頭発表、卒業研究・制作への取り組み、評価において、ルーブリックの使用が浸透している。令和 4（2022）年より基幹科目の学修到達度評価を実施している。

・本学では、学生の学修成果の評価（アセスメント）について、教育目的に掲げる「人間力」、ディプロマ・ポリシーに掲げる「確かな専門性」「協働できる素養」「社会で実践する力」「忠恕の心」の、各質的水準の達成状況の評価・検証と、教育目的に対する教育運営の適正の評価・検証のためのアセスメント・ポリシーを機関レベル、教育課程レベル、授業レベルといった構成で策定している。

教学改革 FSD 会議の「授業評価アンケートの活用」プロジェクトが中心となり、各授業についての授業改善及び、学生の学修実態の把握をねらいとして、授業評価アンケートを前期、後期に 1 回ずつ実施している。アンケートの結果は、各授業担当教員に返却され、授業担当教員が自己の授業に対する検証を行っている。「授業への学生の取り組み」の項目では、出席状況や予習・復習・課題に費やした学習時間等を明らかにするとともに、「授業内容と授業の進め方」の項目で各教員の授業の工夫に対する評価と、「授業を通して得られたこと」の項目で自己の学修成果に対する評価を明らかにしている。出欠に関する適宜の指導や、授業時間外での学習の促進、アクティブラーニングの推進など、日頃の教育や学生指導の目的に沿って達成状況が明らかにできるよう設計している。

アンケート結果を踏まえ、全教員に授業別の「授業評価アンケートに対する所見および授業改善計画書」を学長に提出することとしている。授業の意図や工夫、当該期学期の授業に対する自己評価、アンケートの結果に対する分析、今後の改善計画等を記入することとしている。また、IR 推進室において分析を行い、全学的な回答の傾向を明らかにし、アンケート結果の総括と提言を行っている。なお、授業評価アンケートの結果及び「授業評

価アンケートに対する所見および授業改善計画書」を冊子に取りまとめ、図書館等での閲覧を可能にしている。

学生生活調査アンケートでは、教職協働体制の中で、学生生活調査アンケート結果を学生部及び学生委員会を中心に分析し、学部教員、関連部署において結果及び対応策を共有している。

外部テストとしては、ジェネリックスキル育成プログラム・PROG テスト（河合塾）、TOEIC テスト、GTEC テスト等を活用している。PROG テストは、知識を活用して問題解決する力（リテラシー）と経験を積むことで身につけた行動特性（コンピテンシー）の2つの観点でジェネリックスキルを測定するテストで、入学時と3年次の2回実施している。

・経営学部では、卒業研究の過程、研究進展の過程での計画書を活用したポートフォリオを作成しているほか、ディプロマ・ポリシーに掲げる「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」を卒業研究ガイドラインの中で、①評価基準と評価方法、②卒業研究・その過程・最終のプレゼンの各過程でそれぞれルーブリックに落とし込み、運用している。

・芸術学部では、特に重要な初年次教育科目やキャリア教育科目、演習系科目を「コア科目」と定め、学生自身による自己評価と教員による評価を相互に確認できるルーブリックを活用した学修到達度確認を学期の中間と期末に実施して、評価の客観化ならびに学修成果の可視化を推進している。学修成果のまとめとして、課題発表から学生個人が発想展開するテーマ設定への経緯、決定したテーマに対するリサーチ、アイデアスケッチ・エスキースからデザイン画への展開、素材研究、サンプル制作、パターン製図の展開、完成作品までをファイリングしながらポートフォリオを作成している。授業やミーティング、発表の際に使用し、課題の終了後には制作物とポートフォリオを併せて評価している。また制作物のデジタルデータ化を行い、e ポートフォリオとして教員、学生が制作物をまとめて学習成果を点検評価できるシステムを構築して、運用を行っている。資格取得状況を点検するために、資格試験を受講した全学生の結果を毎年集計して管理している。合格者数の目標値を設定して、不合格者に対して補講を実施するなど再受験の促進・サポートを行っている。

・教育学部では、教員免許状取得人数及び教員採用試験合格者数、教員免許・保育士資格を生かした就職状況という観点から、学修成果を点検評価している。

・国際観光学部では、1年次の短期海外研修の成果発表として「暗唱大会」を、2年次では「英語プレゼンテーション大会」を実施し英語コミュニケーション力の可視化を行っている。また、専門演習や卒業研究の過程、研究進展の過程での計画書を活用したポートフォリオを作成しているほか、ディプロマ・ポリシーに掲げる「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」を卒業研究ガイドラインの中で、①評価基準と評価方法、②卒業研究・その過程・最終のプレゼンの各過程でそれぞれルーブリックに落とし込み、4年間の成長を可視化している。

・データサイエンス学部では、学修評価の観点・基準を定めたルーブリックとともに、学生の学修成果の評価（アセスメント）として、ディプロマ・ポリシーに掲げる各水準の達成状況の

評価・検証のための大阪成蹊大学アセスメント・ポリシーのもとで、全学共通教育及び、学部・学科の学位の専門性に応じた専門教育における学修成果を、学修状況に関するアンケートや外部のアセスメントテスト、（学位の専門性に応じた職業への就職状況や卒業後の進学状況）等の量的・質的データを基に評価・検証する仕組みを整え、1年次から運用している。

・看護学部では、演習および実習において、学生自身による自己評価と教員による評価を相互に確認できるルーブリック、振り返りシートを使用して、評価を行う予定である。また、ディプロマ・ポリシーに基づいた能力を身につけ、保健師助産師看護師法指定規則に示されている科目と対応する本学教育課程の講義と実習科目の 132 単位（保健師は 147 単位）取得の観点より評価する予定である。さらに、臨床実習によってそれまでの学習成果を統合し、看護専門職として卒業時に必要な知識、技術、態度の修得を目指している。そして、実習は基礎看護学実習から看護の統合と実践実習まで系統的にレベル分けをし、それぞれのレベルで実習目標を定めている。必修としている実習科目をすべて修得することで養成する人材像やディプロマ・ポリシーに定めるような資質が獲得できるものと判断している。また、「学生生活実態調査」「卒業時カリキュラムについてのアンケート」等のアンケートを実施する予定である。また教務委員会にカリキュラム評価委員会を設置し、カリキュラムの効果的な展開に向け提言を行い、定期的に行いカリキュラムの改善のために活用する予定である。

・就職先に対しては採用した本学卒業生に対する評価としてディプロマ・ポリシーの各指標の習得状況と強み・弱みについて明らかにするアンケート調査を、卒業後半年を経過した卒業生に対しては現在の就業状況及び社会人生活の感想と在学時の学びの振り返りに関するアンケート調査を実施して、教育改善や就職指導の充実に役立てている。

・上記の在学中の各アセスメントに加え、平成 30（2018）年度卒業生より卒業時アンケート調査を毎年実施している。学部のディプロマ・ポリシーの各指標に対する自己評価とともに、在学中の学びに対する満足度や成長の実感度を明らかにするものであり、非常に高い水準での学生の学びの達成度・大学の教育成果を確認することができている。本結果は、近年力を入れてきた全学的な教学改革の一定の成果を示すものとして学内の全学会議や全体 FD 研修会等において教職員に共有しているほか、大学案内やホームページ等においても積極的に外部のステークホルダーに対して発信している。

大学院

・大学院での学修の集大成である修士論文の審査プロセスにおいて、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材養成の目的である教育学研究を遂行し、実践の創造的問題解決につなぐ省察的研究の実践者に必要な能力をそなえているかという観点に着目して、審査を行い、学修成果を点検・評価している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学 部

・教学改善のための授業評価アンケートは、一つひとつの授業についての授業改善及び、学生の学修実態の把握をねらいとして、前期、後期に 1 回ずつ実施している。「授業への学

生の取り組み」の項目では、出席状況や予習・復習・課題に費やした学習時間等を明らかにするとともに、「授業内容と授業の進め方」の項目で各教員の授業の工夫に対する評価と、「授業を通して得られたこと」の項目で自己の学修成果に対する評価を明らかにしている。出欠に関する適宜の指導や、授業時間外での学習の促進、アクティブラーニングの推進など、日頃の教育や学生指導の目的に沿って達成状況が明らかにできるよう設計しており、実施に際して毎回、質問項目を見直している。

- ・学生生活調査アンケートは、学生生活の実態把握や学生支援に対する満足度等の把握をねらいとして、年1回実施している。アドバイザー教員・チューター教員やオフィスアワーにおける各教員の指導、履修相談や学生相談、就職相談等に対する支援の状況について、満足度及び利用の状況、改善の要望を明らかにできるよう項目を設計している。このほか、学生生活における相談相手、現在の悩み、クラブ活動や学内イベントへの参加状況、施設・設備に対する要望を明らかにしている。またこのアンケートのなかで、学生生活におけるセルフマナーチェックを実施しており、全学的に実施しているマナー指導による、学生の意識や行動の変化を明らかにしている。

- ・PROGテストは、社会人に求められるジェネリックスキルを測定するテストであり、各学部のディプロマ・ポリシーの達成状況の検証にも深く関わるだけではなく、大学が学生の特性を把握して学修指導やキャリア指導に活用したり、学生自身が自己の理解を深めて学修やキャリアについて考えることに活用したりできるよう実施している。

- ・前項（3-3-①）で述べたように、学生自身による自己評価と教員による評価を相互に確認できるループリック、振り返りシートをもとに各教員の学修指導の参考に活用するとともに、カリキュラム評価委員会等で学習指導やカリキュラムの効果的な展開に向けた検討を行っている。

- ・また、芸術学部における初年次の基礎造形教育では、デッサン、色彩構成などを主軸とした学修課題を設定し、学部独自のループリックを開発・導入して学修到達度を点検・評価するとともに、グラフィック系のコンピュータスキルを修得する科目のなかで資格認定試験を活用しており、効果的で質の高い授業方法への改善計画に役立てている。実習系科目においては各学年で「制作ポートフォリオ」の作成を義務づけ、デジタルデータ化したeポートフォリオを活用して各学生の学修状況を把握するとともに、授業内容及び教育課程の改善の参考としている。

大学院

- ・教学改善のための授業評価アンケートは、授業改善及び、大学院生の学修実態の把握をねらいとして、前期、後期に1回ずつ実施している。

エビデンス

大阪成蹊大学ホームページ

大学の教育研究上の目的と3つのポリシー

<http://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/>

各学部・大学院の3つのポリシー

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/>

建学の精神・教育の方針

『CAMPUS GUIDE BOOK2023』

『大阪成蹊大学履修ガイド 2023』

大阪成蹊大学授業評価アンケート

大阪成蹊大学授業評価アンケートに対する所見および授業改善計画書

大阪成蹊大学学生生活調査アンケート報告書

芸術学部造形基礎教育評価ルーブリック「学修到達度の確認」データ

「制作ポートフォリオ」eポートフォリオ データ

大阪成蹊大学アセスメント・ポリシー

大阪成蹊大学 卒業時アンケート調査結果

「ルーブリック」「振り返りシート」

『大阪成蹊大学大学院要覧 2023』

大阪成蹊大学大学院修士論文ガイドライン

大阪成蹊大学大学院修士論文ルーブリック

大阪成蹊大学大学院授業評価アンケート

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

・今後の取り組みとしては、各コースが取り組みを継続して行うとともに、ディプロマ・ポリシーに則した成績評価や GPA の活用方策の検討、社会のニーズにあった学生の育成を企図したディプロマ・ポリシーの見直しを推し進める。

・学生データや各調査の結果等について、集約の上、分析・提言を行う IR 機能の充実を図っていく。さらに、さまざまな教学改革が進行しているが、目的に対して適切な効果検証の方法、時期を明確にし、必要に応じて新たにアンケート調査を設計・実施していく。

・学生生活調査アンケート、ルーブリックのフィードバック方法を検討し、教育内容方法の改善をめざす。また、学生データや各調査の結果等について集約の上、分析・提言を行う IR 機能の充実を図り、一層効果的にフィードバックし、実質的な改善行動へと結び付けていく体制を構築していく。

大学院

授業評価アンケート調査結果とあわせて各授業の授業実施報告書を作成し、教授法の見直しを行う。大学院生の意識調査アンケートを年 1 回実施し、研究指導に関する実態把握や学修支援・大学院生生活支援に対する満足度等の把握を行う。

【基準 3 の自己評価】

・学部・学科のカリキュラム・ポリシー、は建学の精神や大学の教育目的など一貫した方針の下で体系的に定められており、ホームページ等で公表されている。

・学部ごとの FD 委員会を置き、年間の FD 活動計画表に基づき、組織的、体系的に授業改善を進めている。

- ・全学部で各学期の履修単位数の上限を 22 単位と定め、各授業科目の授業外課題および課題に必要な時間を設定し、単位制度の実質を保つ努力をしている
- ・成績評価の実質化を目指し、成績評価ガイドラインに沿った評価を行い、適正な評価制度を実行している。
- ・「授業評価アンケート」「学生生活調査アンケート」「PROG テスト」「卒業時アンケート」などの結果を分析、共有し、学生指導や授業改善につなげている。
- ・教員の質的向上、人間力向上のために、各学部において F D 活動を進めており、組織的、体系的に取り組んでいる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

- ・ 本学園では、「大阪成蹊学園組織規程」第 56 条第 1 項において「学長は、理事長の命を受け、大学業務の全般を総括する」と規定し、また、「大阪成蹊大学学則」第 8 条において「学長は、本学を代表し校務を掌り、所属教職員を統括する」と規定しており、評議会や教授会等の意見を踏まえ、また、理事会や理事長・総長との連携をはかりながら、大学の校務に関する最終決定を学長が行うことを明確に定めている。
- ・ 学長による本学における決定事項については、理事会において報告を行い、本学の使命・目的に則ったものであることが確認され、その上で業務が適切に執行される体制が整備されている。
- ・ 適宜開催される評議会、また、毎月開催される学部教授会、学部運営協議会、隔週で開催される大学幹部教職員による打ち合わせを通じ、学長を中心として、副学長、学部長、関係各部署等との日常的な意思疎通が行われ、学長のリーダーシップの下での連携体制により大学運営、およびこれに基づく学部運営が円滑に行われている。
- ・ また、学部及びキャンパスの増設に伴い、円滑な大学運営と教育・研究のより一層の充実を図るため、令和 4（2022）年度には大学運営協議会を発足した。学長、副学長、学部長、研究科長及び幹部職員から構成され、大学運営にかかわる諸問題について検討・協議するとともに、学部および各部署の連絡調整を図り学長のガバナンスを強化している。
- ・ 本学は、併設する大阪成蹊短期大学と学内施設の多くの部分を共用しており、施設の運営管理や、学生指導における各種ルール等について、大学間での連携、情報の共有等が必要である。また、本学園では、学校間（大学、短期大学、高等学校、幼稚園）で、単位互換や科目等履修、高大連携授業、協同イベント等、学園内の連携取組が積極的に展開されている。これら学園内の連携を円滑に進めるため、学園の教学を統括する者として総長を置いており、学長と総長の連携により、学内でのリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

- ・ 教学上の課題等の検証や原案策定等については、本学園として高等教育研究所を設置して学長の方針決定を支援している。高等教育研究所は、本学及びびわこ成蹊スポーツ大学及び大阪成蹊短期大学を含む学園の高等教育機関の教学改革事項を取り扱っている。
- ・ さらに、大学の管理運営等に関する重要事項等については、学園の理事長・総長をはじめとした教職員幹部で構成する月 1 回の経営会議において審議、協議等しており、本会議の結果を踏まえて学長が大学の管理運営方針等を決定している。
- ・ 本学では、「大阪成蹊学園組織規程」第 55 条第 2 号において「大学の学長を補佐するために副学長を置くことができる」とし、その職務については、同規程第 56 条第 2 項において「副学長は、学長の命を受け、大学業務全般を補佐し、学長の委任する業務を代行する」と規定している。
- ・ 副学長は、教務委員会担当、学生委員会担当、FD 委員会担当、就職委員会担当及び研究倫理委員会担当を兼務しており、学長がリーダーシップを発揮し大学運営及び将来計画の推進を円滑に行なうための補佐体制を整えている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・ 本学では、「大阪成蹊大学学則」第 10 条により、学部教育に関する重要事項を審議するため、各学部に教授会を置いている。
- ・ 「大阪成蹊大学教授会規程」第 2 条において、教授会は、学部長及び専任の教授をもって組織し、当該学部長が必要と認めたときは准教授その他の教員を加えることができると規定されており、各学部とも准教授、講師等を加えた組織体制で運営を行っている。
- ・ 学校教育法の一部改正（平成 27(2015)年 4 月 1 日施行）を踏まえ、「大阪成蹊大学教授会規程」第 3 条において、教授会は学長が教育に関する事項について決定を行うにあたり審議し意見を述べる機関であり、大学の校務に関する最終決定権者が学長であることを明確に規定している。
- ・ 「大阪成蹊大学教授会規程」第 4 条により、教授会は学部長が主宰しその議長となることとしているが、同規程第 7 条において「学長は、必要に応じ、教授会に出席するものとする」としており、実際の運営において、学長も可能な限り各学部の教授会に出席しており、学部教員との直接的なコミュニケーションを取りながら、幅広い意見を十分に聴取、参酌し、学園あるいは大学の経営・教育方針等を示すなど、教員の理解を得つつ諸課題の解決にあたっている。
- ・ また、本学では、「大阪成蹊大学学則」第 9 条により、本学の教育に関する重要事項を審議するため、評議会を置いている。
- ・ 「大阪成蹊大学評議会規程」第 2 条により、評議会は学長の諮問機関であり、最終決定については学長が行うことが明確に示されている。

- ・ 評議会は、「大阪成蹊大学評議会規程」第 3 条により、学長、理事会選出理事、副学長、学部長、学長指名教員、総務本部長により組織されており、学部間に共通する全学的な案件、あるいは重要かつ慎重な判断を要する案件等について、学長の諮問に応じ、学長主宰により適宜開催され、審議を行っている。
- ・ 同様に大学院でも学則第 8 条により重要事項を審議するために研究科委員会を置き、研究科委員会規程に則り学長に意見を述べる機関として運営されている。
- ・ 学長が教育研究に関する事項について決定を行うにあたり、教授会が審議し意見を述べる事項については、「大阪成蹊大学教授会規程」第 3 条において、次に掲げる事項が示されている。
 - (1) 学部学生の入学及び卒業に関すること。
 - (2) 学部学生の学位の授与に関すること。
 - (3) その他学部の教育研究に関する重要な事項。
- ・ また、学長の諮問に応じ、評議会が審議することとしている教育研究に関する重要事項については、「大阪成蹊大学評議会規程」第 2 条において、次に掲げる事項が示されている。
 - (1) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関すること。
 - (2) 学生の身分に関すること。
 - (3) 学部その他の機関の連絡調整に関すること。
 - (4) その他の重要事項
- ・ 大学院研究科委員会で審議することとしているのは、「大阪成蹊大学大学院研究科委員会規程」第 3 条において、次に掲げる事項が示されている。
 - (1) 研究科の教育研究に関すること
 - (2) 研究科の教育課程に関すること
 - (3) 研究科学生の入学、除籍、及び修了に関すること
 - (4) 研究科学生の福利厚生に関すること
 - (5) 研究科における諸規程の制定又は改廃に関すること
 - (6) その他研究科運営に関する重要事項
- ・ なお、これら審議事項を専門的に審議するため、「大阪成蹊大学教授会規程」第 4 条第 2 項、「大阪成蹊大学評議会規程」第 5 条第 2 項および「大学院研究科委員会規程」第 4 条第 2 項により、教授会、評議会あるいは研究科委員会に専門委員会を置くことができることとしており、専門委員会における審議内容については、当然、教授会、評議会あるいは研究科委員会においても審議され、その意見を参酌し最終決定を学長が行う。
- ・ 教授会規程第 4 条第 2 項に、専門的な事項を審議するため教授会に専門委員会を置くことができると定めており、学校教育法第 143 条に則り、入試委員会等の専門委員会で審議し、学長により最終決定がなされることもある。

- ・ 教授会および評議会のそれぞれの審議事項に掲げる「その他重要事項」の具体案件としては、多角的な視点での慎重な調査・審議が求められる、学生の不利益処分となりうる懲戒処分事案や、教育課程の編成に関わる事案等が挙げられる。
- ・ 学生の退学、停学、訓告等の懲戒処分に関する手続きについては、「大阪成蹊大学懲戒規程」において、懲戒処分該当行為について、学部長の諮問機関である特別委員会、および当該学部教授会の審議を経て、学長が、評議会での審議を経て懲戒の可否及びその内容を決定することと規定している。
- ・ 教育課程の編成および実施については、大学教務委員会が設置されており、現在は学長が委員長として指揮し、意見を聴取のうえ最終決定されている。とくに、教学マネジメントの上で重要な事項については「教学改革 FSD 会議」での議論を受けて、教育課程上の課題整理、改革案の策定をおこなっている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・ 教育改革の推進、強化を図るため、原則、月 1 回の教学改革 FSD 会議を開催し、総長、学長、副学長、学部長、学科長、コース主任等の教学部門の幹部教員および事務部門の幹部により教学の重要事項に関する協議を行っている。学長は、本会議での審議内容をベースとして、必要に応じて教授会等において教員の意見を聞き、大学の方針・方策を決定している。
- ・ 教学改革 FSD 会議の各プロジェクトに適切な職員を配置している。
- ・ 事務部門は本部体制をとっており、大阪成蹊学園組織規程にその役割を明確に示し、職務権限規程でその責任を明らかにしている。
- ・ この他、学園の経営企画本部に、大学の管理運営等で必要と思われる情報等の収集及び分析を行なう IR 推進室を設置し、学長の意思決定をサポートしている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 各組織の業務整理および連携強化により、一層の効果的な取組を推進する。
- ・ また、教学改革 FSD 会議を中心として様々な改革を進めているところであるが、現行規程との整合性を確認し、その上での必要に応じた関連規程の見直し等を適切に行う。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- ・ 経営学部は学士（経営学）の学士課程であり、学問領域において必置教員数を満たしている。また経営学部は2学科（令和5年5月1日現在）で構成され、それぞれの学科で必置教員数は充足している。
- ・ 学位取得状況は「学部・学科ごと教員の学位構成表」に示すとおりである。学士以下の学位の教員の場合、経営学部においては職業業績等を有する者であり学部における教育と研究の能力を有するものである。
- ・ 経営学部経営学科では中学校教諭免許状一種（社会）、高等学校教諭免許状一種（公民）、および高等学校教諭免許状一種（商業）の教員養成課程の認定を受けており必要教員数を確保している。また、経営学部スポーツマネジメント学科では中学校教諭免許状一種（社会）、および高等学校教諭免許状一種（公民）の教員養成課程の認定を受けており必要教員数を確保している。さらに、経営学部国際観光ビジネス学科では高等学校教諭、免許状一種（商業）の教員養成課程の認定を受けており必要教員数を確保している。
- ・ 芸術学部造形芸術学科は学士（芸術学）の学士課程であり、学問領域において必置教員数を満たしている。
- ・ 芸術学部は届出申請により、平成26（2014）度に3学科を統合し造形芸術学科としたが、統合に当たって必置教員数は充足している。

学位取得状況は「学部・学科ごと教員の学位構成表」に示すとおりである。芸術学部において修士号以上の学位取得率は56.7%である。学士以下の学位の教員の場合、芸術学部においては芸術・デザイン等の作品の制作と表彰の実績を有する者であり学部における教育と研究の能力を有するものである。芸術学部では中学校教諭免許状一種（美術）および高等学校教諭免許状一種（美術）の教員養成課程の認定を受けており必要教員数を確保している。
- ・ 教育学部教育学科は学士（教育学）の学士課程であり、学問領域において必置教員数を満たしている。その上で、小学校教諭一種免許状、中学校高等学校保健体育教諭一種免許状、中学校高等学校英語教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状及び保育士資格の取得が可能な教育課程を組んでおり、各免許、資格課程における必要教員数を充足している。さらに、これらの目的を達成するために、専任教員は研究業績を基本として任用されたいわゆる研究者教員と小中高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育所等で教育実践に携わってきた実務家教員とで構成している。
- ・ 国際観光学部は届出申請により、経営学部国際観光ビジネス学科を令和4（2022）度に学部とし、必置教員数は充足している。学位取得状況は「学部・学科ごと教員の学位構成表」に示すとおりである。国際観光学部において修士号以上の学位取得率は90.9%である。学士以下の学位の教員の場合、一流ホテルの役員を務めた経験と実績を有する者であり学部における教育と研究の能力を有するものである。国際観光学部では高等

学校教諭免許状一種（商業）および図書館司書教諭の教員養成課程の認定を受けており必要教員数を確保している。

- ・ データサイエンス学部は、令和 5（2023）年度に開設された学部で、学士（データサイエンス）の学士課程である。教員の博士号の学位取得率は 100%である。高等学校教諭免許状一種（情報）の教員養成課程の認定を受けており必要教員数を確保している。
- ・ 看護学部は、令和 5（2023）年度に開設され、卒業認定後に看護師国家試験受験資格および保健師国家試験受験資格を持ち、学士（看護学）を授与する学士課程である。看護の実務経験を有する看護学の専門分野の専任教員は 28 名と必要教員数を満たしている。学位取得状況は「学部・学科ごと教員の学位構成表（別表）」に示すとおりである。

大学院

- ・ 大学院教育学研究科教育学専攻は、大阪成蹊大学教育学部教育学科を基礎として、その教育研究をさらに発展させるものでもあり、修士課程を担当する専任教員には、これまでの大阪成蹊大学の学部教育に精通し、理論面・実践面の研究を指導するにふさわしい教育能力と研究実績を有する教員を中心に配置する。学校等教育機関、教育関連組織の多様な教育実践を包括して指導できる教育体制となるよう、専任教員を適切に配置している。
- ・ 教育学研究科教育学専攻は、小学校教諭専修免許状および幼稚園教諭専修免許状の取得が可能な教育課程を組んでおり、必要な教員を配置している。
- ・ 教員の採用は公募によって優れた教育研究業績を有する者を候補者として選定し、面接および模擬授業等により人柄、教育技能等について厳正な審査を行って採用している。
- ・ 昇任に当たっては、採用人事と同様の業績基準を達成し、教育能力を有する者を承認させている。
- ・ 本学では平成 30（2018）年度までの採用教員については 5 年任期制を採っており、採用後 5 年ごとに雇用継続について評価を行っている。評価は毎年提出が義務付けられている、教員目標設定もとに次年度に教員評価を行うが、評価前年度に当たる 4 年目の事前評価で、不十分な評価の場合、面談による指導を行っている。
- ・ 令和元（2019）年度以降の採用教員については厳密に 5 年任期となる新たな人事制度を発足させ、採用 3 年目に行う中間審査と 4 年目に最終審査を行うこととした。中間審査で課題のある教員については指導を行ったうえで改善のない場合最終審査で任期終了とし、一方課題のない教員は再任とし、以降は無期に転換することとした。
- ・ また、平成 27（2015）年度以降賞与の増額支給に当たり査定制度を設け、教員目標設定をもとに次年度に教員評価をおこない、複数の階層的な幹部職員による査定を行って

いる。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- ・大学の教育力を高めるためには、各教員が自身の教育実践を省察し、研鑽を積むことがまず必要ではあるが、各授業が個の能力にのみ依拠した属人的な営みとならないよう、大学としての組織的な職能開発の体制が不可欠であり、そのため、様々な専門性をもつ教員集団が、体系性をもって組織的に成長することのできる FD 推進体制の構築を図っている。
- ・令和 4（2022）年度は、教員の資質向上と人間力教育の能力向上のために、各学部共通で取り組む研修（教学改革推進、初年次教育、授業運営、授業方法、学生支援、AI・データサイエンス教育の課題等）を 16 回、学生募集研修 1 回、学部独自で設定する研修を各学部で 8 回程度の FD 活動を進めており、年度当初の計画により年間 25 回の研修を行っている。
- ・学生による授業評価アンケートの結果を受けて、授業担当教員はすべての授業について授業実施報告書を提出している。なお授業評価アンケートの評価が 3.0 未満の教員（非常勤講師を含む）には授業改善計画書の提出を義務付けている。

大学院

- ・令和 4（2022）年度から、大学院 FD 委員会を中心に大学院 FD 研修を 5 回実施した。

エビデンス

共通教育担当教員表（担当科目）

教職課程担当教員構成表（教育学部小学校・幼稚園教諭免許状、マネジメント学部中等教員免許状、芸術学部中等教員免許状の課程担当教員表および必置教員数）

学部・学科ごと教員の学位構成表

学部・学科ごとの教員年齢構成表

教員評価・査定に関する規程

授業評価アンケート集

大阪成蹊大学 FD 委員会規程

大阪成蹊大学 FD 委員会議事録

令和 4 年度 大阪成蹊大学 FD 研修開催計画

令和 4 年度 大阪成蹊大学 FD 研修会総括表

授業実施報告書、授業改善計画書

教員表彰者リスト

大阪成蹊大学教育学部 FD 研修会報告書

大阪成蹊大学院教職課程担当教員表

大阪成蹊大学院教員の学位構成表

大阪成蹊大学大学院授業評価アンケート

大阪成蹊大学大学院令和4年度FD研修会報告書
令和4年度大阪成蹊大学大学院FD研修開催計画書
令和4年度大阪成蹊大学大学院FD研修総括表

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・教員定年退職予定者がいる場合は、事前に担当分野教員の必要性について検討を行い、必要とされる分野について、公募による人事選考を進め、補充する。なお人事選考に当たっては、適切な教育研究歴を有すること、既存の教員年齢構成より若くなり、バランスを取るよう留意する。
- ・教員の教育力向上、職能開発の一層の向上を目指し、組織的に改善を図っていく。
具体的には①組織的・体系的な全学研修を通して教育研究の資質・能力を向上、②学部、学科教員へ教学改革の決定事項及び進捗状況を周知、③適正な業務遂行のための研修を通してコンプライアンス、ガバナンスの意識の向上。④FD研修理解度の見える化に取り組んでいく。

大学院

- ・新たに大学院FD委員会を設置し、教授方法の工夫・開発等、年間複数回のFD研修を実施する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

- ・経営企画本部において、毎年年間のSD研修企画を立案、実施している。
- ・令和4年度は、新任教員、非常勤講師、広報統括本部職員を対象に理事長による「経営トップSD研修」のほか、事務の効率化を推進するための「ワークフロー研修」、業務上発生する各種リスクへの意識喚起とリスクマネジメントに関する「重要リスク項目研修」を開催した。
- ・SD研修について、研修内容の理解度、業務への応用度などについてアンケート調査を実施し、SD研修の効果検証を行っている。なお、当日参加できない教職員に対しては、研修内容を録画した映像で研修を実施している。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学の教育研究活動を一層活性化するために職員の資質向上及び事務体制の整備をす

すめる。

- ・ 経営企画本部が組織の改正等を積極的に行い、必要な改革を推進している。今後とも組織の見直しを継続的に行うとともに、職員個々の資質及び力量の向上を目指し SD 研修を活性化し、教職協同体制による大学の教育研究支援に取り組む。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- ・ 教員には個人研究室、または共同研究室内のいずれかが割り当てられており、研究するための適切な環境が整備されている。
- ・ 大阪成蹊学園就業規則第 11 条に則り、週 1 日の研究日を付与するとともに、長期休業期間中には自宅研修日を設けるなど、研究時間の確保に努めている。
- ・ 大学院生については、大学院研究室に PC ブースを設け研究課題や論文作成に取り組める環境が整備されている。
- ・ 学生生活調査アンケートの意見を参考に、教室や学生ホールなどの学生や教員が集う場に Wi-fi を整備し教育研究活動の環境を整えている。
- ・ 「大阪成蹊大学における外部資金等に係る間接経費の取扱い方針」に外部資金等に係る間接経費の取り扱いについて定め、環境整備に役立てている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・ 不正防止等の規程を整備し、研究倫理に対する体制を整えている。外部講師による「研究倫理・コンプライアンス研修」を年に一度実施し、所属する全ての研究者および大学院修士課程学生に受講を義務付け、理解度チェックシートによる理解度把握も行っている。また、5 年に一度「研究倫理 e-ラーニング」の受講を義務付けている。入職する教員に関しては、その時点での受講を求めている。学生に対しては毎年授業内で、レポート・論文を作成するにあたっての研究倫理教育を実施している。
- ・ 本学では、教員が人間を直接対象とした研究やその研究結果の公表を行うにあたり、個人の尊厳及び人権の尊重等の倫理的配慮を図るため「人間を対象とする研究に関する倫理規程」を定めている。また、これらの研究に先立ち、人間を対象とする研究倫理審査を申請し、人間を対象とする研究倫理審査委員会の審査及び学長の承認決定を得ることを義務付けている。
- ・ また、看護学部の開設に伴い「大阪成蹊大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関

する倫理規程」及び「大阪成蹊大学人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会規程」を整備した。

- ・ 修士学生の研究については教員と同様の審査を行っている。学部生の研究については「学生による「人間を対象とする研究」における研究倫理審査のガイドライン」に基づき、学科内での審査を経たのち、対象となる研究に該当する研究計画について学長による承認決定を行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- ・ 教員の研究に係る経費の取扱いを「大阪成蹊大学教員研究費取扱規程」に定めて、運用している。
- ・ 個人研究費の他に、学部ごとに共同研究費や海外研修費を設けて教員の研究支援を行っている。
- ・ 共同研究費および海外研修費は採択制で配分しているが、予算に満たない場合は二次募集を行うなど、教員の研究機会を可能な限り確保している。
- ・ 共同研究費等は「大阪成蹊大学共同研究審査委員会規程」または「大阪成蹊大学学部共同研究審査委員会規程」に則り審査し、採択している。
- ・ また、教育研究支援センターが科学研究費補助金や受託研究などの外部資金獲得を促進するため講習会を開催するなど、研究支援を行っている。尚、外部資金獲得状況をホームページに公表し学内外へ周知している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 研究室については、教員数に対して限られているため、今後も必要に応じて共同研究室の設置などの対応が必要であるが、パーテーションを設置するなど可能な限り個人の研究スペースを確保している。

[基準 4 の自己評価]

- ・ 学園総長および大学学長のリーダーシップについては、規程、諸会議等を通じて適正に発揮されている。大学の教学マネジメントについては、高等教育研究所、教学改革 FSD 会議等が調査、分析、企画立案等を担うなど役割を明確化しており、機能性が担保されている。
- ・ 教育目的および教育課程に即した教員配置ができている。昇格については、業績基準を達成し、教育能力を有するものを昇格させている。また、採用については、教育研究業績、面接、教育技能等を厳正に審査し、採用している。
- ・ 本学は 5 年任期制を採用し、5 年ごとに雇用継続について評価を行っている。評価は毎年実施し、教員評価が不十分であると判断した場合、面談による指導を行い、教員の質の維持に務めている。
- ・ 研究倫理の確立のため、外部講師による「研究倫理・コンプライアンス研修会」の開催、「研究倫理 e ラーニング」受講の義務付けを行なっている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・ 学園の組織倫理の基本となる規程として、「学校法人大阪成蹊学園寄附行為」「大阪成蹊学園組織規程」「大阪成蹊学園職務権限規程」「大阪成蹊学園就業規則」「学校法人大阪成蹊学園経理規程」等がある。
- ・ 「大阪成蹊学園組織規程」は、学園の法人本部及び学園が設置する学校におけるすべての業務組織、職制、職務及び業務分掌について規定しており、教育機関としての組織倫理の中核をなすものである。
- ・ 「大阪成蹊学園職務権限規程」では、業務の決定及び執行、並びに管理職がその職務遂行にあたって行使する権限を定め、各職位の責任体制を明確にしている。
- ・ 「大阪成蹊学園就業規則」では、勤務、服務規律、給与、人事、休職・退職・解雇、安全・衛生・施設管理等が詳細に規定されている他、表彰や懲戒についても規定している。
- ・ 本学の諸活動においては、これらの規程と研究活動に関する倫理の基本である「大阪成蹊大学人間を対象とする研究に関する倫理規程」、「大阪成蹊大学における研究活動に係る行動規範」、「大阪成蹊大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」等に基づき適切に運営している。
- ・ 学園及び本学を含む学園が設置する全ての学校に関する規程は、常時学園イントラネットで閲覧することが出来るので、教職員は各組織において業務を行う際に、日常的に関連する規程を確認して取り組むよう努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・ 本学では、建学の精神及び学則に明記している使命・目的を実現するため、毎年作成している事業計画に基づいた、教育・研究活動を展開し継続的な努力をしている。
- ・ 法人においては、各校の事業計画が遂行できるよう長期経営計画に基づいた経営管理に努め、財政基盤の強化等を図りながら、設置大学各校の使命・目的を実現するために必要な支援に努めている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・ 本学では、学校保健安全法に基づく本学の危機管理マニュアルとして、自然災害、重大事故、重大事件、健康危機等の各種危機を対象とする「大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 危機管理基本マニュアル」及び「大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 事象別危機管理マニュアル」を策定し、平常時における管理体制及び有事の際の対策体制等を整備し、

それに従った運営を行っている。

- ・ 本学では、学校保健安全法に基づき「学校安全計画」を策定し、学生への安全教育、対人及び施設に関する安全管理、学校安全に関する組織活動等を実施している。また、これら安全管理、学校安全に関する年間計画を策定し、計画的な安全対策を行っている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の蔓延時には、感染対策として対策本部を設置し、様々な取り組みを行った。学生及び教職員の健康管理に関して、保健センター及び総務部において基本的な諸ルール（マニュアル）の策定、注意喚起のポスターや印刷物の配布等を行い、学生、教職員の生活様式の変更等の意識向上を図るなど学内のクラスター発生防止にも努めた。国や大阪府の要請や方針の変更に従い、適宜対応策の見直しを図り、継続して対策を講じ安全対策に努めている。
- ・ 環境の保全に関し、クリーンで快適な学習・研究環境の整備・充実を図ることをめざして、キャンパスの諸施設等の利用に際するマナーの向上を図るとともにルールを整備し、学内美化に努めている。
- ・ クールビズの採用によるエアコンの室内温度設定の徹底や教室等の電源チェックをきめ細かく行い無駄を排除しエネルギーの節約に努めている。
- ・ 人権への配慮については、「大阪成蹊学園ハラスメント防止等に関する規程」において、セクシャル・ハラスメントをはじめとするハラスメントに起因する問題の防止対策及び、発生時の適切な対処方法を規定している。
- ・ 学生に起因するハラスメント案件に関しては「大阪成蹊大学におけるハラスメント防止等に関する運用規程」で規定し対応している。
- ・ 「学校法人大阪成蹊学園公益通報者保護規程」において、教職員、学園の取引事業者の労働者、学生等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報及び相談並びにこれらの問題に適正に対応するための措置について必要な事項を定めている。
- ・ 「学校法人大阪成蹊学園衛生委員会規程」に基づき衛生委員会を設置し、衛生管理者や産業医を選任し、職場の安全と健康確保に努めている。
- ・ 学生に対しては、近年、特に多発している、SNS(Social Networking Service)に係るトラブルへの対応として「学生生活サポートブック」を作成し、ネットワークを介したトラブル回避の啓発等時々のリスクにも適切に対応している。
- ・ AED(自動体外式除細動器)を各所に設置し、急病発生時の応急措置に備えるとともに、適宜、講習会を開催して操作の熟練を図るほか、設置場所については学生に配布する「CAMPUS GUIDE BOOK」等に掲載し周知している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 近年、学校教育法、大学設置基準等の法律の改正や、高等教育に関する重要な答申等の公表が行われており、その都度適切な対応が求められている。法令の改正等の情報を教職員が的確に把握するためのSD(Staff Development)研修等により、学園としてのチェック体制の強化を図り、厳格な法令遵守に努め、学園経営の規律と誠実性を維持していく。また、新型コロナウイルス感染症防止対策を引き続き行い、健康な学校生活の維持に努める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・ 本学園においては、学園の重要事項の審議、決定に遅滞が生じないよう、理事会を原則月 1 回（8 月を除く）開催し、機動的、戦略的意思決定を可能としている。ただし、令和 4（2022）年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 6 月は開催を見送った。
- ・ 理事会は、教学部門の学長のみならず副学長が理事として任命されており、教学部門の重要事項、緊急事項について大学の意思が十分反映できる体制を整えている。
- ・ 寄附行為に則った適正な運営を行うため、理事会は、総長、学長、副学長等教学部門からの選出理事及び学校法人の管理運営責任者等から構成しており、各大学、短期大学等教学部門の教育目的に沿った重要かつ必要事項等に関する迅速な意思決定ができる体制としている。
- ・ 理事会を補完するため、理事会開催の 1～2 週間前に、理事長、専務理事、常務理事及び学長等常勤理事で構成する常任理事会を開催し、理事会審議事項について事前に協議し、より細部までの議論を行っている。
- ・ 理事長・総長、専務理事、常務理事、学長、副学長、主要部門本部長等で構成する経営幹部会議を原則月 1 回開催し、法人及び学園各校の円滑な運営に必要な事項に関して検討・報告等を行っている。
- ・ さらに、経営幹部会議を拡大した大学の学部長、短大学科長以上の教員、部長以上（一部課長を含む）の職員が出席する経営会議を原則月 1 回（8 月を除く）開催して、業務運営上の重要事項について協議等を行い法人及び学園各校の情報等の共有を図っている。
- ・ 理事の選考に関しては、本学園の寄附行為第 7 条に規定し、寄附行為の規定に則り適正に選考している。
- ・ 令和 4（2022）年度の理事会における理事の出席状況は、全 13 回の内 1 回を 1 名が欠席したのみで、その他の回は全て全員出席（意思表示出席者を含む）の開催であった。
- ・ 監事については、理事会全 13 回のうち 1 回を 1 人が欠席したのみであり、その他は全ての回に監事 3 人全員が出席した。理事会の開催にあたっては、理事長が理事、監事の出席者数と欠席者があった場合にはその旨を報告することにより意思表示出席者を明確にし、理事会の成立要件の確認後審議を開始している。
- ・ 理事会開催の通知には、審議題及び欠席の場合の委任状（意思確認書）を同封している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 理事会は寄附行為に基づき適切に運営しており、理事、監事の出席状況も良好である。
- ・ 今後とも大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応するなど、現行の理事会運営を継続す

る。

- ・ 大学の使命・目的の遂行を円滑にするため、現行の運営形態を基本として社会の要請に応えていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・ 本学の経営及び教学に係る重要事項等については、学園の最高意思決定機関である理事会において審議決定している。
- ・ 理事会は 8 月を除き原則月 1 回（2 月、3 月は 2 回）開催（令和 4（2022）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 6 月は開催せず）しており、大学から学長、副学長 2 人が理事として出席し、大学の意向が十分に反映できる理事体制をとっている。また、専務理事、常務理事のほか、管理部門から、法人事務本部長及び経営企画本部長等が理事として加わり、管理部門と教学部門のバランスの取れた理事体制のもと、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定を円滑化している。
- ・ 理事会での重要事項の審議のほか、理事長・総長、学長、副学長、学部長、短大学科長、等幹部教員及び専務理事、常務理事、常勤理事、本部長、部長等幹部職員が一堂に会する経営会議を原則月 1 回（8 月を除く）開催（令和 4（2022）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 6 月は不開催）し、重要事項等の協議及び情報共有の場となっている。理事会同様、本会議においても理事長のリーダーシップのもと会議を運営しており、内部統制環境は整っている。
- ・ さらに、理事長・総長、専務理事、常務理事、学長、副学長、主要部門本部長等で開催する経営幹部会議を原則月 1 回開催し、法人及び学園各校の円滑な運営に必要な事項に関して検討・報告等を行っている。
- ・ 教職員の提案等は、経営会議のほか、教学改革 FSD 会議等の会議を通じてくみ上げられる仕組みを整備している。
- ・ 教学改革 FSD 会議のもとには教学改革プロジェクトチームを設け、多くの教職員の参画を促している。本プロジェクトの構成は、管理職だけではなく中堅・若手の教職員で構成するなどして、改革テーマに対する改革施策のボトムアップ機能を果たしている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・ 本学園では、法人に経営企画本部を配置し、法人組織及び設置校の重要事項に関する広範囲の意思疎通と連携を図っている。
- ・ 各種申請書類や調査の回答、その他外部の機関等への書類提出等は、大学担当部署と経営企画本部が相互にチェックし、適切な申請等の作成や情報漏えい等の防止等のリスク

管理に努める等、相互チェックする体制が適切に機能している。

- ・ 月 1 回開催する経営会議において、重要事項等については協議することとしており、組織的な管理運営のチェック体制を整えている。
- ・ 監事の選考に関しては、寄附行為第 9 条において「監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定し、適切に選任している。
- ・ 本学園では、寄附行為の規定により、監事を 3 人選任している。
- ・ 監事は、理事会・評議員会への出席を通じて経営・教学運営の適切性について意見を述べるほか、理事へのヒアリング、内部監査部門との情報交換会や定期的な監事会の開催、公的研究経費の管理運営状況の確認など、監事の職務を適切に行っている。
- ・ 本学園では、監事が全員欠席の場合には、理事会は開催しない旨を理事会での取り決め事項としているため、監事全員が理事会を欠席することがないように、開催日程を調整している。
- ・ 令和 4（2022）年度の理事会・評議員会における監事の出席状況は、理事会では全 13 回開催の内 1 回を 1 名が欠席したのみで、その他は全ての回に全員が出席し、評議員会では全 6 回の内全ての回に全員が出席しており、出席状況は適切である。
- ・ 学園の重要事項については、寄附行為において、評議員会の意見を聞くものと定めており、必要に応じ評議員会を開催し意見を聞いている。
- ・ 評議員会は寄附行為第 19 条において「この法人に評議員会を置き、評議員会は、次に掲げる 22 人以上 36 人以内の評議員をもって組織する。評議員数は理事数の 2 倍をこえる数とする。」と規定し、適切な選考を行っている。
- ・ 評議員会の開催にあたっては、事前に議題及び欠席の場合の委任状（意思確認書）を各評議員に送付する等適切に運営している。
- ・ 評議員の選考については、寄附行為第 20 条に規定されている。
- ・ 直近の令和 4（2022）年度では、評議員会を 6 回（うち 2 回は「第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号評議員会」）開催した。
- ・ 全評議員で構成する 4 回の評議員会、及び第 1 号から 4 号の評議員で構成する評議員会の出席状況は表 5-3-1 の通りであり、評議員の評議員会への出席状況は良好である。

表 5-3-1 令和 4 年度評議員会出席状況

	対象（現員）	実出席率
第 1 回	第 1 号～第 4 号評議員（13 人）	100%
第 2 回	全評議員（33 人）	97%（意思表示出席者 1 人）
第 3 回	全評議員（34 人）	88.2%（意思表示出席者 4 人）
第 4 回	第 1 号～第 4 号評議員（13 人）	92.3%
第 5 回	全評議員（33 人）	97%
第 6 回	全評議員（33 人）	93.9%（意思表示出席者 2 人）

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本法人及び本学の意思疎通、連携、意思決定は、理事会、経営幹部会議、経営会議等の各種会議等を通じて円滑に運営しており、監事、評議員会等による法人・大学の相互のチェック機能も有効に機能している。
- ・ 今後とも法人・大学ともに教職協働体制を強化して、相互チェックがより有効に機能できる組織強化を図る。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・ 本学園では、毎年 3 月の当初予算編成の審議を行う理事会、評議員会において、中期の経営計画を審議し決定している。
- ・ 当初予算案の立案に際しては、中期の経営計画との対比を示し、審議等を行っており経営計画に沿った財務運営を行っている。
- ・ 長期の経営計画は、10 か年の期間で作成し、毎年度更新するなどして、財務計画に基づく財務運営を毎年適切に行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・ 直近の令和 4（2022）年度の決算においては、経常収支差額が 291 百万円となり、平成 24（2012）年度以降 10 か年連続で経常収支差額がプラスとなっており、安定した財務基盤を確立できている。
- ・ その大きな要因は、学生募集が良好に推移し、計画した新設学部を設置や学部・学科の入学定員増等が予定通り行えたことにある。
- ・ 長期経営計画においては、今後 10 か年間で令和 5（2023）年度を除き経常収支差額は、プラスとなる見込みである。なお、令和 5（2023）年度については、2 学部の新設に伴う先行経費（人件費等）及び新棟の建設等投資によるのため経常収支差額が支出超過となるが、その翌年度からは再び収入超過となる見込みである。
- ・ 本学の使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを図りながら教養部門の適切な投資（平成 29（2017）年度のびわこ成蹊スポーツ大学中央棟（4 階建て 4,105 m²）、平成 30（2018）年度の大阪成蹊大学・短期大学のグローバル館（4 階建て 2,523 m²）の竣工等、施設設備の整備を継続して行っている。また、令和 2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、遠隔授業を全学で可能とするため通信環境の整備や学生への貸し出し用ノートパソコンの購入など新たな授業方法への適切な対応が可能となる投資を行い、令和 3（2021）年度からは、2 つの新学部設置に向け 8 階建の新棟建築に着手し、令和 4（2022）年度に必要な機器備品を購入し開

学準備を整えた。

- ・ 教育研究費の収入に対する比率を一定確保し、戦略的な学生募集活動と適切な支出計画を毎年度計画・検証・改善することで、大学の使命・目的及び教育目的の達成のための、収入と支出のバランスを保った法人・学校運営を行っている。
- ・ 外部資金の活用にも注力している。近年の実績としては、平成 29（2017）年度、平成 30（2018）年、令和元（2019）年、令和 4（2022）年度に私立大学等改革総合支援事業のタイプ 1「教育の質的転換」に採択された。また、科学研究費助成事業では過去 3 か年で令和 2（2020）年度 32 件、令和 3（2021）年度 48 件、令和 4（2022）年度 52 件と年々取得件数を伸ばしている他、厚生労働科学研究費補助金も各年度に 1 件取得、企業との受託研究も獲得する等積極的に外部資金の活用を図っている。

（3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも安定的な教育研究を支援するため、収支バランスを確保した長期の財務計画のもと、法人・大学運営の使命・目的及び教育目的の達成に向けた事業計画の遂行に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

（2）5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・ 予算の執行は、各部署で当初予算内容に即して会計諸票を作成し、証憑書類を添付の上、経理総括課に提出し、経理総括課にてチェックを行ったあと、学校法人会計基準に基づく適正な処理を行っている。
- ・ 執行の状況は、毎月の月次集計表を経理責任者である法人事務本部長を経て、理事長に報告している。
- ・ 施設・設備の整備等の高額の執行を始めとする予算の執行については、「大阪成蹊学園職務権限規程」に基づく稟議手続きを経ることになっている。
- ・ 会計処理では、「学校法人大阪成蹊学園経理規程」、「大阪成蹊学園経理規程施行細則」、「学校会計以外の取り扱いを許可する収支に関する規程」、「学校法人大阪成蹊学園預り金取り扱い規程」を定めておりこれらの規程に基づき適正で厳正な運営を行っている。
- ・ 当初予算は 1 月に予算編成方針を含む当初予算作成通知を理事長名にて発出する。
- ・ この通知を受け、各学部・学科はコースごとに主任が教育的効果を説明できる資料を添付し目的別に積算した予算申請書を作成する。学科長はコース別予算申請書をもとに学科での共通予算を合わせた予算申請書を予算取り纏め部署である総務本部へ提出する。
- ・ 事務部門については、予算単位ごとに、必要な予算を目的別に積算の上、総務本部へ提出する。

- ・ 総務本部にて大学全体の予算調整を行い、最終的には学部長合議の上、学長が決定し、経理総括課へ提出する。提出された予算申請書をもとに法人事務本部がヒアリングを実施し、緊急性・妥当性・重要性等を考慮して予算査定案を作成する。
- ・ その後、常任理事会及び理事会において審議して当初予算案を作成し、評議員会の意見を聴いた上で理事会で決定している。
- ・ 期中の執行状況により当初予算と乖離がある科目等については、2月に補正予算を編成している。
- ・ 予算と決算の乖離については、決算確定時点で各部署の端末から確認できるようにするとともに、理事会において設置校ごとにその差異を報告するようにしている。
- ・ これにより、予算積算精度の向上と、適切な予算執行が行われている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・ 会計監査は、監査法人監査及び監事による監査を併せて以下のとおり厳正に実施している。
＜監査法人監査＞
- ・ 監査法人による会計監査は、年間を通じて実施回数 19 回となっており、理事会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、固定資産等の監査を行っている。
- ・ 期中監査については、必要に応じ、固定資産の実査を始め、現金実査、資金収支元帳よりピックアップした予算執行内容について、職務権限規程に基づく稟議、納品書から請求書、領収書等の現物確認を行っている。
- ・ 主たる収入勘定である学生生徒等納付金については、期中においては、無作為に抽出された学生について学生生徒等納付金計上取引の流れを確認する作業を実施し、期末においては主に入金事実の確認を実施している。
＜監事監査＞
- ・ 監事監査は、理事会、評議員会の出席及び理事からの業務執行状況の聴取、監査法人からの監査に関する説明聴取、及び監査部からの内部監査の結果の聴取等の監査手続き実施により、業務の適正かつ効率的な運営と会計処理の適正を確認している。
- ・ また、決算監査については、経理責任者から決算内容を聴取し、会計帳簿書類の点検・照合を行うとともに、業務執行及び財産の状況を監査している。
- ・ 監査結果については、監事が理事会及び評議員会に出席して決算及び業務監査について監査報告を行っている。
＜内部監査＞
- ・ 監査部は、年間監査計画に基づき業務監査を行い、不適切な処理については指摘を行い、改善状況についてフォローアップを実施している。監査結果については、理事会に報告するとともに、監事と共有している。
- ・ 公的研究費については、内部監査機能の強化を目指し平成 27（2015）年 11 月に「大阪成蹊大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」を施行し、不正防止の管理体制を構築すると共に、監査部が内部監査を実施している。
＜三様監査＞
- ・ 監査部が主催する監査連絡会には、監事 3 人と監査法人が出席し、監事は監査法人から監査計画及び本決算に関する監査結果について説明を受けると同時に、監査法人は監事

から監査計画及び結果について説明を受け、学園のリスク及び評価について相互に意見交換を行い、認識を共有し、重要案件については必要に応じて別途協議を行うなど監査機能の充実・強化を図っている。

上記のとおり、構築した監査体制のもと、本学園においては、会計監査等を行う体制を整備し、厳正に実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学園では、諸規程に基づく会計処理を適正に行っており、今後とも継続して適切な会計処理に努める。
- ・ 会計監査の体制についても、適切な体制により厳正な監査を実施しており、今後とも現体制を継続していく。

【基準 5 の自己評価】

- ・ 学校法人の管理運営は、学園の規定等に則り適切に行っている。
- ・ 重要事項を決定する理事会は、8 月をのぞく毎月開催して、審議決定が必要な事項について迅速な対応を行っている。
- ・ 評議員会に付すべき事項は、評議員会においてあらかじめ意見を聴取し、理事会の決議を行っている。
- ・ 理事長及び学長のリーダーシップについては、規程、諸会議等を通じて適性に発揮されており、大学の教学改革等に確実に結びついている。
- ・ 諸会議等を通じて教職協働体制が適切に機能しており、円滑な意思疎通を図りながら学園各校の管理運営をスムーズに行うなど成果が表れている。
- ・ 財政は、資産処分差額の特別損失（令和 3（2021）年度）を除くと令和 4（2022）年度まで 10 か年黒字決算が継続しており、財務体質は安定している。これらを総合して、本学園では経営・管理と財務は健全に推移している

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 本学の内部質保証のための組織としては、大阪成蹊大学自己点検・評価委員会を置いており、その委員については「大阪成蹊大学自己点検・評価委員会規程」第 3 条により、学長、副学長、研究科長、学部長、学部長から推薦された者、総務部・入試事務部・教務部・学生部・就職部・教育研究支援部の長、その他学長が指名する者と規定している。
- ・ 学長及び自己点検・評価委員会を中心として、各学部・学科、研究科、各委員会、法人組織を含む関連部署の情報収集により実情を確認し、高等教育研究所や IR(Institutional Research)推進室といった専門部署が分析の上で改善案の検討を行っている。この改善案の検討、企画立案、実施については、総長が議長となり運営している教学改革 FSD 会議において総長・学長のリーダーシップの下で全学的に推進しており、自己点検及び評価のための組織を整備するとともに責任体制を確立している。
- ・ また、自己点検・評価の内容をまとめ、報告書作成を行う際には、各学部、関連部署による報告書原案を総務部及び経営企画本部等において編纂し、必要に応じてワーキンググループを設け、学長及び自己点検・評価委員長を中心に内容の精査を行っている。
- ・ 自己点検・評価活動の一環として、教員の業績等の評価を行っている。教員評価の実施体制としては、「大阪成蹊学園教員評価実施要領」により、学科長、学部長、副学長、人事本部長、学長と段階的に評価が行われ、最終評価は理事長、学長をはじめとする評価委員会で協議の上で決定することとしている。評価結果は、教育力向上及び学生満足度向上を図るために活用される。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 自己点検・評価の結果を大学の教学改革や管理運営に積極的に活かす取り組みを強化し、点検・評価の実質化を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・ 本学の自己点検・評価は、「大阪成蹊大学学則」第 2 条に規定している「本学は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育

研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」に則り自己点検評価委員会が中心となり、自己点検及び評価を行っている。

- ・ さらに自己点検及び評価の実施にあたっては、「大阪成蹊大学自己点検評価委員会規程」及び学部ごとの「学部自己点検評価委員会規程」において、その組織及び運営について必要な事項を定めている。
 - ・ 本学における自己点検・評価については、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準・項目に沿った内容に準拠している。
 - ・ 大学の現状を把握するためのデータは、各事務部門において収集、分析を行っている。具体的には、教育内容や履修状況等については教務部が、学生支援や休退学・除籍の動向、出欠状況等については学生本部が、学生募集や志願者・入学者の動向等については入試広報部が、就職・進路等のキャリア支援等については就職部が、高大連携や産学連携等については産官学連携センターが、それぞれの業務に関連するデータ・資料を収集、整理している。
- 各部署が収集したデータは、教員を中心とする関連委員会や教授会、また、理事長や学長及び各事務部門を含む経営会議や各種強化会議等を通じて、学内の教職員が共有できる体制を整備している。
- ・ 自己点検・評価報告書は2年に1回作成し、大学ホームページ上で公表している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・ 本学では学園に設置している IR 推進室が各種調査・データの収集と分析を行い、教学改革 FSD 会議、教授会において報告を行っている。
- ・ PROG テスト、累積 GPA、授業評価アンケート、学生生活調査アンケート、卒業生アンケート等の調査、分析を行い、教学改革 FSD 会議、教授会において分析結果を共有している。
- ・ PROG テストでは、リテラシー及びコンピテンシーに関する、入学時から経年分析、年度別入学生の性質変化分析、他大学平均値との比較分析等を実施した。
- ・ 学生生活調査アンケートでは、学修・研究・大学生活・暮らしに関する 63 項目の設問と、パーソナルブランドマネジメントプロジェクト (PBM) に関する 22 項目の設問について、学生の学修習慣や満足度、PBM プログラムの成果等について数値化を図り、経年変化を分析した。卒業生アンケートでは、卒業生の満足度及び学科で定めるディプロマ・ポリシーの力の修得意識の状況を可視化した。
- ・ 授業評価アンケートでは、講義形態、履修学生数、年次別等のクロス集計による学生の満足度の傾向等を学部・学科ごとに分析するなどした。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学では、教学改革を強力に推し進めるため総長を議長として学長、副学長等及び教職員幹部による教学改革 FSD 会議を設けて種々の検討、施策の打ち出し等を行っている。教学改革を推進し検証するため自己点検、評価の取り組みは不可欠である。次年度以降も継続して各項目につききめ細かく点検作業を行う。また、IR 推進室が中心となり、年次の計画に沿って教学課題等を調査、分析し、教学マネジメントの PDCA サイクルを構築する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 本学では、教学改革 FSD 会議において 3 つのポリシーをはじめ教学の取組みについて検討、見直しを行い、改善・向上すべき点とした内容について、学長を中心に担当部署及び関連委員会等で今後の方針や具体対応策を検討し、経営会議や教授会等においてさらに精査を行い、全学的な観点での精度の高い実施計画（Plan）を策定している。
- ・ その上で、案件によっては年度事業計画に組み込み、学長のリーダーシップの下で担当部署を中心に各施策を実行（Do）している。
- ・ 実施内容の進捗状況については教学改革 FSD 会議、教授会、自己点検・評価委員会等で適時報告しており、年間を通じた成果については学部長及び学長により確認、評価（Check）が行われ、事業報告等においてまとめられ学内で共有している。
- ・ それらの結果をもとに、改善案（Action）の検討、精査を行い、次年度の事業計画に反映している。
- ・ このように本学においては学部、学科、研究科と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

学部・学科の PDCA サイクルの仕組みは実績を重ね、年々機能性が向上している。今後、特に研究科の取組みを強化していく。

[基準 6 の自己評価]

- ・ 本学では、学部、研究科、事務組織など大学全体の質保証を自己点検・評価委員会を中心として各種会議体等を通じて自己点検及び評価を行って、内部質保証の組織体制を整備し、本学の使命・目的等を達成するため 3 つのポリシーの実質化や社会貢献・地域連携など、大学運営の改善に努めている。
 - ・ また、外部からの評価も得て大学全体の改善等にもつなげている。
 - ・ IR 推進室の活動を活発化し、調査、分析による可視化も図っている。
- 総長・学長のリーダーシップによる教学・経営上の意思決定や、運営が円滑に行われており、本学は、内部質保証の組織体制は適切に整備していると評価できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

「新型コロナウイルス感染症への対応」

令和 2（2020）年 1 月より蔓延し始めた新型コロナウイルス感染症は、令和 4（2022）年度においてもまだ終息には至っておらず、年度末頃になりようやく令和 5（2023）年 5 月からの 5 類感染症への移行の見通しがたった。国の方針も時期を追って変更となり、都度対応が求められたためその体制についてまとめる。

基準 A. 学園の対策組織

A-1. 新型コロナウイルス感染症対策本部

A-2. 組織と対策の経過

(1) A の自己判定

「基準項目 A を満たしている。」

(2) A の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1. 新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・ 本学園では、理事長・総長、学長をはじめ幹部教職員による「新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心に、新型コロナウイルスの感染状況や国及び自治体の対処方針に従い、状況に応じた感染対策や教育方針を教職員及び学生に示した。

A-2. 組織と対策の経過

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部を中心とし、各委員会、各部署においても感染状況に応じた対策を行い、学生にも周知した。
- ・ 令和 4（2022）年度における学内施設等での感染症対策としては、入構時の検温、手指消毒等の徹底、食堂や学生支援を行う学内窓口の飛沫感染防止用アクリル版の設置等、基本的な感染対策を継続して行った。

基準 B. 遠隔授業等

B-1. LMS (Learning Management System) の整備

B-2. FD 研修

B-3. 遠隔授業と対面授業の実施

(1) B の自己判定

「基準項目 B を満たしている。」

(2) B の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1. LMS (Learning Management System) の整備

- ・ 令和 4（2022）年度については、令和 2 年度より導入している「Zoom」と「Google Classroom」の併用によるオンライン授業の体制を継続して行った。ただしオンライン授業については学びの機会に不利益が生じないよう、また対面授業と同等以上の効果が期待できる授業についてのみ「オンデマンド」での遠隔授業で実施している（全授業の 5%程度）。
- ・ 令和 4（2022）年度は前年度から引き続き、「Google Classroom」については遠隔（オンデマンド）授業以外でも活用できることから、全学生配付の履修ガイドや全教員配付の Academic Handbook に Google Classroom の利用方法（マニュアル）を掲載している。
- ・ Zoom については有料契約件数が決まっているため利用件数の整理を行い、有料（時間無制限・招待人数拡大等）での利用を希望する先生からの申し出があった場合に教務部でアクティベーションメールを送信し、対応している。

B-2. FD 研修

- ・ 遠隔授業で用いることとなる「Zoom」と「Google Classroom」の活用方法については、対面で開催される年度末の非常勤教員説明会で Academic Handbook をもとに利用活用方法について説明する機会を設定、また新規採用の専任教員説明会の際には PC 教室を利用して実際の使用活用方法をレクチャーする等研修を行った。なお、全教員に配付する Academic Handbook に掲載する利用マニュアルについても内容を改定する等の対応を行った。

B-3. 遠隔授業と対面授業の実施

- ・ 令和 4（2022）年度については基本的には対面での授業とし、高い教育効果を得られるであろう「教養科目」についてのみ遠隔（オンデマンド）授業として対応した（全授業のうち 5%程度）。
- ・ 令和 4（2022）年度当初に「Wi-Fi 環境等調査アンケート」を新入生に対して実施し、各学生の活用可能な情報機器の保有状況や機器のスペックなどを確認した。調査によって貸出が必要だと認められた学生に対し貸出用ノートパソコンを貸与し、在宅や授業と授業の間に遠隔（オンデマンド）授業が受講できる体制を整えた。ただし、2 年前より入学手続要項内で入学前準備として「ノートパソコン購入の推奨」を行っていることや、学部によっては購入を進める等の対応によって、学生のノートパソコン保有率が高まり、年々貸出件数は減少している。今後は授業等でも有効活用できるよう教員にも働きかける。
- ・ Google Classroom については遠隔（オンデマンド）授業以外でも課題の提出や資料の提示などに利活用できることから、全教員に対して学生の Gmail アドレスを付した履修者名簿を履修登録時期に応じて複数回パスワード付でデータ展開し、学生へのアプローチ（Classroom への招待等）が迅速に行うことができるよう対応している。
- ・ 定期試験の実施については感染症陽性者や濃厚接触者の増大によって追試験対応が困難になることを想定し、定期試験及び追試験・再試験について、可能な範囲でレポートでの対応（Google Classroom への提出など）を促した。それにより感染拡大時期（前

期：7・8月、後期：1・2月）においてもスムーズに定期試験及び追試験・再試験を実施することができた。

- ・ 教員へは「遠隔授業ガイドライン」を Academic Handbook に掲載し、周知している。

基準 C. 学生支援

C-1. 学生への経済的支援

C-2. 学修機器の貸与

C-3. 就職支援

C-4. 新型コロナウイルス感染症関連連絡体制

C-5. 学外実習等に参加する学生への支援

(1) C の自己判定

「基準項目 C を満たしている。」

(2) C の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1. 学生への経済的支援

- ・ 令和 2（2020）年 4 月から始まった給付奨学金・授業料減免制度を全学生に周知し、経済的困難な学生に対し、修学の継続を支援した。また、コロナ禍で世帯収入が急激に減少した学生に対して、給付奨学金・授業料減免制度の家計急変による臨時採用を案内し、個別に対応した。
- ・ コロナ禍の影響により、学費の支弁が困難になった学生に対して、授業料延・分納の案内をし、納付期日の延長に対応した。また、コロナ禍で経済的に休学を余儀なくされた学生については、休学時の在籍料を免除した。

C-2. 学修機器の貸与

- ・ 遠隔（オンデマンド）授業の際は学生がスムーズに取り組めるよう、貸出用ノートパソコン（300 台）及びタブレット（670 台）を確保し貸出している。また Wi-Fi 環境調査を年度当初に実施し、その回答をもとに遠隔（オンデマンド）授業に対応できない環境にある学生に対しては、大学のノートパソコンの貸出を勧める等の個別対応を行っている。
- ・ 令和 3（2021）年度より入学者への手続要項内に「ノートパソコン保有推奨」として掲載したことにより、年を追うごとに貸出件数は減少しており（特に新しく新設された学部については必携としている）、家庭の事情等で購入が難しい学生に対する貸出がほとんどとなっている。

C-3. 就職支援

- ・ 就職部では、LINE や Zoom 等を利用したオンライン個別企業説明会や人数制限等を設けた安全・安心な対面個別企業説明会を開催した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン型の企業説明会や面接参加に向けての「Interview Cube」、学内個別企業説明会をより充実させる「Session Space」、WEB

試験などに集中して取り組める「Concentration Space」の3つの環境を設置し、就職活動に不安を抱える学生に対してもきめ細やかな支援を行った。「Interview Cube」では、完全防音・個室ブースが2カ所あり、パソコンの貸与、専用ライトを完備し、安心して就職相談や面接練習が行える環境となっている。また、リモートによる個別就職相談会やオンライン面接練習等を実施し、自宅でも就職活動が行えるよう支援を行っている。

C-4. 新型コロナウイルス感染症関連連絡体制

- 令和3（2021）年3月より本学ホームページにコロナ関係連絡フォームを掲示し、発熱や新型コロナウイルス感染時に発症する咽頭痛等の症状を有する学生が随時大学へ連絡できる体制を構築・運用してきた。コロナ関係連絡フォームより連絡を行った学生については、本学保健センターと学生部が連携し、原則4日間の自宅待機指示を行い、学内の感染拡大防止を行った。その他、学生部発信により、保健センター、総務部、他関係部署および、関係教員と連携し、感染予防や本学の感染者についての情報を共有している。
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受け、令和5（2023）年5月以降はコロナ関係連絡フォームでの報告は不要とし、学校保健安全法に基づき対応している。

C-5. 学外実習等に参加する学生への支援

- 学外実習実施にあたっては、パートナーシップ連携校はじめ大学が依頼している実習園、施設等へ、学生が遵守すべき行動指針等について示した「学外実習に際しての学生の健康管理について」の文書の送付に加え、実習開始4週間前からの検温記録による体調管理の徹底等、学部の指導・取り組みについて説明を行い、可能な限り安心して受け入れてもらえるよう努めた。概ね予定どおりの実習を実施することができたが、介護等体験については、感染状況等を勘案し、代替授業の実施とした。
- 学外実習中の学生の体調不良等については、学部、教育保育実習支援センター、学生部、保健センターが連携し、欠席等の連絡方法、自宅待機期間の設定、再開時期の確認等周知徹底を図り、安全安心な実習実施に努めた。
- 学外実習実施にあたり、実習先より抗原検査・PCR検査の実施を求められた場合、抗原検査は保健センターにおいて実施し、結果証明書を発行し対応した。PCR検査等学外での検査実施については、検査費用を学園より支給、支援した。
- 保育実習等において事前実施している細菌検査について、感染拡大の影響による期間変更のため生じた再検査費用を学園負担とした。
- これらの徹底した取り組みにより実習先の協力を得るとともに、感染拡大等の影響で学生の実習実施に不利益が生じないよう支援し、実習を適正に実施することができた。

< 検査費用等支援状況 > R4.5.2～R5.2.22 (R5.5.1)

抗原検査 (保健センター実施)		PCR 検査等 (外部機関実施)		細菌検査	
実習種別	件数	実習種別	件数	実習種別	件数
教育実習Ⅰ (幼稚園)	7 件	保育実習Ⅲ	1 件	保育実習Ⅰー2	10 件
保育実習Ⅰー1	2 件			保育実習Ⅲ	2 件
保育実習Ⅰー2	2 件				
保育実習Ⅱ	1 件				
保育実習Ⅲ	1 件				
学校体験活動Ⅰ	1 件				
学校教育実習Ⅱ	10 件				

[基準Ⅳの自己評価]

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、国や大阪府等の指示・要請等を受け、状況に応じた感染防止対策を実施し、学生及び教職員の安全を確保しながら学修機会を確保してきた。
- ・ 新型コロナウイルスの 5 類感染症移行後は、基本的な感染予防対策は継続しつつ新たな生活様式のもと、対面での授業を原則とし、学生本位の教育活動を実施していく。

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	法令の内容	該当基準項目
第 83 条	○	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	1-1
第 85 条	○	第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。	1-2
第 87 条	○	第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとして定めることができる。 ② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。	3-1
第 88 条	○	第八十八条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。	3-1
第 89 条	—	第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。	3-1
第 90 条	○	第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。 ② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。 一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。 二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。	2-1
第 92 条	○	第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。	3-2 4-1 4-2

		③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 ⑤ 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。 ⑥ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ⑦ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ⑧ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ⑨ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。 ⑩ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。	
第 93 条	○	第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	4-1
第 104 条	○	第百四条 大学（専門職大学及び第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第七項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。 ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。 ③ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。 ④ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。 ⑤ 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。 ⑥ 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。 ⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。 一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士 二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博	3-1

		士 ⑧ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。	
第 105 条	—	第百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。	3-1
第 108 条	—	第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。 ② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。 ③ 前項の大学は、短期大学と称する。 ④ 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。 ⑤ 第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。 ⑥ 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。 ⑦ 第二項の大学には、学科を置く。 ⑧ 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。 ⑨ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。 ⑩ 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。	2-1
第 109 条	○	第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。 ⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。 ⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 ⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。	6-2
第 113 条	○	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	3-2

第 114 条	○	第百十四条 第三十七条第十四項及び第六十条第六項の規定は、大学に準用する。	4-1 4-3
第 122 条	○	第百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。	2-1
第 132 条	○	第百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	法令の内容	該当基準項目
第 4 条	○	第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項 二 部科及び課程の組織に関する事項 三 教育課程及び授業日時数に関する事項 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 五 収容定員及び職員組織に関する事項 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 八 賞罰に関する事項 九 寄宿舎に関する事項 ② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。 一 通信教育を行う区域に関する事項 二 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事項 ③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。	3-1 3-2
第 24 条	○	第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。 ② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。 ③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	第二十六条 ⑤ 学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。	4-1
第 28 条	○	第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりと	3-2

		する。 一 学校に関係のある法令 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 七 往復文書処理簿 ② 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。 ③ 学校教育法施行令第三十一条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。	
第 143 条	○	第百四十三条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもつて構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。 2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもつて、教授会の議決とすることができる。	4-1
第 146 条	—	第百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二十八条第一項、短期大学設置基準第十七条第一項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第一項に規定する科目等履修生（第百六十三条の二において「科目等履修生」という。）又は大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第二項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は専門職短期大学設置基準第二十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。	3-1
第 147 条	○	第百四十七条 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。 二 大学が、大学設置基準第二十七条の二又は専門職大学設置基準第二十二条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。 三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。 四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。	3-1
第 148 条	—	第百四十八条 学校教育法第八十七条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部において在学する学生にあつては、同法第八十九条の規定により在学すべき期間は、四年とする。	3-1
第 149 条	—	第百四十九条 学校教育法第八十九条の規定により、一の大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）に三年以上在学したものに準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者であつて、在学期間が通算して三年以上となつ	3-1

		たものと定める。 一 第四百七十七条第一号及び第二号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者 二 第四百七十七条第一号及び第二号の要件を満たす大学を退学した者であつて、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの 三 第四百七十七条第一号及び第二号の要件を満たす大学を卒業した者であつて、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの	
第 150 条	○	第百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 四 文部科学大臣の指定した者 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。） 五の二 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの 七 大学において、個別の入学者資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの	2-1
第 151 条	—	第百五十一条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。	2-1
第 152 条	—	第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	2-1
第 153 条	—	第百五十三条 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。	2-1
第 154 条	—	第百五十四条 学校教育法第九十条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。 一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者 二 外国において、学校教育における九年の課程に引き続く学校教育の課程に二年以上在学した者 三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者 四 第百五十条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者 五 文部科学大臣が指定した者 六 高等学校卒業程度認定試験規則第四条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第四条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を	2-1

		受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、十七歳に達したものの	
第 161 条	○	第百六十一条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。 2 前項の規定は、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第九十条第一項に規定する者に限る。）について準用する。	2-1
第 162 条	○	第百六十二条 我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（大学及び短期大学にあつては学校教育法第九十条第一項に規定する者に、大学院にあつては同法第二百二条第一項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者は、転学しようとする大学、大学院又は短期大学の定めるところにより、それぞれ当該大学、大学院又は短期大学に転学することができる。	2-1
第 163 条	○	第百六十三条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。 ② 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。	3-2
第 163 条 の 2	—	第百六十三条の二 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証する書面をいう。）を交付することができる。	3-1
第 164 条	—	第百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たつては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。 2 特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。 3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。 4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによる。 5 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。 6 大学は、学校教育法第百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。 7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。	3-1
第 165 条 の 2	○	第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3

第 166 条	○	第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	6-2
第 172 条 の 2	○	第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	第百七十三条 第五十八条の規定は、大学に準用する。	3-1
第 178 条	○	第百七十八条 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。	2-1
第 186 条	○	第百八十六条 学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。 一 修業年限が二年以上であること。 二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。 2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	法令の内容	該当基準項目
第1条	○	第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。 2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。	6-2 6-3
第2条	○	第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	1-1 1-2
第2条の2	○	第二条の二 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	2-1
第3条	○	第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	1-2
第4条	○	第四条 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	1-2
第5条	○	第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	1-2
第6条	—	第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。 二 教育研究上必要な教育研究実施組織、施設、設備その他の諸条件を備えること。 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。 2 学部以外の基本組織に係る基幹教員（第八条第一項に規定する基幹教員をいう。次条第七項において同じ。）の数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十二条第一項に規定する専門職学科、第四十五条第一項に規定する共同学科（第十条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。 3 この省令において、この章、第十条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の三、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。	2-2 2-3

		2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。	3-2 4-2
第 9 条	○	第九条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	第十条 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。	3-2 4-2
第 11 条	○	第十一条 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	3-2 3-3 4-2 4-3

第 12 条	○	第十二条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。	4-1
第 13 条	○	第十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	3-2 4-2
第 14 条	○	第十四条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一 前条各号のいずれかに該当する者 二 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者	3-2 4-2
第 15 条	○	第十五条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 第十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	3-2 4-2
第 16 条	○	第十六条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一 第十三条各号又は第十四条各号のいずれかに該当する者 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者	3-2 4-2
第 17 条	○	第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者	3-2 4-2
第 18 条	○	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるとときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるとときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	2-1
第 19 条	○	第十九条 大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系	3-2

		的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵かん養するよう適切に配慮しなければならない。 3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。	
第 19 条の 2	○	第十九条の二 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下この条において「他大学」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十七条の三において「連携開設科目」という。）を、当該大学が自ら開設したものとし、みなすことができる。 一 当該大学の設置者（その設置する他大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他大学 二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学、専門職大学又は短期大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学、専門職大学又は短期大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第四十五条第三項において同じ。）（当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他大学 2 前項の規定により当該大学が自ら開設したものとし、みなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。 一 前項第一号に該当する他大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針 二 前項第二号に該当する他大学が開設するもの 同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。） 3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとし、みなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。	3-2
第 20 条	○	第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	3-2
第 21 条	○	第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	3-1
第 22 条	○	第二十二条 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。	3-2
第 23 条	○	第二十三条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。	3-2

第 24 条	○	第二十四条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とするものとする。	2-5
第 25 条	○	第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。	3-1
第 26 条	—	第二十六条 大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。	3-2
第 27 条	○	第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。	3-1
第 27 条の 2	○	第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	3-2
第 27 条の 3	○	第二十七条の三 大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。	3-1
第 28 条	○	第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。	3-1
第 29 条	○	第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。 2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。	3-1
第 30 条	○	第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したも	3-1

		のとみなすことができる。 2 前項の規定は、第二十八条第二項の場合に準用する。 3 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。 4 前三項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。	
第30条の2	—	第三十条の二 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。	3-2
第31条	○	第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。 2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。 3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。 4 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の基幹教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。 5 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。	3-1 3-2
第32条	○	第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、百八十八単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。 3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することのほか、大学が定めることとする。 4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、百八十二単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。 5 前四項又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。 6 第一項から第四項まで又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。	3-1
第33条	—	第三十三条 前条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目に係る第二十一条第一項又は第二十七条の規定の適用については、第二十一条第一項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第二十七条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。 2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数を	3-1

		これに相当する単位数とみなして第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項又は第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定を適用することができる。	
第 34 条	○	第三十四条 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。 二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。	2-5
第 35 条	○	第三十五条 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。	2-5
第 36 条	○	第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。	2-5
第 37 条	○	第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。 2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。 3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。	2-5
第 37 条の 2	○	第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ（１）若しくは（２）又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ（１）若しくは（２）の表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。	2-5
第 38 条	○	第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報	2-5

		通信の技術を利用する方法をいう。)により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。	
第 39 条	○	第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。 (略) 2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。	2-5
第 39 条の 2	—	第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。	2-5
第 40 条	○	第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。	2-5
第 40 条の 2	○	第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	2-5
第 40 条の 3	○	第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	第四十条の四 大学、学部及び学科(以下「大学等」という。)の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	1-1
第 41 条	—	第四十一条 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等(学部又は学部以外の基本組織(この条の規定により置かれたものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)との緊密な関係及び協力の下、当該二以上の学部等が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織(以下この条及び別表第一において「学部等連係課程実施基本組織」という。)を置くことができる。 2 学部等連係課程実施基本組織に係る基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学部等(以下この条において「連係協力学部等」という。)の基幹教員がこれを兼ねることができる。 3 学部等連係課程実施基本組織に係る基幹教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって足りるものとする。 4 学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。 5 第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。	3-2
第 42 条	—	第四十二条 大学の学部の学科(学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く。)のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。 2 前項に規定する専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とする。	1-2

第42条の2	—	第四十二条の二 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。	2-1
第42条の3	—	第四十二条の三 専門職学科を置く学部に係る第十条の規定による基幹教員数のうち、別表第一イ（2）による専門職学科の基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。 2 専門職学科に係る実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 大学又は専門職大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者 3 第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、基幹教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ（1）備考第二号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員の数及び同表備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、別表第一イ（2）に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。	4-2
第42条の4	—	第四十二条の四 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、専門職学科を設ける大学は、第十九条第一項及び第二項に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 2 専門職学科を設ける大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。	3-2
第42条の5	—	第四十二条の五 専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 学長又は専門職学科を設ける学部の長（以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員 二 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 四 臨地実務実習（第四十二条の九第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者 五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。	4-1

		一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項	
第42条の6	—	第四十二条の六 専門職学科を設ける大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。 一 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。） 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。） 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。） 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）	3-2
第42条の7	—	第四十二条の七 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第二十四条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。	2-5
第42条の8	—	第四十二条の八 専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職学科において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で大学の定めるところにより、単位を与えることができる。 2 前項により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項並びに第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数（第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により修得したものとみなす単位数にあつては、当該大学において入学前に修得した単位以外のものに限る。）と合わせて六十単位を超えないものとする。	3-1
第42条の9	—	第四十二条の九 専門職学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項及び第五項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 同条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上が含まれること。 二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。 三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。）をもつてこれに代えることができること。	3-1

第42条の10	—	第四十二条の十 専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。	2-5
第43条	—	第四十三条 二以上の大学は、その大学等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。 2 大学は、共同教育課程（大学院の課程に係るものを含む。）のみを編成することはできない。 3 構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。	3-2
第44条	—	第四十四条 構成大学は、学生が当該構成大学のうち一の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該構成大学のうち他の大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。	3-1
第45条	—	第四十五条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の九に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する共同学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）以上を修得することとする。 3 全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前二項の規定の適用については、これらの項中「三十一単位」及び「三十二単位」とあるのは、「二十単位」とする。 4 前三項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第四十二条の八第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。	3-1
第46条	—	第四十六条 共同学科に係る基幹教員の数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ（１）若しくは（２）の表の中欄又はロの表を適用して得られる基幹教員の数（次項において「全体基幹教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別基幹教員数」という。）以上とする。 2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別基幹教員数の合計が全体基幹教員数に満たないときは、その不足する数の基幹教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。 3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別基幹教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の基幹教員を置くときは、当該基幹教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ（１）若しくは（２）の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める基幹教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三	3-2 4-2

		六〇人までの場合の基幹教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別基幹教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る基幹教員数は、最小大学別基幹教員数以上とする。	
第 47 条	—	第四十七条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。	2-5
第 48 条	—	第四十八条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ（１）若しくは（２）又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。 ２ 第三十七条の二及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。	2-5
第 49 条	—	第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。	2-5
第 49 条の 2	○	第四十九条の二 工学に関する学部を設ける大学であつて当該学部を基礎とする大学院の研究科を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができる。 ２ 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該教育課程を履修する学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を向上させることができるよう、当該大学における工学に関する学部において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。	3-2
第 49 条の 3	○	第四十九条の三 前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第十条に規定する数の基幹教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における工学に関する学部以外の学部における基幹教員をもつて充てることができる。 ２ 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第十条に規定する数の基幹教員に加え、当該授業科目の実施に必要な基幹教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が基幹教員以外の者である場合には、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。	4-2
第 49 条の 4	—	第四十九条の四 第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る基幹教員数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、第一号に掲げる場合にあつては別表第一イの表に定める数、第二号に掲げる場合にあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の基幹教員数は、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。 一 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合 別表第一イの表の中欄に定める基幹教員数とする。収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数	4-2

		の基幹教員を増加するものとする。 二 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合 別表第一イの表の下欄に定める基幹教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。	
第 58 条	—	第五十八条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。	1-2
第 59 条	—	第五十九条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十七条の二、第四十七条、第四十八条、第四十九条（第三十四条及び第三十五条の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）、第五十六条の六、第五十六条の七及び第五十六条の八（第三十四条及び第三十五条の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。	2-5
第 61 条	—	第六十一条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	法令の内容	該当基準項目
第 2 条	○	第二条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下本条及び第六条第一項本文において同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。	3-1
第 10 条	○	第十条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。	3-1
第 10 条の 2	—	第十条の二 大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第五十五条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十二条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。	3-1
第 13 条	○	第十三条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。 2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。	3-1

私立学校法

	遵守状況	法令の内容	該当基準項目

第24条	○	第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。	5-1
第26条の2	○	第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。	5-1
第33条の2	○	第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	5-1
第35条	○	第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。 2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。	5-2 5-3
第35条の2	○	第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。	5-2 5-3
第36条	○	第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。 3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。 4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。	5-2
第37条	○	第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。 2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 3 監事の職務は、次のとおりとする。 一 学校法人の業務を監査すること。 二 学校法人の財産の状況を監査すること。 三 理事の業務執行の状況を監査すること。 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。 4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。	5-2 5-3
第38条	○	第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。） 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者	5-2

		(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。) 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 二 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。 三 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 四 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 五 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。 六 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。 七 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。 八 次に掲げる者は、役員となることができない。 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの	
第39条	○	第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。	5-2
第40条	○	第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。	5-2
第41条	○	第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。 二 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。 三 評議員会は、理事長が招集する。 四 評議員会に、議長を置く。 五 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。 六 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。 七 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 八 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 九 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の五において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。 一〇 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。	5-3
第42条	○	第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画 二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画 三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準 五 寄附行為の変更 六 合併 七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散 八 収益を目的とする事業に関する重要事項 九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの 二 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとする	5-3

		ことができる。																
第43条	○	第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。	5-3															
第44条	○	第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。	5-3															
第44条の2	○	第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。 2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。 3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。 一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事 二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事	5-2 5-3															
第44条の3	○	第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 一 理事 次に掲げる行為 イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載 ロ 虚偽の登記 ハ 虚偽の公告 二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載	5-2 5-3															
第44条の4	○	第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。	5-2 5-3															
第44条の5	○	第四十四条の五 一般社団・財団法人法第一百十二条から第一百六条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等の」とあるのは「役員の」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>第113条</td><td>社員総会</td><td>評議員会</td></tr><tr><td>第113条第1項第2号ロ(1)</td><td>理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する</td><td>寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する</td></tr><tr><td>第114条第1項</td><td>理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）</td><td>理事会の決議</td></tr><tr><td>第114条第2項</td><td>社員総会</td><td>評議員会</td></tr><tr><td></td><td>、同項</td><td>及び同項</td></tr></table>	第113条	社員総会	評議員会	第113条第1項第2号ロ(1)	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する	第114条第1項	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議	第114条第2項	社員総会	評議員会		、同項	及び同項	5-2 5-3
第113条	社員総会	評議員会																
第113条第1項第2号ロ(1)	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する																
第114条第1項	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議																
第114条第2項	社員総会	評議員会																
	、同項	及び同項																

			限る。)についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	限る。)	
		第114条第3項	同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議)	理事会の決議	
			社員	評議員	
		第114条第4項	役員等	役員	
			議決権を有する社員	評議員	
		第115条第1項	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する	
			限る。)、	限る。)	又は
		第115条第3項及び第4項	社員総会	評議員会	
		第115条第4項第3号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項	
		第116条第1項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号	
		第118条の2第1項	社員総会(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会)	理事会	
		第118条の2第2項第2号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項	
		第118条の2第5項	第八十四条第一項、 、第百十一条第三項及び	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項及び の規定、同法第四十四条の二第三項の規定並びに同法第四十四条の五において準用する	
		第118条の3第1項	役員等を 役員等賠償責任保険契約 社員総会(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会)	役員を 役員賠償責任保険契約 理事会	
		第118条の3第2項	第八十四条第一項、 及び第百十一条第三項	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項及び の規定並びに同法第四十四条の二第三項	
		第118条の3第3項ただし書	役員等賠償責任保険契約	役員賠償責任保険契約	
第45条	○	第四十五条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。			5-1
第45条の2	○	第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。 2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。 3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第九十二条第二項(同法第二百三十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。			1-2 5-4 6-3
第46条	○	第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。			5-3
第47条	○	第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならない。 2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。)にあっては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた			5-1

		場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。	
第48条	○	第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。 2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従って、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。	5-2 5-3
第49条	○	第四十九条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。	5-1
第63条の2	○	第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容 二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容 三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容 四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	法令の内容	該当基準項目
第99条	○	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。 ③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。	1-1
第100条	○	第一百条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。	1-2
第102条	○	第一百二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第一百四十三条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者として定めることができる。 ② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）を、当該大学院に入学させることができる。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	法令の内容	該当 基準項 目
第 155 条	○	第百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。 一 学校教育法第四百条第七項の規定により学士の学位を授与された者 二 外国において、学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 四の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、五年）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者 五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 六 文部科学大臣の指定した者 七 学校教育法第百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳）に達したもの ２ 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とす	2-1

		る短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする高等学校の専攻科の課程を修了した者に限る。） 二 専門職大学の前期課程を修了した者（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年とする専門職大学の前期課程を修了した者に限る。） 三 高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。） 四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。） 五 外国において、学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者 六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者 七 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 八 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者	
第 156 条	○	第百五十六条 学校教育法第百二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第百四条第三項の規定に基づき学位規則第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者 二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 四 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号及び第百六十二条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者 五 外国の学校、第三号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 六 文部科学大臣の指定した者 七 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達したもの	2-1
第 157 条	○	第百五十七条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。	2-1
第 158 条	○	第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	2-1
第 159 条	○	第百五十九条 学校教育法第百二条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履	2-1

		修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に(四年)とする。	
第 160 条	○	第百六十条 学校教育法第二百二条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当するものと定める。 一 外国において学校教育における十五年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年)の課程を修了した者 二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十五年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年)の課程を修了した者 三 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十五年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	法令の内容	該当基準項目
第 1 条	○	第一条 大学院は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。 2 この省令で定める設置基準は、大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。 3 大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	第一条の三 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	2-1
第 2 条	○	第二条 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	1-2
第 2 条の 2	○	第二条の二 大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。	1-2
第 3 条	○	第三条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有	1-2

		する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	
第4条	—	第四条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合には、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。	1-2
第5条	○	第五条 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	1-2
第6条	○	第六条 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	1-2
第7条	○	第七条 研究科を組織するに当たっては、学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする。	1-2
第7条の2	—	第七条の二 大学院には、二以上の大学が協力して教育研究（第三十一条第二項に規定する共同教育課程（次条第二項、第十三条第二項及び第二十三条の二において「共同教育課程」という。）及び第三十六条第一項に規定する国際連携教育課程（第十三条第二項及び第二十三条の二において「国際連携教育課程」という。）を編成して行うものを除く。第八条第六項において同じ。）を行う研究科を置くことができる。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	第七条の三 学校教育法第百条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）は、当該大学院の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。 二 教育研究上必要な相当規模の教育研究実施組織その他諸条件を備えること。 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。 2 研究科以外の基本組織（工学を専攻する研究科以外の基本組織を除く。）に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻に係るものを含む。）に準ずるものとする。 3 この省令において、この章及び第九条を除き、「研究科」には研究科以外	1-2 3-2 4-2

		の基本組織を、「専攻」には研究科以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。	
第 8 条	○	第八条 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 二 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	第九条の三 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。	3-2 3-3 4-2 4-3

		3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	
第 10 条	○	第十条 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	2-1
第 11 条	○	第十一条 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。	3-2
第 12 条	○	第十二条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。	2-2 3-2
第 13 条	○	第十三条 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	2-2 3-2
第 14 条	○	第十四条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。	3-2
第 14 条 の 2	○	第十四条の二 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。	3-1
第 15 条	○	第十五条 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同	2-2 2-5 3-1 3-2

		令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。	
第 16 条	○	第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。 2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、前条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。	3-1
第 17 条	—	第十七条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に三年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。 2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）を加えた期間」と、「三年（修士課程に三年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは	3-1

		「三年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を含む。」と読み替えて、同項の規定を適用する。 3 第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十六条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。 4 第一項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。	
第 19 条	○	第十九条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。	2-5
第 20 条	○	第二十条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。	2-5
第 21 条	○	第二十一条 大学院は、教育研究を促進するため、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。	2-5
第 22 条	○	第二十二条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。	2-5
第 22 条 の 2	—	第二十二条の二 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	2-5
第 22 条 の 3	○	第二十二条の三 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	2-5 4-4
第 22 条 の 4	○	第二十二条の四 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	1-1
第 23 条	—	第二十三条 学校教育法第百三条に定める大学に置く大学院（以下「独立大学院」という。）の研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有すると認められるものとする。	1-1 1-2

第 24 条	—	第二十四条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。 2 独立大学院が研究所等との緊密な関係及び協力の下に教育研究を行う場合には、当該研究所等の施設及び設備を共用することができる。ただし、その利用に当たっては、十分な教育上の配慮等を行うものとする。	2-5
第 25 条	—	第二十五条 大学院には、通信教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。	3-2
第 26 条	—	第二十六条 大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。	3-2
第 27 条	—	第二十七条 昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合においては、通信教育を行う専攻ごとに、第九条に規定する教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものとする。	3-2 4-2
第 28 条	—	第二十八条 通信教育を行う課程の授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条から第五条までの規定を準用する。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	第二十九条 通信教育を行う課程を置く大学院は、教育に支障のないよう、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設を有するものとする。	2-5
第 30 条	—	第三十条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。	2-2 3-2
第 30 条 の 2	—	第三十条の二 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の研究科等（研究科又は研究科以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）との緊密な関係及び協力の下、当該二以上の研究科等が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織（以下この条において「研究科等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。 2 研究科等連係課程実施基本組織に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の研究科等（次項において「連係協力研究科等」という。）の教員であつて、第九条第一項各号に定める資格を有する者がこれを兼ねることができる。 3 研究科等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力研究科等の収容定員の内数とし、当該研究科等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。 4 第七条の三第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第九条、第九条の二、第十条、第十章から第十二章まで及び第四十五条を除き、「研究科」には研究科等連係課程実施基本組織を含むものとする。	3-2
第 31 条	—	第三十一条 二以上の大学院（専門職大学院を除く。以下この章において同じ。）は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。 2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。	3-2
第 32 条	—	第三十二条 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成大学院のうち他の大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。	3-1

		2 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導を、当該構成大学院のうち他の大学院において受けた当該共同教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする。	
第 33 条	—	第三十三条 共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条の二）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。 2 共同教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、同条第一項又は第二項に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。 3 全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、第十五条において準用する大学設置基準第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（同項第二号に規定する大学等連携推進法人をいい、共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前二項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。 4 前三項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同令第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。	3-1
第 34 条	—	第三十四条 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。	2-5
第 34 条 の 2	—	第三十四条の二 工学を専攻する研究科を設ける大学院を置く大学であつて当該研究科の基礎となる学部を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができる。 2 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学の大学院は、当該教育課程を履修する学生が工学に関する高度の専門的知識及び能力を修得するとともに、工学に関連する分野の基礎的素養を培うことができるよう、当該大学院における工学を専攻する研究科において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。	3-2
第 34 条 の 3	—	第三十四条の三 前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学院における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学院における工学を専攻する研究科以外の研究科における教員をもって充てることができるものとする。 2 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が第九条により置くこととされる教員以外の者である場合は、一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。	4-2
第 42 条	—	第四十二条 大学院は、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提	2-3

大阪成蹊大学

		供を行うことに努めるものとする。	
第 43 条	○	第四十三条 大学院は、授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、これを学生及び入学を志望する者に対して明示するよう努めるものとする。	2-4
第 45 条	—	第四十五条 大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に研究科、専攻その他の組織を設けることができる。	1-2
第 46 条	—	第四十六条 新たに大学院及び研究科等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	—	本学は専門職大学院ではない。	6-2 6-3
第 2 条	—	本学は専門職大学院ではない。	1-2
第 3 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 4 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-2 4-2
第 5 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-2 4-2
第 5 条の 2	—	本学は専門職大学院ではない。	3-2 3-3 4-2
第 6 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-2
第 6 条の 2	—	本学は専門職大学院ではない。	3-2
第 6 条の 3	—	本学は専門職大学院ではない。	3-2
第 7 条	—	本学は専門職大学院ではない。	2-5
第 8 条	—	本学は専門職大学院ではない。	2-2 3-2
第 9 条	—	本学は専門職大学院ではない。	2-2 3-2
第 10 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 11 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-2
第 12 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 13 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 14 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 15 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1

第 16 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 17 条	—	本学は専門職大学院ではない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	本学は専門職大学院ではない。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	本学は専門職大学院ではない。	2-1
第 20 条	—	本学は専門職大学院ではない。	2-1
第 21 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 22 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 23 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 24 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 25 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 26 条	—	本学は専門職大学院ではない。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 28 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 29 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 30 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 31 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-2
第 32 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-2
第 33 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 34 条	—	本学は専門職大学院ではない。	3-1
第 42 条	—	本学は専門職大学院ではない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵 守 状 況	法令の内容	該 当 基 準 項 目
第 3 条	○	第三条 法第百四条第三項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。 2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博	3-1

		士課程に入学し、大学院設置基準第十六条及び第十六条の二に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。	
第4条	—	第四条 法第百四条第三項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。 2 法第百四条第四項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。	3-1
第5条	—	第五条 前二条の学位の授与に係る審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。	3-1
第12条	—	第十二条 大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から三月以内に、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	—	本学は通信教育を行っていない。	6-2 6-3
第2条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-2
第3条	—	本学は通信教育を行っていない。	2-2 3-2
第4条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-2
第5条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-1
第6条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-1
第7条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-1
第8条	—	本学は通信教育を行っていない。	3-2 4-2
第9条	—	本学は通信教育を行っていない。	2-5
第10条	—	本学は通信教育を行っていない。	2-5
第11条	—	本学は通信教育を行っていない。	2-2 3-2
第13条	—	本学は通信教育を行っていない。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。